

徴 徴 5 - 13
官 参 8 - 2
徴 管 4 - 1
平成 27 年 3 月 2 日

各 国 税 局 長
沖 縄 国 税 事 務 所 長 殿

国 税 庁 長 官
(官 印 省 略)

「徴収事務提要の制定について」の一部改正について（事務運営指針）

標題のことについては、平成 25 年 4 月 1 日付徴徴 2 - 13 ほか 16 課共同「徴収事務提要の制定について」（事務運営指針）の一部を下記のとおり改正したから、平成 27 年 4 月 1 日以降はこれにより、適切に処理されたい。

なお、平成 27 年 3 月 31 日以前に申請された納税の猶予及び同日以前に決議した換価の猶予については、従前の取扱いによることとする。

また、申請による換価の猶予については、平成 27 年 4 月 1 日以後に納期限が到来する国税について適用される。

（趣旨）

平成 26 年度の税制改正における猶予制度の見直しにより、国税通則法及び国税徴収法等が改正されたことに伴い、納税の猶予等に関する様式を定めるものである。

記

別添「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄のとおり改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">304000-005 猶予中の納税について</p> <p>【調理要領】</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) この帳票は、<u>納税の猶予若しくは換価の猶予をしている事案、又は納付誓約による分割納付を認めている事案を出力対象とする。</u></p> <p><u>なお、納税の猶予又は換価の猶予をしている事案について使用する場合には、標題の下部の文言につき、「納付のない場合には、猶予を取り消した上、ただちに滞納処分（財産の差押え、公売等）を行うこともあります。」のように、下線部分の文言を手書きにより挿入した上で、納付のない場合には、猶予を取り消すこと、その根拠条文、要件及びその取消しが要件に適合する理由を記載した書面を添付して送付する（行手法第35条第2項、第3項）。</u></p> <p>(2) 宛先欄は、滞納者の住所（所在地）（連絡先が登録されている場合は、当該連絡先）及び氏名（名称）を表示する。</p> <p>(3)～(8) (省略)</p> <p>(削除)</p>	<p style="text-align: center;">304000-005 猶予中の納税について</p> <p>【調理要領】</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) この帳票は、<u>猶予決議（納税の猶予許可（相互協議を含む。）、納税の猶予期間延長許可、納税の猶予期間短縮、換価の猶予、換価の猶予期間延長、換価の猶予期間短縮、徴収の猶予、納付誓約、納付受託）を行っている事案を出力対象とする。</u></p> <p>(2) あて先欄は、滞納者の住所（所在地）（連絡先が登録されている場合は、当該連絡先）及び氏名（名称）を表示する。</p> <p>(3)～(8) (同左)</p> <p>(9) <u>納付計画が数回にわたって不履行となっている場合には、猶予を継続することの可否について速やかに検討する。</u></p>

改正後

改正前

307010-001 猶予調査確認表

(新設)

【様式】

猶 予 調 査 確 認 表

平成 年 月 日

運用事項	通則法46②・通則法46③・徴収法151・徴収法151の2	申請等年月日	平成 年 月 日
住所所在地	氏 名 称		

確 認 項 目	確 認 内 容	適・否
猶予該当事実等	<p>猶予該当事実等が認められるか。</p> <p>※次により猶予該当事実等を確認する。</p> <p>納税の猶予…罹災証明、診断書、罹災届、直近2年間の収支状況書等の添付書類 換価の猶予(事業継続・生活維持困難)…現在納付能力調査</p> <p>【否】の理由、要調査事項</p>	適・否
所有資産の状況	<p>申告書等の書内資料から把握できる所有資産の状況が、財産目録に記載されていると認められるか。</p> <p>※収支内訳書(減価償却費の計算欄)、青色申告決算書(減価償却費の計算欄)、貸借対照表(資産欄)、資料情報カード等に計上されている資産が記載されているかを確認する。</p> <p>【否】の理由、要調査事項</p>	適・否
当面の必要資金額	<p>申告書等の書内資料及び親族の状況からみて、当面の必要資金額(運転資金及び生活費)は妥当なものであると認められるか。</p> <p>※申告書、損益計算書、収支内訳書、青色申告決算書等の必要経費の状況のほか、申告書(配偶者・扶養控除額、医療費控除額)の生活費等の状況からみて妥当と認められるか否かを確認する。</p> <p>【否】の理由、要調査事項</p>	適・否
収入見込金額	<p>申告書等の書内資料からみて、収入見込金額は妥当なものであると認められるか。</p> <p>※申告書、損益計算書、収支内訳書、青色申告決算書(損益計算書欄)の収入の状況からみて妥当と認められるかどうかを確認する。</p> <p>【否】の理由、要調査事項</p>	適・否
支出見込金額	<p>申告書等の書内資料からみて、支出見込金額(事業経費及び生活費)は妥当なものであると認められるか。</p> <p>※申告書、損益計算書、収支内訳書、青色申告決算書(損益計算書欄)の必要経費の状況からみて妥当と認められるかどうかを確認する。</p> <p>【否】の理由、要調査事項</p>	適・否
分割納付計画	<p>申告書等の書内資料からみて、分割納付の期限及び金額は妥当なものであると認められるか。</p> <p>※申告書、損益計算書、収支内訳書、青色申告決算書(損益計算書欄)の収入、必要経費等の状況からみて妥当と認められるかどうかを確認する。</p> <p>【否】の理由、要調査事項</p>	適・否
その他		適・否

全て「適」の場合	猶予期間1年以内	猶予決議
	猶予期間1年起	納税者からの聴き取り又は帳簿書類等の検査を実施
上記以外の場合		納税者からの聴き取り又は帳簿書類等の検査を実施

改正後

307010-001 猶予調査確認表

【調理要領】

1 目的

「猶予調査確認表」は、次に掲げる場合において、納税者から提出された猶予の申請書又は「分割納付計画書」及びそれらの添付書類の記載内容の審査を行うときに使用する。

- ① 納税者から納税の猶予若しくは換価の猶予の申請書又はそれらの猶予期間の延長の申請書及びそれらの添付書類の提出を受けた場合
- ② 職権による換価の猶予の適用の検討に当たり、税務署長の求めにより滞納者から「分割納付計画書」及び添付書類の提出を受けた場合

2 調理要領

- (1) 「平成 年 月 日」には、「猶予調査確認表」を作成した日を記載する。
- (2) 「適用条項」欄は、該当するものに○を付ける。
- (3) 「申請等年月日」欄は、上記1①の場合はその申請書及び添付書類が提出された日、上記1②の場合は「分割納付計画書」及び添付書類が提出された日を記載する。
- (4) 各「確認項目」につき「確認内容」欄に示す事項を確認し、その結果に基づき「適」又は「否」のいずれかに○を付ける。
- (5) 「否」に○を付けた「確認項目」については、その理由及び更に調査を要する事項を「『否』の理由、要調査事項」欄に記載する。
- (6) 次に掲げる場合は、納税者からの聞き取り又は帳簿書類等の検査による調査を行う。
 - イ 「確認内容」欄に示す事項の確認結果のいずれかが「否」の場合
 - ロ 「確認内容」欄に示す事項の確認結果が全て「適」であっても、1年以内に完納することが見込まれない場合
- (7) 「『否』の理由、要調査事項」欄に記載した事項について、調査を行った年月日を「調査年月日」欄に記載の上、その調査の結果に基づき「適」又は「否」のいずれかに○を付ける。

改正前

(新設)

改正後	改正前
<p><u>なお、調査の事績は、徴収システムの滞納整理事績に記録する。</u></p>	

改正後

307010-001-1 現在納付能力調査表

【様式】

整理番号

現在納付能力調査表

調査年月日 平成 年 月 日

住所 氏名

所在地 氏名

1 手持ち現金及び預貯金等の状況

金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額	備	考
手持ち現金	現金			
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
①当座資金合計(イ)		円		

2 その他の財産の状況

財	産	の	種	類	担保等	直ちに納税に充てられる金額
国債・株式等					<input type="checkbox"/>	円
不動産等					<input type="checkbox"/>	円
車両					<input type="checkbox"/>	円
その他財産 (敷金、保証金、保険等)					<input type="checkbox"/>	円
					①当座資金合計(ロ)	円

【備考】

改正前

307010-001 現在納付能力調査表(その1)

現在納付能力調査表(その2)

【様式】

現在納付能力調査表(その2)・参考

項目	内		容		察	
	金融機関	相手方	金額	種類	金額	状況
預貯金 (引出し可能なもの)						
借入金						
手形割引						
その他						
計						
資金ねん出の内容			金額	備考		
計						
手形割引			現在割引額	割引引可能額	受取手形保有高	
借入金			借入中のもの	返済見込年月日等		
相手方			相手方	担保	金額	
金融機関			金額	種類	金額	

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">307010-001-1 現在納付能力調査表</p> <p>【調理要領】</p> <p>1 目的</p> <p>「現在納付能力調査表」は、<u>次のいずれかに該当する場合において、調査日における国税の納付可能額及び納付困難な額を判定するために作成する。</u></p> <p>① <u>通則法第46条第2項若しくは第3項の規定による納税の猶予又は徴収法第151条の2第1項の規定による換価の猶予の申請があった場合において、納付を困難とする金額がないことによりその申請を不許可とするとき又は猶予を受けようとする金額よりも少ない猶予金額でその申請を一部許可とするとき</u></p> <p>② <u>徴収法第151条第1項の規定による換価の猶予をする場合（滞納者から提出された財産目録等により、現在納付能力調査が可能な場合を除く。）</u></p> <p>2 調理要領</p> <p>(削除)</p> <p>(1) 「調査年月日」欄</p> <p>次の区分に応じて、それぞれに定める日を記載する。</p> <p>① <u>通則法第46条第2項若しくは第3項の規定による納税の猶予又は徴収法第151条の2第1項の規定による換価の猶予の申請があった場合</u> <u>その申請に係る猶予期間の始期の前日</u></p> <p>② <u>徴収法第151条第1項の規定による換価の猶予をしようとする場合</u> <u>署内資料の確認、滞納者への聞き取り、滞納者の帳簿書類等の検査により調査を行った日</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p style="text-align: center;">307010-001 現在納付能力調査表(その1) 現在納付能力調査表(その2)</p> <p>【調理要領】</p> <p>1 目的</p> <p>「現在納付能力調査表」は、<u>納税者から納税の猶予の申請等があった場合に、調査日における国税の納付可能額及び納付困難な額を判定するために作成する。</u></p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) <u>この表の「(その2)・参考」は、つなぎ資金の計算又は見込納付能力調査の参考にするため、必要に応じて作成する。</u></p> <p>(2) <u>「調査日」欄は、原則として、臨場調査の日を記載する。ただし、納税の猶予の可否を判定する場合に使用するときは、その申請に係る猶予期間の始期の前日を記載する。</u></p> <p>(3) <u>「① 税額」欄は、調査日現在における納税の猶予の申請等に係る税額を記載する。</u></p> <p>(4) <u>「② 現金」欄は、現金のほか、国税の納付に使用することのできる有価証券も含めて記載する。</u></p> <p>(5) <u>「③ 預貯金(引出し可能なもの)」欄は、直ちに引出し可能な預貯金の預け先金融機関名、預貯金の種類及びその金額を記載する。</u></p> <p><u>なお、当座借越契約がある場合には、その借越見込額を含めて記載する。</u></p>

改正後	改正前
<p>(2) 「1 手持ち現金及び預貯金等の状況」欄</p> <p>イ 手持ち現金の額を記載する。</p> <p>ロ 預貯金等については、その預け先金融機関等の名称・支店名、預貯金の種類（普通、当座、定期、貯蓄等）及び金額を記載する。</p> <p>ハ 「備考」欄には、滞納者から提出された「財産目録」等に記載された内容と異なる部分について、その内容を記載する。</p> <p>ニ 「①当座資金合計(イ)」欄には、「預貯金等の額」の合計額を記載する。</p> <p>(注) 預貯金等のうち借入の担保になっているものについては、「2 その他の財産の状況」欄の「その他財産」欄に記載する。</p> <p>(3) 「2 その他の財産の状況」欄</p> <p>イ 国債・株式等の有価証券、不動産等、車両など、「1 手持ち現金及び預貯金等の状況」に記載した財産のほかに所有している財産を具体的に記載する。</p> <p>なお、「その他財産」欄は、敷金、保証金、保険契約等に係る解約返戻金等を記載する。</p> <p>ロ 「担保等」欄は、記載された財産に担保権等が設定されている場合にチェック(☑)する。</p> <p>ハ 「直ちに納税に充てられる金額」欄は、記載した財産のうち、現金化することが容易であって、直ちに納税に充てられる財産の金額を記載し、その合計金額を「①当座資金合計(ロ)」欄に記載する。</p> <p>ニ 「備考」欄には、納税者から提出された財産目録等に記載された内容と調査の結果が異なる部分について、その内容を記載する。</p> <p>(4) 「3 つなぎ資金の計算」欄</p> <p>猶予通達 64 《つなぎ資金》に留意しつつ、次により記載する。</p> <p>イ 「計算期間」欄</p>	<p>(注) 拘束性の預貯金は、この欄に含めない。</p> <p>なお、納税準備預金又は納税貯蓄組合預金で、近く納期限が到来する国税又は地方税の納税のために引き当てておく必要があると認められる部分の金額についても、拘束性の預貯金として取り扱うものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(6) 「つなぎ資金の計算」欄の調理は、次による。</p> <p>イ つなぎ資金の計算期間の始期は調査日とし、その終期は、調査日後おおむね1か</p>

改正後	改正前
<p><u>つなぎ資金の計算期間の始期（調査日）を「自 年 月 日」欄に、計算期間の終期を「至 年 月 日」欄に記載する。</u></p> <p><u>なお、調査日からおおむね1月以内において資金繰りが最も窮屈になると見込まれる日が明らかである場合は、その日を計算期間の終期として差し支えない。</u></p> <p>ロ 「総支出見込金額」欄</p> <p><u>納税者が法人である場合は次の(イ)の金額を、個人である場合は次の(イ)及び(ロ)の金額を記載する。</u></p> <p><u>なお、「計（A）」欄には、「総支出見込金額」欄の見込金額の合計を記載する。</u></p> <p>(イ) <u>事業に係る支出</u></p> <p><u>計算期間における納税者の事業の継続のために必要不可欠な支出に係る支出見込額を記載する。</u></p> <p><u>なお、計算期間後のために資金手当てをしておかなければ、事業を継続することができなくなると認められる場合等においては、必要最小限度の範囲内の所要資金を算定して記載する。</u></p> <p><u>(注) 納税者が給与所得者、年金所得者などであって、事業を行っていない場合は、記載しない。</u></p> <p>(ロ) <u>生活費（納税者が個人の場合のみ）</u></p> <p><u>猶予通達 64(2)《生活維持のために通常必要とされる費用の額》により記載する。</u></p> <p>ハ 「つなぎ資金の説明」欄</p> <p><u>「総支出見込金額」欄に、つなぎ資金の計算期間後のために留保すべきものを記載した場合には、その留保すべき理由を記載する。</u></p> <p>ニ 「総収入見込金額」欄</p> <p><u>計算期間における事業収入、給与収入、その他の収入に係る金額を記載する。</u></p> <p><u>なお、「計（B）」欄には「総収入見込金額」欄の見込金額の合計を記載する。</u></p> <p>ホ 「②差引つなぎ資金（(A)－(B)）」欄</p> <p><u>総支出見込金額の計(A)欄の金額から総収入見込金額の計(B)の金額を差し引いた金額を記載する。</u></p> <p><u>なお、当該金額が0に満たない場合は、「0円」と記載する。</u></p>	<p><u>月以内において資金の最も窮屈になると見込まれる日とする。</u></p> <p>ロ 「総支出見込金額」欄及び「総収入見込金額」欄は、<u>つなぎ資金の計算期間内における支出見込金額及び収入見込金額について日を追って記載する。</u></p> <p><u>なお、便宜、つなぎ資金計算期間内における収支見込を勘定科目別に記載することとしても差し支えない。</u></p> <p>ハ <u>つなぎ資金計算の基礎とした期間後のために留保すべき資金が必要と認められる場合には、「総収入見込金額」欄にその旨を付記して記載する。</u></p>

改正後	改正前
<p>へ 「備考」欄 <u>「備考」欄には、生活費の計算過程のほか、納税者から提出された「財産目録」等に記載された内容と調査の結果が異なる部分について、その内容を記載する。</u></p> <p>(5) 「4 現在納付可能金額」欄</p> <p>イ 「①当座資金合計 ((イ) + (ロ))」欄 <u>「1 手持ち現金及び預貯金等の状況」欄の「①当座資金合計(イ)」欄の金額と「2 その他の財産の状況」欄の「①当座資金合計(ロ)」の金額の合計額を記載する。</u></p> <p>ロ 「②差引つなぎ資金」欄 <u>「2 つなぎ資金の計算」欄の「②差引つなぎ資金 (A-B)」欄の金額を記載する。</u></p> <p>ハ 「③現在納付可能金額 (①-②)」欄 <u>「①当座資金合計 ((イ) + (ロ))」欄の金額から「②差引つなぎ資金」欄の金額を控除した金額を記載する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>(新設)</p> <p>(7) <u>「預貯金 (引出し不可能なもの)」欄は、預貯金のうち「当座資金の計算」欄に記載しなかったものについて、預け先金融機関名、預貯金の種類、金額、満期日及び担保に供されているかどうか等を記載する。</u></p> <p>(8) <u>「借入金」欄は、借入可能なものについては、相手方、借入れの予定時期、提供見込みの担保、その他参考事項及び金額を記載し、借入中のものについては、相手方、担保の状況、借入残高、返済方法 (一括弁済、分割弁済等) 及び弁済期 (分割弁済のときは最終弁済期) 等を記載する。</u></p> <p>(9) <u>「手形割引」欄は、取引金融機関別の手形割引のわく、現在割引額及び割引可能額を調査して記載する。</u> <u>なお、納税者の手持ちの手形等については、以後の参考とするため「受取手形保有高」欄に記載する。</u></p> <p>(10) <u>「その他」欄は、事業の維持上必要と認められない株式、公社債その他の有価証券等で直ちに換価可能なもの、又は支払期日がすでに到来している受取手形、売掛債権、貸付金 (特に支払能力のある役員、その家族及び得意先に対するもの) 等で支払請求</u></p>

改正後	改正前
	<u>をすれば直ちに入金可能なものを記載する。</u>

改正後

改正前

307010-001-2 見込納付能力調査表 (略式調査用)

(新設)

【様式】

整理番号											
見込納付能力調査表(略式調査用)											
調査年月日		平成 年 月 日									
住所所在地				氏名 名称							
1 直前1年間における各月ごとの収入及び支出の状況											
年月	①総収入金額	②総支出金額	③差額(①-②)	備	考						
平成 年 月	円	円	円								
平成 年 月	円	円	円								
平成 年 月	円	円	円								
平成 年 月	円	円	円								
平成 年 月	円	円	円								
平成 年 月	円	円	円								
平成 年 月	円	円	円								
平成 年 月	円	円	円								
平成 年 月	円	円	円								
平成 年 月	円	円	円								
平成 年 月	円	円	円								
平成 年 月	円	円	円								
平成 年 月	円	円	円								
平成 年 月	円	円	円								
平成 年 月	円	円	円								
2 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)											
区	分	見込金額	区	分	見込金額						
取		円	支		円						
		円			円						
		円			円						
		円			円						
		円			円						
入		円	出		円						
		円			円						
		円			円						
		円			円						
		円			円						
収入合計(A)		円	支出合計(B)		円						
月平均納付可能見込額 (A) - (B)		円									
【備考】											

改正後

改正前

3 生活費の計算

(1) 家族の状況

続柄	氏名	年齢	職業	収入	備考
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

(2) 生活費の計算

項目	金額	生活費の説明
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
生活費の合計	円	

4 季節変動等に伴う増減額

年 月	金額	備考
平成 年 月	円	
平成 年 月	円	
平成 年 月	円	
平成 年 月	円	
平成 年 月	円	
平成 年 月	円	
平成 年 月	円	
平成 年 月	円	
平成 年 月	円	
平成 年 月	円	
平成 年 月	円	
平成 年 月	円	
平成 年 月	円	

改正後

改正前

5 今後1年以内における臨時的な収入及び支出見込額

内訳	内容	年 月	金 額
臨時収入		平成 年 月	円
		平成 年 月	円
		平成 年 月	円
		平成 年 月	円
臨時支出		平成 年 月	円
		平成 年 月	円
		平成 年 月	円
		平成 年 月	円

【備考】

6 今後1年以内に納付すべきことが見込まれる国税及び地方税等

年 月	税 目	金 額	年 月	税 目	金 額
平成 年 月		円	平成 年 月		円
平成 年 月		円	平成 年 月		円
平成 年 月		円	平成 年 月		円
平成 年 月		円	平成 年 月		円

【備考】

7 納付予定年月日及び納付予定額

納付予定年月日	①月平均納付 可能見込額	②季節変動等 に伴う増減額	③臨時の出入金額	④国税等納付額	⑤納付予定額 (①+②+③-④)
平成 年 月 日	円		円	円	円
平成 年 月 日	円		円	円	円
平成 年 月 日	円		円	円	円
平成 年 月 日	円		円	円	円
平成 年 月 日	円		円	円	円
平成 年 月 日	円		円	円	円
平成 年 月 日	円		円	円	円
平成 年 月 日	円		円	円	円
平成 年 月 日	円		円	円	円
平成 年 月 日	円		円	円	円
平成 年 月 日	円		円	円	円
平成 年 月 日	円		円	円	円
平成 年 月 日	円		円	円	円
平成 年 月 日	円		円	円	円
平成 年 月 日	円		円	円	円

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>307010-001-2 見込納付能力調査表（略式調査用）</u></p> <p>【調理要領】</p> <p>1 目的</p> <p>「見込納付能力調査表（略式調査用）」は、次のいずれかに該当する場合において、猶予期間、分割納付期限及び分割納付金額を判定するために作成する。</p> <p>① <u>通則法第 46 条第 2 項若しくは第 3 項の規定による納税の猶予又は徴収法第 151 条の 2 第 1 項の規定による換価の猶予の申請があった場合において、猶予を受けようとする期間よりも短い猶予期間でその申請を許可するとき、又は申請書に記載された納付計画と異なる分割納付計画でその申請を許可するとき</u></p> <p>② <u>徴収法第 151 条第 1 項の規定による換価の猶予をする場合（滞納者から提出された収支の明細書等により見込納付能力調査が可能な場合を除く。）</u></p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) 「調査年月日」欄</p> <p>次の区分に応じて、それぞれに定める日を記載する。</p> <p>① <u>通則法第 46 条第 2 項若しくは第 3 項の規定による納税の猶予の申請又は徴収法第 151 条の 2 第 1 項の規定による換価の猶予の申請があった場合 その申請に係る猶予期間の始期の前日</u></p> <p>② <u>徴収法第 151 条第 1 項の規定による換価の猶予をしようとする場合 署内資料の確認、滞納者への聞き取り、滞納者の帳簿書類等の検査により調査を行った日</u></p> <p>(2) 「1 直前 1 年間における各月ごとの収入及び支出の状況」</p> <p>作成日の直前 1 年間における各月ごとの「①総収入金額」、「②総支出金額」及び「③差額（①－②）」を記載する。</p> <p>なお、臨時的な収入又は支出があった月については、「備考」欄にその理由を記載する。</p> <p>(3) 「2 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄</p> <p>今後における平均的な収入及び支出の見込金額（月額）を記載する。</p> <p>イ 「収入」欄は、売上収入その他経常収入等を記載する。</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>ロ 「支出」欄は、次により記載する。</p> <p>(イ) 事業に係る支出 仕入、給与、役員給与（人件費）、賃借料、諸経費、借入返済その他の支出の内容を記載する。 なお、これらの支出は、事業の継続のため、真に必要と認められるものに限られる。</p> <p>(ロ) 生活費（納税者が個人の場合のみ） 猶予通達 64(2)《生活の維持のために通常必要とされる費用の額》により記載する。 なお、納税者の事業等による収入などの状況を踏まえ、計算期間を超える期間のために資金手当てをする必要がある場合には、必要最低限の所要資金を算出して「5 今後1年以内における臨時的な収入及び支出見込額」の「臨時支出」欄に記載する。</p> <p>ハ 「月平均納付可能見込額（(A)－(B)）」欄 「収入合計(A)」欄の金額から「支出合計(B)」欄の金額を控除した金額を記載する。</p> <p>三 「備考」欄 「備考」欄には、納税者から提出された「収支の明細書」等に記載された内容と調査の結果が異なる部分について、その内容を記載する。</p> <p>(4) 「3 生活費の計算」欄</p> <p>イ 「(1) 家族の状況」欄 生計を一にする配偶者その他の親族について記載するものとし、続柄、氏名、年齢、収入金額（専従者給与を含む。）を記載する。 「備考」欄には、納税者と生計を一にする配偶者その他の親族について、基準額に加算又は減算すべき事情がある場合は、その内容を記載する。</p> <p>ロ 「(2) 生活費の計算」欄</p> <p>(イ) 「生活費の説明」欄 基準額の計算過程や実績額の積算の内訳を記載する。</p>	

改正後	改正前
<p>(ロ) 「項目」欄及び「金額」欄 <u>基準額及び基準額に加算又は減算すべき項目若しくは実績額の積算の内訳を「項目」欄に、その金額を「金額」欄に記載する。</u></p> <p>(ハ) 「生活費の合計」欄 <u>合計金額を記載し、「2 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄の「支出」欄に転記する。</u></p> <p>(5) 「4 季節変動等に伴う増減額」欄 <u>「1 直前1年間における各月ごとの収入及び支出の状況」欄を基に、猶予期間における季節変動等に伴う「月平均納付可能見込額」からの増減額を記載し、「備考」欄にその理由を記載する。</u> <u>なお、減額する場合には、金額の前に「▲」を記載する。</u></p> <p>(6) 「5 今後1年以内における臨時的な収入及び支出見込額」欄 <u>今後おおむね1年以内における臨時的な収入及び支出について記載する。</u> <u>「備考」欄には、納税者から提出された「収支の明細書」等に記載された内容と調査の結果が異なる部分について、その内容を記載する。</u></p> <p>イ 「臨時収入」欄 <u>例えば、譲渡所得若しくは山林所得等の臨時収入、不要不急資産の売却による収入、借入金、貸付金の回収による受入れ又は役員からの私財提供等が見込まれる金額を記載する。この場合、不要不急資産の売却、借入金又は役員若しくは親族等からの贈与等が見込まれるときには、納税者の実情に即してその実現可能性を検討する。</u></p> <p>ロ 「臨時支出」欄 <u>例えば、災害の復旧費、盗難等のための代替品の購入費、医療費等のうちやむを得ない支出、事業維持のためのやむを得ない新型機械の買入れのための支出、従業員確保のためのやむを得ない福利厚生費の支出又は事業維持のためのやむを得ない債務の弁済等が見込まれる金額を記載する。</u></p> <p>(7) 「6 今後1年以内に納付すべきことが見込まれる国税及び地方税等」欄 <u>今後1年以内に納付すべきことが見込まれる国税、地方税、社会保険料等について、</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>年月、税目及び金額を記載する。</u></p> <p><u>「備考」欄には、納税者から提出された「収支の明細書」等に記載された内容と調査の結果が異なる部分について、その内容を記載する。</u></p> <p>(8) <u>「7 納付予定年月日及び納付予定額」欄</u></p> <p>イ <u>「納付予定年月日」欄</u> <u>毎月の納付予定年月日を記載する。</u></p> <p>ロ <u>「①月平均納付可能見込金額」欄</u> <u>「2 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄の「月平均納付可能見込額（(A)－(B)）」欄に記載した金額を記載する。</u></p> <p>ハ <u>「②季節変動等に伴う増減額」欄</u> <u>「4 季節変動等に伴う増減額」欄に記載した金額を記載する。</u> <u>なお、減額する場合には、金額の前に「▲」を記載する。</u></p> <p>ニ <u>「③臨時的入出金額」欄</u> <u>「5 今後1年以内における臨時的な収入及び支出見込額」欄に記載した金額を転記する。</u> <u>なお、支出金額が収入金額を超える場合には、金額の前に「▲」を記載する。</u></p> <p>ホ <u>「④国税等納付額」欄</u> <u>「6 今後1年以内に納付すべきことが見込まれる国税及び地方税等」欄に記載した金額を転記する。</u></p> <p>ヘ <u>「⑤納付予定額（①＋②＋③－④）」欄</u> <u>「①月平均納付可能見込額」から「②季節変動等に伴う増減額」欄、「③臨時的入出金額」欄及び「④国税等納付額」欄の金額を加算又は減算した金額を記載する。</u></p>	

307010-002 見込納付能力調査表（前年又は前期の所得を基とする調査用）（その2）

【様式】

見込納付能力調査表（前年又は前期の所得を基とする調査用・その2）

区分	月											
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
① 支払可能資金												
② 生活費												
③ 臨時収入												
④ 臨時支出												
⑤ 差引 (①-②+③-④)												
⑥ 不足資金引当金												
⑦ 国税												
⑧ 地方税												
⑨ 納付可能資金 (⑤-⑥-⑦-⑧)												
⑩ 納付予定額												
家族構成	基礎額算定法による場合			実績額算定法による場合								
	名前	年齢	続柄	生活費基準額の計算及び説明			生活費の項目		金額	その他参考事項		
生活費の計算												

307010-002 見込納付能力調査表（前年又は前期の所得を基とする調査用）（その2）

【様式】

見込納付能力調査表（前年又は前期の所得を基とする調査用・その2）

区分	月											
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
① 支払可能資金												
② 生計費												
③ 臨時収入												
④ 臨時支出												
⑤ 差引 (①-②+③-④)												
⑥ 不足資金引当金												
⑦ 国税												
⑧ 地方税												
⑨ 納付可能資金 (⑤-⑥-⑦-⑧)												
⑩ 納付予定額												
家族構成	必要生活費			調整額		計		生計費の計算の説明				
	名前	年齢	続柄									
生活費の計算												

改正後	改正前
<p>307010-002 見込納付能力調査表（前年又は前期の所得を基とする調査用）（その1） 見込納付能力調査表（前年又は前期の所得を基とする調査用）（その2）</p> <p>【調理要領】</p> <p>1 目的</p> <p>「見込納付能力調査表（前年又は前期の所得を基とする調査用）」は、<u>納付すべき税額が一定金額（おおむね 500 万円）を超える場合であって、その事業規模、財産及び収支の状況、完納までに要する期間等を踏まえ、合理的かつ妥当な分割納付金額の正確な算定のためにより詳細な調査が必要と認められる納税者について、帳簿等が概して不備の場合に、最近の所得金額を基として各月の納付可能資金額を計算するために作成する。</u></p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) 「調査日」欄は、次の区分に応じて、それぞれに定める日を記載する。</p> <p>① <u>通則法第 46 条第 2 項若しくは第 3 項の規定による納税の猶予又は徴収法第 151 条の 2 第 1 項による換価の猶予の申請があった場合</u> <u>その申請に係る猶予期間の始期の前日</u></p> <p>② <u>徴収法第 151 条第 1 項の規定による換価の猶予をしようとする場合</u> <u>署内資料の確認、滞納者への聞き取り、滞納者の帳簿書類等の検査により調査を行った日</u></p> <p>(2) 「調査期間」欄は、原則として、納税の猶予又は換価の猶予の申請等に係る猶予期間を記載するものとするが、調査の便宜上、下記(4)の所得金額の計算期間に対応する調査日を含む所得計算期間を記載して差し支えない。</p> <p>(3) 「② 申請等に係る所得金額」欄は、調査日の直前の年分（法人については事業年度とする。）の所得金額を記載し、その所得金額の次に掲げる税務調査上の区分により、該当するものに○印を付す。</p> <p>なお、所得金額の調査が未了である場合において、過去の申告状況等からその所得金額により難いと認められるとき、又は決算未了等のため所得金額が不明のときは、その前の年分の所得金額を記載して差し支えない。</p> <p>イ～ヘ （省略）</p>	<p>307010-002 見込納付能力調査表（前年又は前期の所得を基とする調査用）（その1） 見込納付能力調査表（前年又は前期の所得を基とする調査用）（その2）</p> <p>【調理要領】</p> <p>1 目的</p> <p>「見込納付能力調査表（前年又は前期の所得を基とする調査用）」は、帳簿等が概して不備の場合に、最近の所得金額を基として各月の納付可能資金額を計算するために作成する。</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) 「調査日」欄は、<u>原則として、臨場調査の日を記載する。ただし、納税の猶予の申請があった場合には、その申請に係る猶予期間の始期の前日を記載する。</u></p> <p>(2) 「調査期間」欄は、原則として、納税の猶予の申請等に係る猶予期間を記載するものとするが、調査の便宜上、下記(4)の所得金額の計算期間に対応する調査日を含む所得計算期間を記載して差し支えない。</p> <p>(3) 「② 申告等に係る所得金額」欄は、調査日の直前の年分（法人については事業年度とする。）の所得金額を記載し、その所得金額の次に掲げる税務調査上の区分により、該当するものに○印を付す。</p> <p>なお、所得金額の調査が未了である場合で、過去の申告状況等からその所得金額により難いと認められるとき、又は決算未了等のため所得金額が不明のときには、その前の年分の所得金額を記載して差し支えない。</p> <p>イ～ヘ （同左）</p>

改正後	改正前
<p>(注) 記載する所得金額は、非課税所得及び免税所得を含み、個人の場合は、純損失及び雑損失の繰越控除、基礎控除並びに扶養控除等を控除する前の金額であり、法人の場合は、損金に算入されている繰越欠損金等を損金算入しないこととして計算した金額とする。</p> <p>(4) 「③ ②のうち臨時的な収益の金額」欄は、個人の場合には、退職所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得を記載し、法人の場合には、私財提供益又は債務免除益等を記載する。</p> <p>(5) 「④ ③のうち臨時的な費用の金額」欄は、個人の場合には、必要経費に算入した資産損失（所得税法第51条）等を記載し、法人の場合には災害損失金等を記載する。 また、経常的な費用のうち費用として認めることが適当でないもの（猶予通達67《支出見込金額等の調整》参照）がある場合には、その金額もこの欄に記載する。</p> <p>(6) 「⑥ 所得金額の調整」欄は、減価償却費、貸倒引当損その他各種引当損等、税法上損金又は必要経費に算入されているもののうち資金計算上は資金の支出を伴わないもの、及び評価益、各種引当金の繰戻し益等、税法上収益に算入されているもののうち資金計算上は資金の収入を伴わないものを記載する。この場合において、減価償却費等の資金の支出を伴わない損金又は必要経費の額は所得金額に加算し、評価益等の資金の収入を伴わない収益の額は所得金額から減算する。 また、所得の計算上、損金又は必要経費に算入される事業税、固定資産税等の国税又は地方税について、それぞれ「㉗ 国税」欄又は「㉘ 地方税」欄に計上するものについては、この欄において所得金額に加算する。</p> <p>(注) 帳簿等が不備のため、このような金額の把握が困難な場合には、特に支障のない限り調整のための調査を省略して差し支えない。</p> <p>(7) 「⑬ 増減率」欄は、調査日前の一定期間（可能な限り長期間とする。）における販売額又は所得金額等と、②の所得金額の計算期間におけるこれに対応する期間の販売額又は所得金額等を対比して求めた調査期間中の増減率に所要の調整を加えたものを記載する。この場合において、帳簿等からの計算が困難であるときは、納税者からの聞き取り等によりおおむね妥当と認められる増減率を記載する。</p>	<p>(注) 記載する所得金額は、非課税所得及び免税所得を含み、個人の場合は、純損失及び雑損失の繰越控除、基礎控除並びに扶養控除等の諸控除をする前の金額であり、法人の場合は、損金に算入されている繰越欠損金等を損金算入しないこととして計算した金額とする。</p> <p>(4) 「③ ②のうち臨時的な収益の金額」欄は、個人の場合には、退職所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得を、法人の場合には、私財提供益又は債務免除益等を記載する。</p> <p>(5) 「④ ②のうち臨時的な費用の金額」欄は、個人の場合には、必要経費に算入した資産損失（所得税法第51条）等を、法人の場合には災害損失金等を記載する。 また、経常的な費用のうち費用として認めることが適当でないもの（猶予通達第7章第3節1(2)《支出見込金額等の調整》参照）がある場合には、その金額もこの欄に記載する。</p> <p>(6) 「⑥ 所得金額の調整」欄は、原価償却費、貸倒引当損その他各種引当損等、税法上損金又は必要経費に算入されているもののうち資金計算上は資金の支出を伴わないもの及び評価益、各種引当金の繰戻し益等、税法上収益に算入されているもののうち資金計算上は資金の収入を伴わないものを記載する。この場合において、原価償却費等資金の支出を伴わない損金又は必要経費の額は所得金額に加算し、評価益等資金の収入を伴わない収益の額は所得金額から減算する。 また、所得計算上損金又は必要経費に算入される地価税、事業税、固定資産税等の国税又は地方税について、それぞれ「㉗ 国税」欄又は「㉘ 地方税」欄に計上するとは、この欄において所得金額に加算する。</p> <p>(注) 帳簿等が不備のためこのような金額の把握が困難な場合には、特に弊害のない限り調整のための調査を省略して差し支えない。</p> <p>(7) 「⑬ 増減率」欄は、調査日前の一定期間（できるだけ長期間がよい。）における販売額又は所得金額等と、②の所得金額の計算期間におけるこれに対応する期間の販売額又は所得金額等を対比して求めた調査期間中の増減率に、所要の調整を加えたものを記載する。この場合において、帳簿等からの計算が困難であるときは、納税者からの聞き取り等によりおおむね妥当と認められる増減率を記載する。</p>

改正後	改正前
<p>なお、「増減率の説明」欄に、上記の増減率の算出根拠を記載する。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(8) 「⑮ 調査期間中の売掛債権の増減」、「⑯ 調査期間中の買掛債務の増減」欄及び「⑰ 調査期間中の棚卸資産の増減」欄は、調査期間の期首と期末における売掛債権、買掛債務及び棚卸資産の増減差額をそれぞれ記載する。この場合の期末の額については、特に支障のない限り、次のように回転率等から残高見込みを計算して差し支えない。</p> <p>なお、調査期間の期首と期末の額の間で大差がないと認められる場合には、これらの欄の記載を省略して差し支えない。</p> <p>おって、必要に応じて、前受金、前渡金、前払費用又は未払費用等についても調査し、同様の計算を行うものとする。</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>(9) 「⑱ 差引支払可能資金」欄の算出に際しては、次に掲げるところによる。</p> <p>イ・ロ (省略)</p> <p>(10) 季節的に販売高等の変動が著しい業種については、季節別(月別)の資金繰りの状況に応じて<u>確実に納付することができる納付計画を立てるため</u>、業種の特徴、売上及び仕入の季節的なすう勢を参考として、次により月別の支払可能資金を算出して「⑳ 季節的に販売高等の変動の著しい場合の月別支払可能資金の計算」欄に記載する。</p> $\text{月平均支払可能資金} \times \frac{\text{その月の指数}}{\text{月平均指数}}$ <p>(注) 1 (省略)</p> <p>2 各月の指数をどのように定めるかによって納付計画が大きく左右され、ひいては不履行の原因ともなるので、過去の資金状況等を参考としてその正確性を図るほか、特に支障のない限り納税者の申出に近い指数により支払可能資金額を求めて、確実に履行させることを考慮する。</p> <p>なお、現金取引又は月末に現金決済を行う業態等以外の業態にあっては、販売等とそれに伴う資金の取得には時間的に相当のずれが生じるから、各月の</p>	<p>なお、「増減率の説明」欄に、上記の増減率の算出根拠を記載する。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(8) 「⑮ 調査期間中の売掛債権の増減」、「⑯ 調査期間中の買掛債務の増減」及び「⑰ 調査期間中の棚卸資産の増減」欄は、調査期間の期首と期末における売掛債権、買掛債務及び棚卸資産の増減差額をそれぞれ記載する。この場合の期末の額については、特に弊害のない限り、次のように回転率等から残高見込みの計算をして差し支えない。</p> <p>なお、調査期間期首の額と期末の額との間で大差がないと認められる場合には、これらの欄の記載を省略して差し支えない。</p> <p>おって、必要に応じて、前受金、前渡金、前払費用又は未払費用等についても調査し、同様の計算を行うものとする。</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>(9) 「⑱ 差引支払可能資金」欄の算出し際しては、次に掲げるところによる。</p> <p>イ・ロ (同左)</p> <p>(10) 季節的に販売高等の変動が著しい業種については、季節別(月別)の資金繰りの状況に応じて<u>履行しやすい納付計画を立てるため</u>、業種の特徴、売上及び仕入の季節的なすう勢を参考として、次により月別の支払可能資金を算出して「⑳ 季節的に販売高等の～支払可能資金の計算」欄に記載する。</p> $\text{月平均支払可能資金} \times \frac{\text{その月の指数}}{\text{月平均指数}}$ <p>(注) 1 (同左)</p> <p>2 各月の指数をどのように定めるかによって納付計画が大きく左右され、ひいては不履行の原因ともなるので、過去の資金状況等を参考としてその正確性を図るほか、特に弊害のない限り納税者の申出に近い指数により支払可能資金額を求めて、確実に履行させることを考慮する。</p> <p>なお、現金取引又は月末現金決済を行う業態等以外の業態にあっては、販売等とそれに伴う資金の取得には時間的に相当のずれが生じるから、各月の</p>

改正後	改正前
<p>の指数の算定に当たっては十分に注意する。</p> <p>3 (省略)</p> <p>(11) 「㉑ 支払可能資金」欄は、「㉑ 月平均支払可能資金」欄又は「㉑ 季節的に販売高等の変動の著しい場合の月別支払可能資金の計算」欄に記載した金額を記載する。</p> <p>(12) 「㉒ 生活費」欄は、<u>猶予通達 64(2)《生活の維持のために通常必要とされる費用の額》</u>により記載する。</p> <p><u>なお、納税者の事業等による収入などの状況を踏まえ、計算期間を超える期間のために資金手当てを必要がある場合には、必要最低限度の所要資金を算出して「㉒ 臨時支出」欄に記載する。</u></p> <p>(13) 「㉓ 臨時収入」欄は、例えば、譲渡所得若しくは山林所得等の臨時収入、不要不急資産の売却による収入、借入金、貸付金の回収による受入れ又は役員からの私財提供等が見込まれる金額を記載する。この場合、不要不急資産の売却、借入金又は役員若しくは親族等からの贈与等が見込まれるときには、<u>納税者の実情に即しその実現可能性について検討する。</u></p> <p><u>なお、これらの明細は、「指数の説明及びその他参考事項」欄又は適宜の別紙に記載する（以下、㉒欄及び㉒欄から㉒欄についても同様とする。）。</u></p> <p>(14) (省略)</p> <p>(15) 「㉔ 不足資金引当金」欄は、「㉔ 差引」欄の金額が月によって赤字となり、その赤字金額が相当大きい<u>ことにより不足資金を補てんするための引当金を考慮する必要がある場合において、その引き当てすべき金額を記載する。</u>この引当金は、その赤字の月の直前の月の「㉔ 差引」欄の金額から引き当て、なお不足するときは、順次その前の月に<u>遡って</u>引き当てることとする（現在納付能力調査で一定のつなぎ資金を控除することによりその金額が保留されている<u>場合であっても</u>、事業運営のための資金繰りを考慮し、<u>その金額は引き続き保留し、不足資金は上記により引き当てることとして取り扱う。</u>）。</p> <p><u>なお、ある月の「㉔ 差引」欄の金額が赤字となる場合には、その月の前後の収支</u></p>	<p>指数の算定に当たっては十分に注意する。</p> <p>3 (同左)</p> <p>(11) 「㉑ 支払可能資金」欄は、「㉑ 月平均支払可能資金」欄又は「㉑ 季節的に販売高等の<u>～</u>支払可能資金の計算」欄に記載した金額を記載する。</p> <p>(12) 「㉒ 生計費」欄は、納税者及び納税者と生計を一にする者の数並びに<u>一般的生計費の額等を参考に、妥当と認められる金額を「生計費の計算」欄で算出の上記載する。</u>この場合、納税者又は納税者と生計を一にする者の中に、<u>老年者、身体障害者、長期間の病人、勉学のため下宿又は寮にいる学生等があつて、通常以上の生計費等が必要と認められる場合には、これを考慮して調整する。</u></p> <p><u>また、冠婚葬祭等のため、あらかじめその支出について積み立てている場合においては、妥当と認められる範囲で生計費に含めて差し支えない。</u></p> <p>(13) 「㉓ 臨時収入」欄は、例えば、譲渡所得若しくは山林所得等の臨時収入、不要不急資産の売却による収入、借入金、貸付金の回収による受入れ又は役員からの私財提供等が見込まれる金額を記載する。この場合、不要不急資産の売却、借入金又は役員若しくは親族等からの贈与等が見込まれるときには、<u>納税者とその実現可能性について十分協議する。</u></p> <p><u>なお、これらの明細は、「指数の説明及びその他参考事項」欄又は適宜の別紙に記載する（以下、㉒欄及び㉒欄から㉒欄についても同様とする。）。</u></p> <p>(14) (同左)</p> <p>(15) 「㉔ 不足資金引当金」欄は、「㉔ 差引」欄の金額が月によって赤字となり、その赤字金額が相当大きく<u>不足資金を補てんするための引当金を考慮する必要がある場合において、その引き当てすべき金額を記載する。</u>この引当金は、その赤字の月の直前の月の「㉔ 差引」欄の金額から引き当て、なお不足するときは、<u>順次その前の月にさかのぼって</u>引き当てることとする（現在納付能力調査で一定のつなぎ資金を控除することによりその金額が保留されている<u>が</u>、事業運営のための資金繰りを考慮して今後もこれは計算外として保留を<u>続け</u>、不足資金は上記により引き当てることとして取り扱う。）。</p> <p><u>なお、ある月の「㉔ 差引」欄の金額が赤字となる場合には、その月の前後の収支</u></p>

改正後	改正前
<p>見込みを再検討して、借入金その他の調整の可能性の有無を納税者に確認し、また、それらの調整を行ってもなお引当金が必要な場合において、この納付計画の最初の月まで遡って引き当てても不足するとき（<u>猶予通達 64 の注書き</u>により保留した資金がある場合には、その資金を引き当ててもなお不足するとき）には、そこで計算を打ち切ることとする（すなわち、赤字を生ずる月の翌月以降の納付能力に影響を及ぼさないこととし、特にその打ち切り額が大きい場合には、<u>収支見込み自体に無理があること</u>から、再検討の上、<u>所要の調整を行う。</u>）。</p> <p>(16) (省略)</p> <p>(17) 「㉔ 地方税」欄は、原則として、将来発生見込みの地方税について記載するが、滞納中の地方税で納付計画の定まっているものも含めて記載して差し支えない（(6)のまた書き参照）。</p> <p>なお、その税額を正確に把握するため、<u>可能な限り納税通知書等</u>によって確認するか又は納税者からの聞き取りによって調査する。</p> <p>(18) 「㉓ 納付予定額」欄は、納税者から提出された<u>添付書類等</u>と「㉔ 納付可能資金」欄の金額を基に納税者の<u>実情に即して</u>、おおむね「㉔ 納付可能資金」欄の金額に近い額で<u>具体的な納付可能金額</u>を定め、その額を記載する。</p>	<p>見込みを再検討して、借入金その他の調整の可能性の有無を納税者と協議し、また、それらの調整を行ってもなお引当金が必要な場合において、この納付計画の最初の月まで<u>さかのぼって</u>引き当てても不足するとき（<u>納税の猶予等取扱要領の第7章第2節 2 のなお書き</u>により保留した資金がある場合には、その資金を引き当ててもなお不足するとき）には、<u>納税者の了承を受けて</u>、そこで計算を打ち切ることとする（すなわち、赤字を生ずる月の翌月以降の納付能力に影響を及ぼさないこととし、特にその打ち切り額が大きい場合には、<u>収支見込み自体が無理である</u>から、再検討の上<u>所要の調整を行う。</u>）。</p> <p>(16) (同左)</p> <p>(17) 「㉔ 地方税」欄は、原則として、将来発生見込みの地方税について記載するが、滞納中の地方税で納付計画の定まっているものも含めて記載して差し支えない（(6)のまた書き参照）。</p> <p>なお、その税額を正確に把握するため、<u>できるだけ納税通知書等</u>によって確認するか又は納税者からの聞き取りによって調査する。</p> <p>(18) ㉓ 納付予定額」欄は、納税者から提出された<u>納付計画等</u>と「㉔ 納付可能資金」欄の金額を基として納税者と<u>協議した上</u>、おおむね「㉔ 納付可能資金」欄の金額に近い額で<u>具体的な納付可能金額</u>を定め、その額を記載する。</p>

307010-003 見込納付能力調査表（最近の販売実績等を基とする調査用）（その2）

【様式】

見込納付能力調査表（最近の販売実績等を基とする調査用・その2）

区分	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
⑬ 支払可能資金													
⑭ 生活費													
⑮ 臨時収入													
⑯ 臨時支出													
⑰ 差引 (⑬-⑭+⑮-⑯)													
⑱ 不足資金引当金													
⑲ 国税													
⑳ 地方税													
㉑ 納付可能資金 (⑰-⑱-⑲-⑳)													
㉒ 納付予定額													

生活費の計算	家族構成			基準額算定法による場合		実績額算定法による場合	
	名前	年齢	続柄	生活費基準額の計算及び説明	生活費の項目	金額	その他参考事項

307010-003 見込納付能力調査表（最近の販売実績等を基とする調査用）（その2）

【様式】

見込納付能力調査表（最近の販売実績等を基とする調査用・その2）

区分	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
⑬ 支払可能資金													
⑭ 生計費													
⑮ 臨時収入													
⑯ 臨時支出													
⑰ 差引 (⑬-⑭+⑮-⑯)													
⑱ 不足資金引当金													
⑲ 国税													
⑳ 地方税													
㉑ 納付可能資金 (⑰-⑱-⑲-⑳)													
㉒ 納付予定額													

生計費の計算	家族構成			必要生活費	調整額	計	生計費の計算の説明
	名前	年齢	続柄				

改正後	改正前
<p>307010-003 見込納付能力調査表（最近の販売実績等を基とする調査用）（その1） 見込納付能力調査表（最近の販売実績等を基とする調査用）（その2）</p> <p>【調理要領】</p> <p>1 目的</p> <p>「見込納付能力調査表（最近の販売実績等を基とする調査用）」は、<u>納付すべき税額が一定金額（おおむね 500 万円）を超える場合であって、その事業規模、財産及び収支の状況、完納までに要する期間等を踏まえ、合理的かつ妥当な分割納付金額の正確な算定のためにより詳細な調査が必要と認められる納税者について、帳簿等が整備され最近の販売実績等が把握できる場合において、その実績を基として各月の納付可能資金額を計算するために作成する。</u></p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) 「調査日」欄は、次の区分に応じてそれぞれに定める日を記載する。</p> <p>① <u>通則法第 46 条第 2 項若しくは第 3 項の規定による納税の猶予又は徴収法第 151 条の 2 第 1 項の規定による換価の猶予の申請があった場合</u> <u>その申請に係る猶予期間の始期の前日</u></p> <p>② <u>徴収法第 151 条第 1 項の規定による換価の猶予をしようとする場合</u> <u>署内資料の確認、滞納者への聞き取り、滞納者の帳簿書類等の検査により調査を行った日</u></p> <p>(2) 「調査期間」欄は、原則として、<u>納税の猶予又は換価の猶予の申請等に係る猶予期間</u>を記載する。</p> <p>なお、販売実績等から支払可能資金を推定するための基準となるべき期間（以下「基準期間」という。）は、原則として、調査日直前の 3 か月とするが、決算状況等に応じて、適宜調査の容易な期間によることとして差し支えない。</p> <p>(3) 「① 収益」欄及び「② 費用」欄は、基準期間内における各月ごとの収益及び費用を勘定科目別に求めて記載する。</p> <p>この場合の収益又は費用は、例えば、貸倒引当金戻入益、評価益、減価償却費のように資金の収支を伴わないものを除き、また、所得計算上損金又は必要経費に算入される事業税、固定資産税等の国税又は地方税について、それぞれ「⑱ 国税」欄又は</p>	<p>307010-003 見込納付能力調査表（最近の販売実績等を基とする調査用）（その1） 見込納付能力調査表（最近の販売実績等を基とする調査用）（その2）</p> <p>【調理要領】</p> <p>1 目的</p> <p>「見込納付能力調査表（最近の販売実績等を基とする調査用）」は、帳簿等が整備され最近の販売実績等が把握できる場合において、その実績を基として各月の納付可能資金額を計算するために作成する。</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) 「調査日」欄は、<u>原則として、臨場調査の日を記載する。ただし、納税の猶予の申請があった場合は、その申請に係る猶予期間の始期の前日</u>を記載する。</p> <p>(2) 「調査期間」欄は、原則として、<u>納税の猶予の申請等に係る猶予期間</u>を記載する。</p> <p>なお、販売実績等から支払可能資金を推定するための基準となるべき期間（以下「基準期間」という。）は、原則として、調査日直前の 3 か月とするが、決算状況等に応じて、適宜調査の容易な期間によることとして差し支えない。</p> <p>(3) 「① 収益」欄及び「② 費用」欄は、基準期間内における各月ごとの収益及び費用を勘定科目別に求めて記載する。</p> <p>この場合の収益又は費用は、例えば、貸倒引当金戻入益、評価益、減価償却費のように資金の収支を伴わないものを除き、また、所得計算上損金又は必要経費に算入される<u>地価税、事業税、固定資産税等の国税又は地方税</u>について、それぞれ「⑱ 国税」</p>

改正後	改正前
<p>「㉔ 地方税」欄に計上するときは、この欄に記載しない。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) 「④ 臨時的収益」欄は、個人の場合には、退職所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得を記載し、法人の場合には、私財提供益又は債務免除益等を記載する。</p> <p>(6) 「⑤ 臨時的費用」欄は、個人の場合には必要経費に算入した資産損失（所得税法第51条）等を記載し、法人の場合には災害損失金等を記載する。</p> <p>また、経常的な費用のうち費用として認めることが適当でないもの（猶予通達67《支出見込金額等の調整》参照）がある場合には、その金額もこの欄に記載する。</p> <p>(7) (省略)</p> <p>(8) 「⑩ 差引支払可能資金」欄の算出に際しては、次に掲げるところによる。</p> <p>イ・ロ (省略)</p> <p>(9) 季節的に販売高等の変動が著しい業種については、季節別（月別）の資金繰りの状況に応じて履行しやすい納付計画を立てるため、業種の特徴、売上及び仕入の季節的なすう勢を参考として、次により月別の支払可能資金を算出して「㉔ 季節的に販売高等の変動の著しい場合の月別支払可能資金の計算」欄に記載する。</p> $\text{月平均支払可能資金} \times \frac{\text{その月の指数}}{\text{月平均指数}}$ <p>(注) 1 (省略)</p> <p>2 各月の指数をどのように定めるかによって納付計画が大きく左右され、ひいては不履行の原因ともなるので、過去の資金状況等を参考としてその正確性を図るほか、特に支障のない限り納税者の申出に近い指数により支払可能資金額を求めて、確実に履行させることを考慮する。</p> <p>なお、現金取引又は月末に現金決済を行う業態等以外の業態にあつては、販売等とそれに伴う資金の取得には時間的に相当のずれが生じるから、各月の指数の算定に当たっては十分に注意する。</p> <p>3 (省略)</p>	<p>欄又は「㉔ 地方税」欄に計上するときは、この欄に記載しない。</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) 「④ 臨時的収益」欄は、個人の場合には、退職所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得を、法人の場合には、私財提供益又は債務免除益等を記載する。</p> <p>(6) 「⑤ 臨時的費用」欄は、個人の場合には必要経費に算入した資産損失（所得税法第51条）等を、法人の場合には災害損失金等を記載する。</p> <p>また、経常的な費用のうち費用として認めることが適当でないもの（猶予通達第7章第3節1(2)《支出見込金額等の調整》参照）がある場合には、その金額もこの欄に記載する。</p> <p>(7) (同左)</p> <p>(8) 「⑩ 差引支払可能資金」欄の算出に際しては、次に掲げるところによる。</p> <p>イ・ロ (同左)</p> <p>(9) 季節的に販売高等の変動が著しい業種については、季節別（月別）の資金繰りの状況に応じて履行しやすい納付計画を立てるため、業種の特徴、売上及び仕入の季節的なすう勢を参考として、次により月別の支払可能資金を算出して「㉔ 季節的に販売高等の～支払可能資金の計算」欄に記載する。</p> $\text{月平均支払可能資金} \times \frac{\text{その月の指数}}{\text{月平均指数}}$ <p>(注) 1 (同左)</p> <p>2 各月の指数をどのように定めるかによって納付計画が大きく左右され、ひいては不履行の原因ともなるので、過去の資金状況等を参考としてその正確性を図るほか、特に弊害のない限り納税者の申出に近い指数により支払可能資金額を求めて、確実に履行させることを考慮する。</p> <p>なお、現金取引又は月末現金決済を行う業態等以外の業態にあつては、販売等とそれに伴う資金の取得には時間的に相当のずれが生じるから、各月の指数の算定に当たっては十分に注意する。</p> <p>3 (同左)</p>

改正後	改正前
<p>(10) 「⑬ 支払可能資金」欄は、「⑪ 月平均支払可能資金」欄又は「⑫ 季節的に販売高等の<u>変動の著しい場合の月別支払可能資金の計算</u>」欄に記載した金額を記載する。</p> <p>(11) 「⑭ 生活費」欄は、<u>猶予通達 64(2)《生活の維持のために通常必要とされる費用の額》</u>により記載する。 <u>なお、納税者の事業等による収入などの状況を踏まえ、計算期間を超える期間のために資金手当てをする必要がある場合には、必要最低限の所要資金を算出して「⑯ 臨時支出」欄に記載する。</u></p> <p>(12) 「⑮ 臨時収入」欄は、例えば、譲渡所得若しくは山林所得等の臨時収入、不要不急資産の売却による収入、借入金、貸付金の回収による受入れ又は役員からの私財提供等が見込まれる金額を記載する。この場合、不要不急資産の売却、借入金又は役員若しくは親族等からの贈与等が見込まれるときには、<u>納税者の実情に即してその実現可能性について検討</u>する。 <u>なお、これらの明細は、「指数の説明及びその他参考事項」欄又は適宜の別紙に記載する（以下、⑯欄及び⑱欄から㉑欄についても同様とする。）。</u></p> <p>(13) （省略）</p> <p>(14) 「⑱ 不足資金引当金」欄は、「⑰ 差引」欄の金額が月によって赤字となり、その赤字金額が相当大きい<u>ことにより不足資金を補てんするための引当金を考慮する必要がある場合において、その引き当てすべき金額を記載する。</u> <u>この引当金は、その赤字の月の直前の月の「⑰ 差引」欄の金額から引き当て、なお不足するときは、順次その前の月に遡って引き当てることとする（現在納付能力調査で一定のつなぎ資金を控除することによりその金額が保留されている場合であつても、事業運営のための資金繰りを考慮し、その金額は引き続き保留し、不足資金は上記により引き当てることとして取り扱う。）。</u> <u>なお、ある月の「⑰ 差引」欄の金額が赤字となる場合には、その月の前後の収支見込みを再検討して、借入金その他での調整の可能性の有無を納税者と協議し、また、</u></p>	<p>(10) 「⑬ 支払可能資金」欄は、「⑪ 月平均支払可能資金」欄又は「⑫ 季節的に販売高等の～支払可能資金の計算」欄に記載した金額を記載する。</p> <p>(11) 「⑭ 生計費」欄は、<u>納税者及び納税者と生計を一にする者の数並びに一般的生計費の額等を参考に、妥当と認められる金額を「生計費の計算」欄で算出の上記載する。</u> <u>この場合、納税者又は納税者と生計を一にする者の中に、老年者、身体障害者、長期間の病人、勉学のため下宿又は寮にいる学生等があつて、通常以上の生計費等が必要と認められる場合には、これを考慮して調整する。</u> <u>また、冠婚葬祭等のため、あらかじめその支出について積み立てている場合においては、妥当と認められる範囲で生計費に含めて差し支えない。</u></p> <p>(12) 「⑮ 臨時収入」欄は、例えば、譲渡所得若しくは山林所得等の臨時収入、不要不急資産の売却による収入、借入金、貸付金の回収による受入れ又は役員からの私財提供等が見込まれる金額を記載する。この場合、不要不急資産の売却、借入金又は役員若しくは親族等からの贈与等が見込まれるときには、<u>納税者とその実現可能性について十分協議</u>する。 <u>なお、これらの明細は、「指数の説明及びその他参考事項」欄又は適宜の別紙に記載する（以下、⑯欄及び⑱欄から㉑欄についても同様とする。）。</u></p> <p>(13) （同左）</p> <p>(14) 「⑱ 不足資金引当金」欄は、「⑰ 差引」欄の金額が月によって赤字となり、その赤字金額が相当大きく<u>不足資金を補てんするための引当金を考慮する必要がある場合において、その引き当てすべき金額を記載する。</u> <u>この引当金は、その赤字の月の直前の月の「⑰ 差引」欄の金額から引き当て、なお不足するときは、順次その前の月にさかのぼって引き当てることとする（現在納付能力調査で一定のつなぎ資金を控除することによりその金額が保留されているが、事業運営のための資金繰りを考慮して今後もこれは計算外として保留を続け、不足資金は上記により引き当てることとして取り扱う。）。</u> <u>なお、ある月の「⑰ 差引」欄の金額が赤字となる場合には、その月の前後の収支見込みを再検討して、借入金その他での調整の可能性の有無を納税者と協議し、また、</u></p>

改正後	改正前
<p>それらの調整を行ってもなお引当金が必要な場合において、この納付計画の最初の月まで遡って引き当てても不足するとき（猶予通達 64《つなぎ資金》の注書きにより保留した資金がある場合には、その資金を引き当ててもなお不足するとき）には、そこで計算を打ち切ることとする（すなわち、赤字を生ずる月の翌月以降の納付能力に影響を及ぼさないこととし、特にその打ち切り額が大きい場合には、収支見込み自体に無理があることから、再検討の上、<u>所要の調整を行う。</u>）。</p> <p>(15) （省略）</p> <p>(16) 「㉔ 地方税」欄は、原則として、将来発生見込みの地方税について記載するが、滞納中の地方税で納付計画の定まっているものも含めて記載して差し支えない。</p> <p>なお、その税額を正確に把握するため、<u>可能な限り納税通知書等</u>によって確認するか又は納税者からの聞き取りによって調査する。</p> <p>(17) 「㉔ 納付予定額」欄は、納税者から提出された<u>添付書類等</u>と「㉔ 納付可能資金」欄の金額を基に納税者の<u>実情に即して</u>、おおむね「㉔ 納付可能資金」欄の金額に近い額で<u>具体的な納付可能金額</u>を定め、その額を記載する。</p>	<p>それらの調整を行ってもなお引当金が必要な場合において、この納付計画の最初の月まで<u>さかのぼって</u>引き当てても不足するとき（猶予通達第 7 章第 2 節 2《つなぎ資金》の<u>なお書き</u>により保留した資金がある場合には、その資金を引き当ててもなお不足するとき）には、<u>納税者の了承を受けて</u>、そこで計算を打ち切ることとする（すなわち、赤字を生ずる月の翌月以降の納付能力に影響を及ぼさないこととし、特にその打ち切り額が大きい場合には、収支見込み自体が<u>無理</u>であるから、再検討の上<u>所要の調整を行う。</u>）。</p> <p>(15) （同左）</p> <p>(16) 「㉔ 地方税」欄は、原則として、将来発生見込みの地方税について記載するが、滞納中の地方税で納付計画の定まっているものも含めて記載して差し支えない。</p> <p>なお、その税額を正確に把握するため、<u>できるだけ納税通知書等</u>によって確認するか又は納税者からの聞き取りによって調査する。</p> <p>(17) 「㉔ 納付予定額」欄は、納税者から提出された<u>納付計画等</u>と「㉔ 納付可能資金」欄の金額を基として納税者と<u>協議した上</u>、おおむね「㉔ 納付可能資金」欄の金額に近い額で<u>具体的な納付可能金額</u>を定め、その額を記載する。</p>

307010-004 見込納付能力調査表（見込損益計算書を基とする調査用）（その2-2）

【様式】

見込納付能力調査表（見込損益計算書を基とする調査用・その2-2）

区分	月												計		
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月			
納付可能資金の計算	① 生活費														
	臨時収入														
	② 臨時収入計														
	臨時支出														
	③ 臨時支出計														
	④ 差引 (①-②+③-④)														
	⑤ 不足資金引当金														
	⑥ 国税														
	⑦ 地方税														
	⑧ 納付可能資金 (④-⑤-⑥-⑦)														
⑨ 納付予定額															
生活費の計算	家族構成				基準額算定法による場合				実績額算定法による場合						
	名前	年齢	続柄	生活費基準額の計算及び説明				生活費の項目	金額	その他参考事項					

307010-004 見込納付能力調査表（見込損益計算書を基とする調査用）（その2-2）

【様式】

見込納付能力調査表（見込損益計算書を基とする調査用・その2-2）

区分	月												計		
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月			
納付可能資金の計算	① 生計費														
	臨時収入														
	② 臨時収入計														
	臨時支出														
	③ 臨時支出計														
	④ 差引 (①-②+③-④)														
	⑤ 不足資金引当金														
	⑥ 国税														
	⑦ 地方税														
	⑧ 納付可能資金 (④-⑤-⑥-⑦)														
⑨ 納付予定額															
生計費の計算	家族構成				必要生活費	調整額	計	生計費の計算の説明・その他参考事項							
	名前	年齢	続柄												

改正後	改正前
<p data-bbox="241 225 999 252">307010-004 見込納付能力調査表（見込損益計算書を基とする調査用）</p> <p data-bbox="159 311 282 338">【調理要領】</p> <p data-bbox="159 354 893 381">「見込納付能力調査表（見込損益計算書を基とする調査用・その1）」</p> <p data-bbox="159 397 271 424">1 目的</p> <p data-bbox="170 440 1106 724">「見込納付能力調査表（見込損益計算書を基とする調査用・その1）」は、<u>納付すべき税額が一定金額（おおむね500万円）を超える場合であって、その事業規模、財産及び収支の状況、完納までに要する期間等を踏まえ、合理的かつ妥当な分割納付金額の正確な算定のためにより詳細な調査が必要と認められる納税者について、当該納税者が相当の経理能力を持ち、かつ、帳簿書類を備えている場合に、あらかじめ見込損益計算書を提出させ、その見込損益計算書に所要の修正及び調整を加えたものを基として各月の資金額を計算するために使用する。</u></p> <p data-bbox="159 740 293 767">2 調理要領</p> <p data-bbox="170 783 1106 852">(1) 「過去の損益計算書」欄は、最近の申告等に係る損益計算書に基づき記載するが、<u>可能な限り</u>賦課の調査によって修正されているものを使用する。</p> <p data-bbox="170 868 304 895">(2) （省略）</p> <p data-bbox="170 911 902 938">(3) 「調査による見込損益計算書の修正」欄は、次により記載する。</p> <p data-bbox="192 954 1106 1238">見込損益計算書を過去の損益計算書と対比し、納税者から見込損益計算書の根拠の説明を聞いてその計算書の妥当性を検討し、修正を要する金額がある場合には、納税者の<u>実情に即して</u>「修正損益計算書」欄で修正を行い、その理由等を「修正事項の説明」欄に記載する。この場合において、金額の増減、各勘定の占める割合の適否を検討することはもちろんであるが、特に、役員報酬、賞与又は退職給与並びに経費その他の支出については、猶予通達67《支出見込金額等の調整》に掲げるところに留意する。</p> <p data-bbox="170 1299 831 1326">(4) 「資金収支計算のための調整」欄は、次により記載する。</p> <p data-bbox="192 1342 1106 1410">イ <u>減価償却費、貸倒引当損</u>その他各種引当損等、税法上損金又は必要経費に算入されているもののうち資金計算上は資金の支出を伴わないもの及び評価益、各種引当</p>	<p data-bbox="1225 225 1982 252">307010-004 見込納付能力調査表（見込損益計算書を基とする調査用）</p> <p data-bbox="1135 311 1258 338">【調理要領】</p> <p data-bbox="1135 354 1870 381">「見込納付能力調査表（見込損益計算書を基とする調査用・その1）」</p> <p data-bbox="1135 397 1247 424">1 目的</p> <p data-bbox="1146 440 2085 596">「見込納付能力調査表（見込損益計算書を基とする調査用・その1）」は、納税者が相当の経理能力を持ち、かつ、帳簿書類を備えている場合に、あらかじめ見込損益計算書を提出させ、その見込損益計算書に所要の修正及び調整を加えたものを基として各月の資金額を計算するために使用する。</p> <p data-bbox="1135 740 1270 767">2 調理要領</p> <p data-bbox="1146 783 2085 852">(1) 「過去の損益計算書」欄は、最近の申告等に係る損益計算書に基づき記載するが、<u>できるだけ</u>賦課の調査によって修正されているものを使用する。</p> <p data-bbox="1146 868 1281 895">(2) （同左）</p> <p data-bbox="1146 911 1883 938">(3) 「調査による見込損益計算書の修正」欄は、次により記載する。</p> <p data-bbox="1169 954 2085 1110">見込損益計算書を過去の損益計算書と対比し、納税者から見込損益計算書の根拠の説明を聞いてその計算書の妥当性を検討し、修正を要する金額がある場合には、納税者と<u>協議して</u>「修正損益計算書」欄で修正を行い、その理由等を「修正事項の説明」欄に記載する。</p> <p data-bbox="1169 1126 2085 1283">この場合において、金額の増減、各勘定の占める割合の適否を検討することはもちろんであるが、特に、役員報酬、賞与又は退職給与並びに経費その他の支出については、猶予通達第7章第3節1(2)《支出見込金額等の調整》に掲げるところに留意する。</p> <p data-bbox="1146 1299 1807 1326">(4) 「資金収支計算のための調整」欄は、次により記載する。</p> <p data-bbox="1169 1342 2085 1410">イ <u>原価償却費、貸倒引当損</u>その他各種引当損等、税法上損金又は必要経費に算入されているもののうち資金計算上は資金の支出を伴わないもの及び評価益、各種引当</p>

改正後	改正前
<p>金の繰戻し益等、税法上収益に算入されているもののうち資金計算上は資金の収入を伴わないものを記載する。</p> <p>この場合において、<u>減価償却費等</u>の資金の支出を伴わない損金又は必要経費の額は所得金額に加算し、<u>評価益等</u>の資金の収入を伴わない収益の額は所得金額から減算する。</p> <p>ロ (省略)</p> <p>ハ 所得計算上損金又は必要経費に算入される事業税、固定資産税等の国税又は地方税について記載する。</p> <p>なお、この金額は、「見込納付能力調査表（見込損益計算書を基とする調査用・その2）」の「㉓ 国税」欄又は「㉔ 地方税」欄で調整する。</p> <p>(5) 季節的に販売高等の変動が著しい業種については、季節別（月別）の資金繰りの状況に応じて履行しやすい納付計画を立てるため、業種の特徴、売上及び仕入の季節的なすう勢を参考として、次により月別の金額を算出して「<u>季節的に販売高等の変動の著しい金額の計算</u>」欄に記載する。</p> <p>この場合には、収益、費用のそれぞれについて月別の変動を算出する。すなわち、全項目に一律の指数を使用することなく、例えば、売上の変動等の直接影響を受ける費用と売上の変動等にかかわらず必ず必要な費用を区分する等、各項目それぞれに妥当と認められる指数によって、その月別金額を算出する。</p> $\text{月平均支払可能資金} \times \frac{\text{その月の指数}}{\text{月平均指数}}$ <p>(注) 1 (省略)</p> <p>2 各月の指数をどのように定めるかによって納付計画が大きく左右され、ひいては不履行の原因ともなるので、過去の状況等を参考としてその正確性を図るほか、特に支障のない限り納税者の申出に近い指数により金額を求めて、確実に履行させることを考慮する。</p> <p>3 (省略)</p>	<p>金の繰戻し益等、税法上収益に算入されているもののうち資金計算上は資金の収入を伴わないものを記載する。</p> <p>この場合において、<u>原価償却費等</u>資金の支出を伴わない損金又は必要経費の額は所得金額に加算し、<u>評価益等</u>資金の収入を伴わない収益の額は所得金額から減算する。</p> <p>ロ (同左)</p> <p>ハ 所得計算上損金又は必要経費に算入される<u>地価税</u>、事業税、固定資産税等の国税又は地方税について記載する。</p> <p>なお、この金額は、「見込納付能力調査表（見込損益計算書を基とする調査用・その2）」の「㉓ 国税」欄又は「㉔ 地方税」欄で調整する。</p> <p>(5) 季節的に販売高等の変動が著しい業種については、季節別（月別）の資金繰りの状況に応じて履行しやすい納付計画を立てるため、業種の特徴、売上及び仕入の季節的なすう勢を参考として、次により月別の金額を算出して「<u>季節的に販売高等の～金額の計算</u>」欄に記載する。</p> <p>この場合には、収益、費用のそれぞれについて月別の変動を算出する。すなわち、全項目に一律の指数を使用することなく、例えば、売上の変動等の直接影響を受ける費用と売上の変動等にかかわらず必ず必要な費用を区分する等、各項目それぞれに妥当と認められる指数によって、その月別金額を算出する。</p> $\text{月平均支払可能資金} \times \frac{\text{その月の指数}}{\text{月平均指数}}$ <p>(注) 1 (同左)</p> <p>2 各月の指数をどのように定めるかによって納付計画が大きく左右され、ひいては不履行の原因ともなるので、過去の状況等を参考としてその正確性を図るほか、特に弊害のない限り納税者の申出に近い指数により金額を求めて、確実に履行させることを考慮する。</p> <p>3 (同左)</p>

改正後	改正前
<p>「見込納付能力調査表（見込損益計算書を基とする調査用・その2）」</p> <p>1 （省略）</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) 「調査日」欄は、次の区分に応じて、それぞれに定める日を記載する。</p> <p>① <u>通則法第46条第2項若しくは第3項の規定による納税の猶予又は徴収法第151条の2第1項の規定による換価の猶予の申請があった場合</u> <u>その申請に係る猶予期間の始期の前日</u></p> <p>② <u>徴収法第151条第1項の規定による換価の猶予をしようとする場合</u> <u>署内資料の確認、滞納者への聞き取り、滞納者の帳簿書類等の検査により調査を行った日</u></p> <p>(2) 「調査期間」欄は、原則として、納税の猶予又は換価の猶予の申請等に係る猶予期間を記載する。</p> <p>(3)～(13) （省略）</p> <p>(14) 「その他の支出」欄は、仕入代金の支払以外の経常的な支出について、売上の変動等に直接影響を受ける費用と売上の変動等にかかわらず必要な費用とを区分し、それぞれの各月における支払見込金額を月別に記載する。</p> <p>(15) 「⑱ 生活費」欄は、<u>猶予通達64(2)《生活の維持のために通常必要とされる費用の額》により記載する。</u></p> <p><u>なお、納税者の事業等による収入などの状況を踏まえ、計算期間を超える期間のために資金手当てをする必要がある場合には、必要最低限の所要資金を算出して「臨時支出」欄に記載する。</u></p> <p>(16) 「臨時収入」欄は、例えば、譲渡所得若しくは山林所得等の臨時収入、不要不急資産の売却による収入、借入金、貸付金の回収による受入れ又は役員からの私財提供等が見込まれる金額を記載する。この場合、不要不急資産の売却、借入金又は役員若しくは親族等からの贈与等が見込まれるときには、<u>納税者の実情に即してその実現可能性について検討する。</u></p> <p>(17) （省略）</p>	<p>「見込納付能力調査表（見込損益計算書を基とする調査用・その2）」</p> <p>1 （同左）</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) 「調査日」欄は、<u>原則として、臨場調査の日を記載する。ただし、納税の猶予の申請があった場合には、その申請に係る猶予期間の始期の前日を記載する。</u></p> <p>(2) 「調査期間」欄は、原則として、納税の猶予の申請等に係る猶予期間を記載する。</p> <p>(3)～(13) （同左）</p> <p>(14) 「その他の支出」欄は、仕入代金の支払以外の経常的な支出について、売上の変動等に直接影響を受ける費用と売上の変動等にかかわらず必要な費用とを区分し、それぞれの各月における支払見込金額を記載する。</p> <p>(15) 「⑱ 生計費」欄は、<u>納税者及び納税者と生計を一にする者の数並びに一般的生計費の額等を参考に、妥当と認められる金額を「生計費の計算」欄で算出の上記載する。この場合、納税者又は納税者と生計を一にする者の中に、老年者、身体障害者、長期間の病人、勉学のため下宿又は寮にいる学生等があって、通常以上の生計費等が必要と認められる場合には、これを考慮して調整する。</u></p> <p><u>また、冠婚葬祭等のため、あらかじめその支出について積み立てている場合においては、妥当と認められる範囲で生計費に含めて差し支えない。</u></p> <p>(16) 「臨時収入」欄は、例えば、譲渡所得若しくは山林所得等の臨時収入、不要不急資産の売却による収入、借入金、貸付金の回収による受入れ又は役員からの私財提供等が見込まれる金額を記載する。この場合、不要不急資産の売却、借入金又は役員若しくは親族等からの贈与等が見込まれるときには、<u>納税者とその実現可能性について十分協議する。</u></p> <p>(17) （同左）</p>

改正後	改正前
<p>(18) 「㉔ 不足資金引当金」欄は、「㉑ 差引」欄の金額が月によって赤字となり、その赤字金額が相当大きいことにより不足資金を補てんするための引当金を考慮する必要がある場合において、その引き当てすべき金額を記載する。</p> <p>この引当金は、その赤字の月の直前の月の「㉑ 差引」欄の金額から引き当て、なお不足するときは、順次その前の月に遡って引き当てることとする（現在納付能力調査で一定のつなぎ資金を控除することによりその金額が保留されている場合であっても、事業運営のための資金繰りを考慮し、その金額は引き続き保留し、不足資金は上記により引き当てることとして取り扱う。）。</p> <p>なお、ある月の「㉑ 差引」欄の金額が赤字となる場合には、その月の前後の収支見込みを再検討して、借入金その他での調整の可能性の有無を納税者に確認し、また、それらの調整を行ってもなお引当金が必要な場合において、この納付計画の最初の月まで遡って引き当てても不足するとき（猶予通達 64 《つなぎ資金》の注書きにより保留した資金がある場合には、その資金を引き当ててもなお不足するとき）には、そこで計算を打ち切ることとする（すなわち、赤字を生ずる月の翌月以降の納付能力に影響を及ぼさないこととし、特にその打ち切り額が大きい場合には、収支見込み自体に無理があることから、再検討の上、所要の調整を行う。）。</p> <p>(19) (省略)</p> <p>(20) 「㉔ 地方税」欄は、原則として、将来発生見込みの地方税（所得計算上損金又は必要経費に算入される事業税、固定資産税等を含む。）について記載するが、滞納中の地方税で納付計画の定まっているものも含めて記載して差し支えない。</p> <p>なお、その税額を正確に把握するため、可能な限り納税通知書等によって確認するか又は納税者からの聞き取りによって調査する。</p> <p>(21) 「㉔ 納付予定額」欄は、納税者から提出された添付書類等と「㉕ 納付可能資金」欄の金額を基として納税者の実情に即して、おおむね「㉕ 納付可能資金」欄の金額に近い額で具体的な納付可能金額を定め、その額を記載する。</p>	<p>(18) 「㉔ 不足資金引当金」欄は、「㉑ 差引」欄の金額が月によって赤字となり、その赤字金額が相当大きく不足資金を補てんするための引当金を考慮する必要がある場合において、その引き当てすべき金額を記載する。</p> <p>この引当金は、その赤字の月の直前の月の「㉑ 差引」欄の金額から引き当て、なお不足するときは、順次その前の月にさかのぼって引き当てることとする（現在納付能力調査で一定のつなぎ資金を控除することによりその金額が保留されているが、事業運営のための資金繰りを考慮して今後もこれは計算外として保留を続け、不足資金は上記により引き当てることとして取り扱う。）。</p> <p>なお、ある月の「㉑ 差引」欄の金額が赤字となる場合には、その月の前後の収支見込みを再検討して、借入金その他での調整の可能性の有無を納税者と協議し、また、それらの調整を行ってもなお引当金が必要な場合において、この納付計画の最初の月までさかのぼって引き当てても不足するとき（猶予通達第7章第2節2《つなぎ資金》のなお書きにより保留した資金がある場合には、その資金を引き当ててもなお不足するとき）には、納税者の了承を受けて、そこで計算を打ち切ることとする（すなわち、赤字を生ずる月の翌月以降の納付能力に影響を及ぼさないこととし、特にその打ち切り額が大きい場合には、収支見込み自体が無理であるから、再検討の上所要の調整を行う。）。</p> <p>(19) (同左)</p> <p>(20) 「㉔ 地方税」欄は、原則として、将来発生見込みの地方税（所得計算上損金又は必要経費に算入される事業税、固定資産税等を含む。）について記載するが、滞納中の地方税で納付計画の定まっているものも含めて記載して差し支えない。</p> <p>なお、その税額を正確に把握するため、できるだけ納税通知書等によって確認するか又は納税者からの聞き取りによって調査する。</p> <p>(21) 「㉔ 納付予定額」欄は、納税者から提出された納付計画等と「㉕ 納付可能資金」欄の金額を基として納税者と協議した上、おおむね「㉕ 納付可能資金」欄の金額に近い額で具体的な納付可能金額を定め、その額を記載する。</p>

改正後

307010-005 納税の猶予申請書

【様式】

納税の猶予申請書

税務署長殿

国税通則法第46条第 項第 号(第5号の場合、第 号類別)の規定により、以下のとおり納税の猶予を申請します。

申請者 住所 氏名	住所 所在地 電話番号 () 携帯番号 ()	申請年月日 平成 年 月 日
納付すべき国税	納期限 本税 加算税 延滞税 利息税 滞納処分費	備考
納付すべき国税	納期限 本税 加算税 延滞税 利息税 滞納処分費	備考
納付すべき国税のうち、納税の猶予を受けようとする金額		
猶予該当事実の詳細		
一時に納付することができない事情の詳細		
納付計画	年月日	納付金額
	平成 年 月 日	円
	平成 年 月 日	円
	平成 年 月 日	円
	平成 年 月 日	円
猶予期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 月間	
担保	<input type="checkbox"/> 有 担保財態の詳緯又は提供できない・特別の事情 <input type="checkbox"/> 無	
税理士署名押印 (電話番号 - -)	印 <input type="checkbox"/> 猶予該当事実証明書類 <input type="checkbox"/> 収支の明細書 <input type="checkbox"/> 財産目録 <input type="checkbox"/> 財産収支状況書 <input type="checkbox"/> 担保関係書類	

改正前

307010-005 納税の猶予申請書

【様式】

納税の猶予申請書

税務署長殿

国税通則法第46条第 項第 号(第5号の場合、第 号類別)の規定により、以下のとおり納税の猶予を申請します。

申請者 住所 氏名	住所 所在地 電話番号 () 携帯番号 ()	申請年月日 平成 年 月 日
納付すべき国税	納期限 本税 加算税 延滞税 利息税 滞納処分費	備考
納付すべき国税	納期限 本税 加算税 延滞税 利息税 滞納処分費	備考
納付すべき国税のうち、納税の猶予を受けようとする金額		
猶予該当事実の詳細		
一時に納付することができない事情の詳細		
納付計画	年月日	納付金額
	平成 年 月 日	円
	平成 年 月 日	円
	平成 年 月 日	円
	平成 年 月 日	円
猶予期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 月間	
担保	<input type="checkbox"/> 有 担保財態の詳緯又は提供できない・特別の事情 <input type="checkbox"/> 無	
税理士署名押印 (電話番号 - -)	印 <input type="checkbox"/> 猶予該当事実証明書類 <input type="checkbox"/> 収支の明細書 <input type="checkbox"/> 財産目録 <input type="checkbox"/> 財産収支状況書 <input type="checkbox"/> 担保関係書類	

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">307010-005 納税の猶予申請書</p> <p>【調理要領】</p> <p>1 目的</p> <p>「納税の猶予申請書」は、通則法第 46 条第 2 項又は同条第 3 項の規定による納税の猶予を申請する場合に使用する。</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) この申請書には、次に掲げる書類を添付する。</p> <p> なお、下記イ及びロについては、<u>通則法第 46 条第 2 項第 1 号、第 2 号又は第 5 号（同項第 1 号若しくは第 2 号に該当する事実</u>に類する場合に限る。）の規定による納税の猶予を申請する場合において、申請者が提出することが困難であると税務署長が認めるときは、添付する必要はない。</p> <p> イ <u>猶予該当事実を証する書類（通則法第 46 条第 2 項各号の納税の猶予を申請する場合に限る。）</u></p> <p> ロ 「<u>財産目録</u>」（様式 307010-005-1）及び「<u>収支の明細書</u>」（様式 307010-005-2）（<u>猶予を受けようとする金額（未確定の延滞税を除く。）が 100 万円以下の場合、これらに代えて「財産収支状況書」（様式 307010-005-3）</u>）</p> <p> ハ <u>担保を提供する必要がある場合には、担保の提供に関する書類（通基通第 54 条関係参照）</u></p> <p> ニ <u>必要がある場合には、徴収高計算書等の書類又は登録免許税の課税の原因となる登録、特許、免許、認可、指定又は技能証明を明らかにする書類（通則令第 15 条第 1 項及び第 3 項参照）</u></p> <p>(2) 申請者が法人である場合は、「申請者」欄に代表者の住所及び氏名を併せて記載する。</p>	<p style="text-align: center;">307010-005 納税の猶予申請書</p> <p>【調理要領】</p> <p>1 目的</p> <p>「納税の猶予申請書」は、通則法第 46 条第 2 項又は同条第 3 項の規定により、納税者が納税の猶予を申請する場合に提出させる。</p> <p> (注) <u>通則法第 46 条第 1 項の規定により納税の猶予を申請する場合には、昭和 53 年 6 月 21 日付官総 4-21 ほか 9 課共同『災害被災者に対する租税の軽減免除、納税の猶予等に関する取扱要領』の全部改正について（事務運営指針）の別冊の別紙様式第 4 号を使用させること。</u></p> <p>2 調理要領 (新設)</p> <p>(1) 申請者が法人である場合は、「申請者」欄に代表者の住所及び氏名を併せて記載させる。</p>

改正後	改正前
<p>(3) 「申請年月日」欄は、申請書を提出する日を記載する。</p> <p>(4) 「※税務署整理欄」は、下記により処理する。</p> <p>イ 「通信日付印」欄は、通則法第46条第3項の規定による納税の猶予申請書が郵便又は信書便により提出された場合に、当該郵便物又は信書便物の通信日付により表示された日を記載し、担当者印を押印する。</p> <p>ロ 「申請書番号」欄は、徴収システムの「猶予申請」画面において申請内容を入力することにより自動付番される申請書番号を記載する。</p> <p>ハ 「処理年月日」欄は、納税の猶予申請に係る処理が終了した日を記載する。</p> <p>(5) 「納付すべき国税」欄は、申請をするときにおいて未納となっている国税の年度、税目、納期限及び金額を記載し、「備考」欄にその国税の年分、事業年度、課税期間又は月分を記載の上、納税の猶予を受けようとするものを○印で囲む。</p> <p>(6) 「納付すべき国税のうち、納税の猶予を受けようとする金額」欄は、「納付すべき国税」欄に記載した国税の合計額から、「財産目録」の「3 現在納付可能資金額」欄の「③現在納付可能資金額 (①-②)」欄の金額 (猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合、「財産収支状況書」の「2 現在納付可能資金額」欄の「現在納付可能資金額」欄の金額) を差し引いた金額を記載する。</p> <p>(7) 「猶予該当事実の詳細」欄は、通則法第46条第2項の規定により申請する場合において、同項各号のいずれかに該当する事実の詳細を記載する。</p> <p>なお、通則法第46条第3項の規定により申請する場合は、この欄の記載は不要である。ただし、やむを得ない理由により猶予を受けようとする国税の納期限後に申請書を提出する場合には、そのやむを得ない理由をこの欄に記載する。</p> <p>(8) 「一時に納付することができない事情の詳細」欄は、猶予該当事実があったことにより、納税者が資金の支出をし、又は損失を受け、その支出又は損失があることが一時に納付することができないことの原因になっている事情の詳細を具体的に記載する。</p> <p>(9) 「納付計画」欄は、「財産収支状況書」の「4 分割納付計画」欄の「分割納付金</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 「納付すべき国税」欄は、納付すべき国税の年度、税目、納期限及び金額を記載させ、「備考」欄にその国税の事業年度、年分又は月分を記載の上納税の猶予を受けようとするものを○印で囲ませる。</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 「納税の猶予を受けようとする理由」欄は、次に掲げる事項を簡記させる。</p> <p>イ 通則法第46条第2項の規定による場合には、同項各号に掲げる具体的事実及び国税を一時に納付することが困難な事情</p> <p>ロ 通則法第46条第3項の規定による場合には、国税を一時に納付することが困難な事情</p> <p>なお、やむを得ない理由により国税の納期限までに納税の猶予申請ができなかった場合には、そのやむを得ない理由を記載させる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>


改正後	改正前
<p><u>額</u>（猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合は、「収支の明細書」の「7 分割納付年月日及び分割納付金額」欄の「納付年月日」及び「⑤分割納付金額（①+②+③-④）」を転記する。</p> <p><u>10 「猶予期間」欄は、猶予期間の始期及び終期（納付計画の最終日）並びにその期間を記載する。</u></p> <p><u>なお、猶予期間の始期は、申請書を提出する日を原則とし、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれに掲げる日とする。</u></p> <p><u>イ 申請書を提出する日が猶予を受けようとする国税の納期限よりも前である場合</u> <u>納期限の翌日</u></p> <p><u>ロ 災害等のやむを得ない事情により申請書を提出することができなかつた場合</u> <u>猶予該当事実が生じた日</u></p> <p><u>11 「担保」欄は、猶予を受けるに当たり、担保を提供する必要がある場合には「□有」に、担保を提供する必要がない場合は「□無」にチェックを付ける。</u></p> <p><u>なお、担保を提供する必要がない場合は、次のいずれかに該当する場合である。</u></p> <p><u>イ 猶予を受ける金額が100万円以下である場合</u></p> <p><u>ロ 猶予を受ける期間が3月以内である場合</u></p> <p><u>ハ 担保を提供することができない特別の事情がある場合</u></p> <p><u>12 「担保財産の詳細又は提供できない特別の事情」欄は、次により記載する。</u></p> <p><u>イ 担保を提供する必要がある場合は、担保として提供する財産の種類、数量、価額及び所在等を記載する。</u></p> <p><u>ロ 担保を提供する必要がない場合において、上記11イ又はロに該当する場合には、「一」を記載し、上記11ハに該当するときは、担保を提供することができない特別の事情を記載する。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>13 この申請書を税理士又は税理士法人が税務代理により作成した提出する場合は、「税理士署名押印」欄に氏名又は名称を記載し押印する。この場合は、税理士法第3</u></p>	<p>(新設)</p> <p><u>4 猶予申請税額が50万円を超える場合は、「担保」欄に、提供しようとする担保の種類、数量、価額及び所在その他担保に関して参考となる事項若しくは担保を提供することができない特別の事情を記載させる。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>5 この申請書は、該当する場合に限り、担保に関する書類（通基通第54条関係参照）及び徴収高計算書等の書類（通則令第15条第4項及び同条第6項参照）を添付させる。</u></p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="197 228 862 256"><u>0条の規定に基づき税務代理権限証書を提出する必要がある。</u></p> <p data-bbox="174 268 309 296">(14) (省略)</p>	<p data-bbox="1160 268 1294 296">(6) (同左)</p>

改正後

307010-005-1 財産目録

【様式】



整理番号

財 産 目 録

平成 年 月 日

1 住所・氏名等

住所 所在地	氏名 名称
-----------	----------

2 財産の状況

(1) 預貯金等の状況

金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額	金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額
手持ち現金	現金	円			円
		円			円
		円			円
預貯金等合計(A)					円

(2) 売掛金・貸付金等の状況

売掛先等の名称・住所	種類	回収予定日	回収方法	売掛金等の額
		平成・・		円
		平成・・		円
		平成・・		円
		平成・・		円

(3) その他の財産の状況

財産の種類	担保等	債主に納付に充てられる金額
国債・株式等	<input type="checkbox"/>	円
不動産等	<input type="checkbox"/>	円
車両	<input type="checkbox"/>	円
その他財産 (敷金、保証金、保銀等)	<input type="checkbox"/>	円
合計(B)		円

(4) 借入金・買掛金の状況

借入先等の名称	借入金等の金額	月額返済額	返済終了(支払)年月	追加借入の可否	担保提供財産等
	円	円/平成 年 月	可・否		
	円	円/平成 年 月	可・否		
	円	円/平成 年 月	可・否		

3 現在納付可能資金額

①当座資金額(A)+(B)	②当面の必要資金額(C)	③現在納付可能資金額(①-②)
円	円	円

③当面の必要資金額の内容

項目	金額	内容
支出見込 事業支出	円	
生活費 (個人の場合のみ)	円	【扶養親族 人】
収入見込	円	
(支出見込) - (収入見込)(C)	円	マイナスになった場合は0円

改正前

(新設)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>307010-005-1 財産目録</u></p> <p>【調理要領】</p> <p>1 目的</p> <p>「財産目録」は、次に掲げる場合において、納税の猶予申請書若しくは換価の猶予申請書又は分割納付計画書に添付するときに使用する。</p> <p>① <u>納税者が通則法第 46 条第 2 項若しくは第 3 項の規定による納税の猶予又は徴収法第 151 条の 2 第 1 項の規定による換価の猶予、又はそれらの猶予期間の延長の申請をする場合において、その猶予又は猶予期間の延長を受けようとする金額（未確定の延滞税を除く。）が 100 万円を超えるとき</u></p> <p>② <u>納税者が徴収法第 151 条第 1 項の規定による換価の猶予又はその猶予期間の延長をするために必要であるとして税務署長から「分割納付計画書」の提出を求められた場合において、その分割納付しようとする金額（未確定の延滞税を除く。）が 100 万円を超えるとき</u></p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) 「1 住所・氏名等」欄は、納税者の住所（所在地）及び氏名（名称）を記載する。 <u>なお、納税者が法人である場合には、その代表者の氏名を併せて記載する。</u></p> <p>(2) 「2 財産の状況」欄は、この書類を提出する日（以下「作成日」という。）における状況を記載する。</p> <p>イ 「(1) 預貯金等の状況」欄</p> <p>(イ) <u>提出日において自宅や事務所等に保管している手持ち現金の額を記載する。</u></p> <p>(ロ) <u>預貯金については、その預け先金融機関等の名称・支店名、預貯金等の種類（普通、当座、定期、貯蓄等）及び金額を記載する。</u></p> <p>(ハ) <u>現金及び預貯金等の額の合計を「預貯金等合計(A)」欄に記載する。</u></p> <p>(注) <u>預貯金等のうち借入の担保になっているものについては、「(3) その他の財産の状況」欄の「その他財産」欄に記載する。</u></p> <p>ロ 「(2) 売掛金・貸付金等の状況」欄</p> <p><u>売掛先等の名称・住所、種類（売掛金、貸付金、未収金等）、回収予定日（手形</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>の場合は支払期日)、回収方法(現金、振込、手形、小切手等)及び金額を記載する。</u></p> <p>ハ 「(3) その他の財産の状況」欄</p> <p><u>(イ) 国債・株式等の有価証券、不動産等、車両など、「(1) 預貯金等の状況」及び「(2) 売掛金・貸付金の状況」に記載した財産のほかに所有している財産を具体的に記載する。</u></p> <p><u>なお、「その他財産」欄は、敷金、保証金、保険等のほか、預貯金等のうち、借入の担保になっているものを記載する。</u></p> <p><u>(ロ) 「担保等」欄は、記載された財産に抵当権等の担保権が設定されている場合にチェック (☑) する。</u></p> <p><u>(ハ) 「直ちに納付に充てられる金額」欄は、記載した財産のうち、現金化することが容易で直ちに納税に充てられる財産の金額を記載し、その合計金額を「合計(B)」欄に記載する。</u></p> <p>ニ 「(4) 借入金・買掛金の状況」欄</p> <p><u>借入先等の名称、借入総額、月額返済額、返済終了(支払)年月、追加借入の可否及び担保提供財産等を記載する。</u></p> <p>(3) 「3 現在納付可能資金額」欄</p> <p>イ 「①当座資金額((A)+(B))」欄</p> <p><u>次の金額の合計額を記載する。</u></p> <p><u>(イ) 「2(1) 預貯金等の状況」欄の「預貯金等合計(A)」欄の金額</u></p> <p><u>(ロ) 「2(3) その他の財産の状況」欄の「合計(B)」欄の金額</u></p> <p>ロ 「②当面の必要資金額((C))」欄</p> <p><u>次のとおり、「②当面の必要資金額」の内容」欄において計算した金額を記載する。</u></p> <p>(イ) 「事業支出」欄</p> <p><u>提出日からおおむね1月以内に支出する、納税者の事業の継続のために必要不可欠な金額及びその主な内容を記載する。</u></p> <p><u>なお、提出日からおおむね1月を超える期間における支出のために資金手当て</u></p>	

改正後

改正前

をしておかなければ、その事業を継続することができなくなると認められる場合等においては、必要最小限度の範囲内の所要資金を算定して、この欄の金額に含める。

(注) 1 納税者が給与所得者、年金所得者などの事業を行っていない個人である場合は、この欄の金額は0円となる。

2 提出日から1月以内において、資金繰りが最も窮屈になると見込まれる日が明らかである場合は、その日までの支出見込金額を記載して差し支えない。

(ロ) 「生活費」欄（個人の場合のみ）

猶予通達64(2)《生活の維持のために通常必要とされる費用の額》により記載する。

(ハ) 「収入見込」欄

提出日からおおむね1月以内に入金予定の事業収入、給与収入その他の収入金額及びその主な内容（給与収入の場合は支給者の名称・所在地、事業収入の場合は取引先の名称・所在地等）を記載する。

(注) 提出日から1月以内において、資金繰りが最も窮屈になると見込まれる日が明らかである場合は、その日までの収入見込金額を記載して差し支えない。

(ニ) 「(支出見込) - (収入見込) (C)」欄

次により計算した金額（マイナスの場合は、0円とする。）を記載し、この欄の金額を「②当面の必要資金額」欄に転記する。

「事業支出」欄の金額 + 「生活費」欄の金額 - 「収入見込」欄の金額

ハ 「③現在納付可能資金額 (①-②)」欄

「①当座資金額 ((A)+(B))」欄から「②当面の必要資金額 ((C))」欄の金額を差し引いた金額を記載する。

(4) 各欄に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載する。

(5) この書類を受理したときは、総務課に回付して、收受日付印の押なつを受ける。

改正後

改正前

307010-005-2 収支の明細書

(新設)

【様式】

収受印

整理番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

収 支 の 明 細 書

平成 年 月 日

1 住所・氏名等

住所 所在地	氏名 氏名称
-----------	-----------

2 直前1年間における各月の収入及び支出の状況

年月	①総収入金額	②総支出金額	③差額(①-②)	備	考
平成 年 月	円	円	円		
平成 年 月	円	円	円		
平成 年 月	円	円	円		
平成 年 月	円	円	円		
平成 年 月	円	円	円		
平成 年 月	円	円	円		
平成 年 月	円	円	円		
平成 年 月	円	円	円		
平成 年 月	円	円	円		
平成 年 月	円	円	円		
平成 年 月	円	円	円		
平成 年 月	円	円	円		
平成 年 月	円	円	円		
平成 年 月	円	円	円		
平成 年 月	円	円	円		
平成 年 月	円	円	円		

3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)

区	分	見込金額		区	分	見込金額	
		円	円			円	円
収 入		円		支 出		円	
		円				円	
		円				円	
		円				円	
		円				円	
		円				円	
		円				円	
		円				円	
① 収 入 合 計		円		② 支 出 合 計		円	
③ 納付可能基準額(①-②)			円				

【備考】

改正後

改正前

4 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額

内訳	内 容	年 月	金 額
臨時収入		平成 年 月	円
		平成 年 月	円
		平成 年 月	円
		平成 年 月	円
臨時支出		平成 年 月	円
		平成 年 月	円
		平成 年 月	円
		平成 年 月	円

5 今後1年以内に納付すべきことが見込まれる国税及び地方税等

年 月	税 目	金 額	年 月	税 目	金 額
平成 年 月		円	平成 年 月		円
平成 年 月		円	平成 年 月		円
平成 年 月		円	平成 年 月		円
平成 年 月		円	平成 年 月		円

6 家族(役員)の状況

続柄 (役職)	氏 名	生 年 月 日	収入・報酬(月額) (専従者給与を含む)	職業・所有財産等
		明治 天皇 昭和 平成 年 月 日	円	
		明治 天皇 昭和 平成 年 月 日	円	
		明治 天皇 昭和 平成 年 月 日	円	
		明治 天皇 昭和 平成 年 月 日	円	

7 分割納付年月日及び分割納付金額

納付年月日	①納付可能基準額	②季節変動等 に伴う増減額	③臨時的入出金額	④国庫等納付額	⑤分割納付金額 (①+②+③-④)
平成 年 月 日	円	円	円	円	円
平成 年 月 日	円	円	円	円	円
平成 年 月 日	円	円	円	円	円
平成 年 月 日	円	円	円	円	円
平成 年 月 日	円	円	円	円	円
平成 年 月 日	円	円	円	円	円
平成 年 月 日	円	円	円	円	円
平成 年 月 日	円	円	円	円	円
平成 年 月 日	円	円	円	円	円
平成 年 月 日	円	円	円	円	円
平成 年 月 日	円	円	円	円	円
平成 年 月 日	円	円	円	円	円
平成 年 月 日	円	円	円	円	円
平成 年 月 日	円	円	円	円	円
平成 年 月 日	円	円	円	円	円

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>307010-005-2 収支の明細書</u></p> <p>【調理要領】</p> <p>1 目的</p> <p>「収支の明細書」は、次に掲げる場合において、納税の猶予申請書若しくは換価の猶予申請書又は分割納付計画書に添付するときに使用する。</p> <p>① <u>納税者が通則法第 46 条第 2 項若しくは第 3 項の規定による納税の猶予又は徴収法第 151 条の 2 第 1 項の規定による換価の猶予、又はそれらの猶予期間の延長の申請をする場合において、その猶予又は猶予期間の延長を受けようとする金額（未確定の延滞税を除く。）が 100 万円を超えるとき</u></p> <p>② <u>納税者が徴収法第 151 条第 1 項の規定による換価の猶予又はその猶予期間の延長をするために必要であるとして税務署長から「分割納付計画書」の提出を求められた場合において、その分割納付しようとする金額（未確定の延滞税を除く。）が 100 万円を超えるとき</u></p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) 「1 住所・氏名等」欄は、納税者の住所（所在地）及び氏名（名称）を記載する。 <u>なお、納税者が法人である場合には、その代表者の氏名を併せて記載する。</u></p> <p>(2) 「2 直前 1 年間における各月の収入及び支出の状況」欄は、提出日の直前 1 年間における各月ごとの「①総収入金額」、「②総支出金額」及び「③差額（①－②）」を記載する。 <u>なお、臨時的な収入や支出があった月については、備考欄にその内容を記載する。</u></p> <p>(3) 「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄は、猶予期間中における月単位の平均的な収入及び支出の見込金額を、それらに係る入金及び出金の時を基準に記載する。</p> <p>イ 「収入」欄は、<u>売上収入その他の経常的な収入を記載する。</u></p> <p>ロ 「支出」欄は、次により記載する。</p> <p>(イ) <u>事業に係る支出</u> <u>仕入、給与・役員給与（人件費）、家賃等、諸経費、借入返済その他の支出の内容を記載する。</u></p>	<p>(新設)</p>


改正後	改正前
<p>なお、これらの支出は、事業の継続のために真に必要と認められるものに限られる。</p> <p>(ロ) <u>生活費（納税者が個人の場合のみ）</u> <u>猶予通達 64(2)《生活の維持のために通常必要とされる費用の額》により記載する。</u> <u>なお、納税者の事業等による収入などの状況を踏まえ、計算期間を超える期間のために資金手当てをする必要がある場合には、必要最低限の所要資金を算出して「臨時支出」欄に記載する。</u></p> <p>ハ <u>「③納付可能基準額（①－②）」欄</u> <u>「①収入合計」欄の金額から「②支出合計」欄の金額を差し引いた金額を記載する。</u></p> <p>(4) <u>「4 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額」欄は、今後おおむね1年以内における臨時的な収入及び支出について記載する。</u></p> <p>イ <u>「臨時収入」欄</u> <u>例えば、譲渡所得若しくは山林所得等の臨時収入、不要不急資産の売却による収入、借入金、貸付金の回収による受入れ又は役員からの私財提供等が見込まれる金額を記載する。この場合、不要不急資産の売却、借入金又は役員若しくは親族等からの贈与等が見込まれるときには、納税者の実情に即してその実現可能性について検討する。</u></p> <p>ロ <u>「臨時支出」欄</u> <u>例えば、災害の復旧費、盗難等のための代替品の購入費、医療費等のうち、やむを得ない支出、事業維持のためのやむを得ない新型機械の買入れのための支出、従業員確保のためのやむを得ない福利厚生費の支出又は事業の継続のためのやむを得ない債務の弁済等が見込まれる金額を記載する。</u></p> <p>(5) <u>「5 今後1年以内に納付すべきことが見込まれる国税及び地方税等」欄は、今後1年以内に納付すべきことが見込まれる国税、地方税、社会保険料等について、その納付すべきこととなる年月、税目及び金額を記載する。</u></p> <p>(6) <u>「6 家族（役員）の状況」欄は、次により記載する。</u></p>	

改正後	改正前
<p>イ <u>納税者が法人の場合</u> <u>全ての役員について、その役職、氏名、生年月日、月の報酬額及び所有財産等を記載する。</u></p> <p>ロ <u>納税者が個人の場合</u> <u>生計を一にする親族について、続柄、氏名、生年月日、収入金額（専従者給与を含む）、職業及び所有財産等を記載する。</u></p> <p>(7) 「7 分割納付年月日及び分割納付金額」欄</p> <p>イ 「納付年月日」欄 <u>猶予期間中の各月の納付年月日を記載する。</u></p> <p>ロ 「①納付可能基準額」欄 <u>「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄の「③納付可能基準金額（①－②）」欄に記載した金額を記載する。</u></p> <p>ハ 「②季節変動等に伴う増減額」欄 <u>「2 直前1年間における各月ごとの収入及び支出の状況」欄を基に、季節変動等に伴う「①納付可能基準額」に対する増減額を記載する。</u> <u>なお、減額する場合には、金額の前に「▲」を記載する。</u></p> <p>ニ 「③臨時的入出金額」欄 <u>「4 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額」欄を基に、納付年月における臨時的入出金額の合計額を記載する。</u> <u>なお、臨時的支出額が多い場合には、金額の前に「▲」を表示する。</u></p> <p>ホ 「④国税等納付額」欄 <u>「5 今後1年以内に納付すべきことが見込まれる国税及び地方税等」欄に記載した、納付年月における国税等の納付見込額の合計額を記載する。</u></p> <p>ヘ 「⑤分割納付金額（①＋②＋③－④）」欄 <u>「①納付可能基準額」から、「②季節変動等に伴う増減額」、「③臨時的入出金額」及び「④国税等納付額」を加算又は減算した金額を記載する。</u></p> <p>(8) <u>各欄に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載する。</u></p> <p>(9) <u>この書類を受理したときは、総務課に回付して、收受日付印の押なつを受ける。</u></p>	

改正後

307010-005-3 財産収支状況書

【様式】



整理番号

財産収支状況書

平成 年 月 日

1 住所・氏名等

住所所在地	氏名称
-------	-----

2 現在納付可能資金額

現金及び預貯金等の種類	預貯金等の額	納付可能金額	納付に充てられない事情
現金	円	円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他
	円	円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他
	円	円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他
	円	円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他
現在納付可能資金額		円	

3 今後の平均的収入及び支出の見込金額(月額)

区分	見込金額
収入	
売上、給与、報酬	円
その他()	円
	円
① 収入合計	円
支出	
仕入	円
給与、役員給与	円
家賃等	円
諸経費	円
借入返済	円
	円
	円
生活費(扶養親族 人)	円
② 支出合計	円
③ 納付可能基準額 (① - ②)	円

4 分割納付計画

月	分割納付金額	備考
月	円	
月	円	
月	円	
月	円	
月	円	
月	円	
月	円	
月	円	
月	円	
月	円	
月	円	

5 財産等の状況

(1) 売掛金・貸付金等の状況

売掛先等の名称・住所	売掛金等の額	回収予定日	種類	回収方法
	円	年 月 日		
	円	年 月 日		
	円	年 月 日		

(2) その他の財産の状況

不動産等	国債・株式等
車 両	その他 (保険等)

(3) 借入金・買掛金の状況

借入先等の名称	借入金等の金額	月額返済額	返済終了(支払)年月	追加借入の可否	担保提供財産等
	円	円	平成 年 月	可・否	
	円	円	平成 年 月	可・否	

改正前

(新設)

改正後

307010-005-3 財産収支状況書

【調理要領】

1 目的

「財産収支状況書」は、次に掲げる場合において、納税の猶予申請書若しくは換価の猶予申請書又は分割納付計画書に添付するとき使用する。

① 納税者が通則法第 46 条第 2 項若しくは第 3 項の規定による納税の猶予又は徴収法第 151 条の 2 第 1 項の規定による換価の猶予、又はそれらの猶予期間の延長の申請をする場合において、その猶予又は猶予期間の延長を受けようとする金額（未確定の延滞税を除く。）が 100 万円以下であるとき

② 納税者が徴収法第 151 条第 1 項の規定による換価の猶予又はその猶予期間の延長をするために必要であるとして税務署長から「分割納付計画書」の提出を求められた場合において、その分割納付しようとする金額（未確定の延滞税を除く。）が 100 万円以下であるとき

2 調理要領

(1) 「1 住所・氏名等」欄は、納税者の住所（所在地）及び氏名（名称）を記載する。
なお、納税者が法人である場合には、その代表者の氏名を併せて記載する。

(2) 「2 現在納付可能資金額」欄

イ 「現金及び預貯金等」欄は、手持ち現金のほか、次の内容を記載する。

(イ) 提出日において預貯金等がある金融機関等の名称、支店名

(ロ) 上場株式など売却が容易な財産の名称、数量

ロ 「預貯金等の種類」欄は、預貯金について、普通、当座、定期、貯蓄等の種類を記載する。

ハ 「預貯金等の額」欄は、提出日において自宅や事務所等に保管している手持ちの現金の金額及び預貯金等の金額を記載する。

ニ 「納付可能金額」欄は、提出日において納付することが可能な金額を記載する。

ホ 「納付に充てられない事情」欄は、預貯金等の額のうち、納付できない事情がある場合には、当てはまるものにチェックを付ける。

改正前

(新設)

改正後	改正前
<p>なお、「その他」にチェックを付けた場合には、その事情を記載する。</p> <p>へ 「<u>現在納付可能資金額</u>」欄は、納付に充てることができるものとして「<u>納付可能金額</u>」欄に記載した金額の合計額を記載する。</p> <p>(3) 「<u>3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）</u>」欄は、猶予期間中における月単位の平均的な収入及び支出の見込金額を、それらに係る入金及び出金の時を基準に記載する。</p> <p>イ 「<u>収入</u>」欄は、売上収入その他の経常的な収入を記載する。</p> <p>ロ 「<u>支出</u>」欄は、次により記載する。</p> <p>(イ) <u>事業に係る支出</u> 仕入、給与、役員給与（人件費）、家賃等、諸経費、借入返済その他の支出の内容を記載する。</p> <p>なお、これらの支出は、事業の継続のために真に必要と認められるものに限られる。</p> <p>(ロ) <u>生活費（納税者が個人の場合のみ）</u> 猶予通達 64(2)《<u>生活の維持のために通常必要とされる費用の額</u>》により記載する。</p> <p>なお、納税者の事業等による収入などの状況を踏まえ、計算期間を超える期間のために資金手当てをする必要がある場合には、必要最低限の所要資金を算出して「<u>4 分割納付計画</u>」欄の各月の「<u>分割納付金額</u>」から減算し、その旨を「<u>備考</u>」欄に記載する。</p> <p>ハ 「<u>③納付可能基準額（①－②）</u>」欄 「<u>①収入合計</u>」欄の金額から「<u>②支出合計</u>」欄の金額を差し引いた金額を記載する。</p> <p>(4) 「<u>4 分割納付計画</u>」欄</p> <p>イ 「<u>月</u>」欄 猶予期間中の全ての月を記載する。</p> <p>ロ 「<u>分割納付金額</u>」欄 「<u>③納付可能基準額（①－②）</u>」欄に記載した納付可能基準額を基に、各月の収</p>	

改正後	改正前
<p><u>入及び支出の増減見込額（発生予定の国税等を含む）を考慮した納付見込額を記載する。</u></p> <p>ハ 「備考」欄</p> <p><u>「分割納付金額」を、「③納付可能基準額（①－②）」の金額に加算又は減算した金額とする場合に、その理由を記載する。</u></p> <p><u>例えば、不要不急資産の売却、新規借入、貸付金の回収等の臨時的な収入や、災害の復旧費や医療費等のやむを得ない支出、事業維持のためのやむを得ない設備・機械の購入等による臨時的な支出のほか、納付計画期間中において発生予定の国税の内容を記載する。</u></p> <p>(5) 「5 財産等の状況」欄</p> <p>イ 「(1) 売掛金・貸付金等の状況」欄</p> <p><u>売掛先等の名称・住所、金額、回収予定日（手形の場合は支払期日）、種類（売掛金、貸付金、未収金等）及び回収方法（現金、振込、手形、小切手等）を記載する。</u></p> <p>ロ 「(2) その他の財産の状況」欄</p> <p><u>不動産、国債・株式等の有価証券及び自動車など、所有している財産の種類、数量、所在地等を記載する。「その他（保険等）」欄には、敷金、保証金、保険等の財産を記載する。</u></p> <p><u>なお、速やかに売却して納付に充てることができるものとして上記(2)の「2 現在納付可能資金額」欄に記載した財産については、この欄に記載する必要はない。</u></p> <p>ハ 「(3) 借入金・買掛金の状況」欄</p> <p><u>借入先等の名称、借入総額、月額返済額、返済終了（支払）年月、追加借入の可否及び担保提供財産等を記載する。</u></p> <p>(6) <u>各欄に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載する。</u></p> <p>(7) <u>この書類を受理したときは、総務課に回付して、收受日付印の押なつを受ける。</u></p>	

改正後

307010-005-4 納税の猶予申請書及び添付書類に関する補正通知決議書

【様式】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年 月 日

納税の猶予申請書及び添付書類に関する補正通知決議書

財務事務官

年 月 日付で次の者から提出された納税の猶予申請書及びその添付書類について、記載に不備がある、又は提出されていない書類があるため、下記のとおりその補正を求める通知書を送付したい。

納税者	住所 (所在地)	氏名 (名称)	補正を求める書類	補正内容

改正前

(新設)

改正後

改正前

307010-005-4 納税の猶予申請書及び添付書類に関する補正通知決議書

307010-005-5 納税の猶予申請書及び添付書類に関する補正通知書

(新設)

【調理要領】

「納税の猶予申請書及び添付書類に関する補正通知決議書」

1 目的

「納税の猶予申請書及び添付書類に関する補正通知決議書」は、次に掲げる場合において、通則法第46条の2第7項の規定に基づき、納税者に対して納税の猶予申請書又はその添付書類の補正を求めるときに使用する。

- ① 納税の猶予申請書又はその添付書類の記載に不備がある場合
- ② 納税の猶予申請書の添付書類の全部又は一部について提出がない場合

2 調理要領

(1) 「補正を求める書類」欄には、徴収システムにおける「補正通知書作成」画面で選択した補正を求める書類の名称（納税の猶予申請書、財産収支状況書、財産目録、収支の明細書、猶予該当事実を証する書類、担保関係書類）を表示する。

(2) 「補正内容」欄には、「補正通知書作成」画面で入力した補正を求める内容を表示する。

なお、補正を求める内容は、明確かつ具体的なものとする。

(注) 補正を求める事項の件数がこの欄を超える場合は、別紙「補正事項」に補正を求める書類及び内容が表示される。

【例】

- ① 納税の猶予申請書又はその添付書類の記載に不備がある場合

補正を求める 書類	補正内容
納税の猶予申請書	「猶予該当事実の詳細」欄が記載されていないため、同封した書類の該当欄に記載して提出してください。
収支の明細書	「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄の記載がされていないため、同封した書類の該当欄に記載して提出

改正後

改正前

してください。

② 納税の猶予申請書の添付書類の全部又は一部について提出がない場合

補正を求める 書類	補正内容
財産目録	申請書に添付して提出する書類であるため、提出してください。
担保関係書類	保証人〇〇様の印鑑証明書の添付がありませんので、提出してください。

「納税の猶予申請書及び添付書類に関する補正通知書」

1 目的

「納税の猶予申請書及び添付書類に関する補正通知書」は、上記により納税の猶予申請書又はその添付書類の補正を求める場合において、通則法第46条の2第8項の規定によりその旨を納税者に通知するために使用する。

2 調理要領

各欄の記載要領は、上記「納税の猶予申請書及び添付書類に関する補正通知決議書」に準ずる。

【様式】

<table border="1" style="width: 100%; height: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>																			
<p>納税の猶予申請のみなし取下げ通知決議書 年 月 日</p>																			
<p>財務事務官</p>																			
<p>年 月 日付で次の者が行った納税の猶予申請については、年 月 日付「納税の猶予申請書及び送付書類に関する補正通知書」により求めた納税の猶予申請書及びその送付書類の補正が期限までにされなかったことから、国税通則法第46条の2第9項の規定により、年 月 日付で取り下げたものとみなされたため、その旨を納税者に通知したい。</p>																			
納税者	住所(所在地) 氏名(名称)																		
付すべき国税等	納年度	税目	納期限	本税 円	加算税 円	延滞税 円	利息税 円	滞納処分費 円	備考										
<p>補正がされた事項 別紙のとおり</p>																			
<p>備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この決議書作成の日までのものです。</p>																			
管理運営部門へ回付年月日				管理運営部門受領印															

改正後

307010-005-7 納税の猶予申請のみなし取下げ通知決議書 (副本)

【様式】

	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td>統括官等</td></tr> <tr><td>確認印</td></tr> </table>	統括官等	確認印	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td colspan="2">管理運営部門整理欄</td></tr> <tr><td>年月日</td><td> . .</td></tr> <tr><td>承認者</td><td>担当者</td></tr> </table>	管理運営部門整理欄		年月日	. .	承認者	担当者	
統括官等											
確認印											
管理運営部門整理欄											
年月日	. .										
承認者	担当者										
<p>納税の猶予申請のみなし取下げ通知決議書 (副本) 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">財務事務官</p> <p>年 月 日付で次の者が行った納税の猶予申請については、年 月 日付「納税の猶予申請書及び添付書類に関する補正通知書」により求めた納税の猶予申請書及びその添付書類の補正が期限までにされなかったことから、国税通則法第46条の2第9項の規定により、年 月日付で取り下げたものとみなされたため、その旨を納税者に通知しました。</p>											
納税者	住所(所在地) 氏名(名称)										
納付すべき国税等	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考		
				円	円(法第46条)	円	円	円			
補正がされなかった事項	別紙のとおり										
	備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この決議書作成の日までのものです。										

改正前

(新設)

改正後	改正前
<p> <u>307010-005-6 納税の猶予申請のみなし取下げ通知決議書</u> <u>307010-005-7 納税の猶予申請のみなし取下げ通知決議書（副本）</u> <u>307010-005-8 納税の猶予申請のみなし取下げ通知書</u> </p> <p>【調理要領】</p> <p><u>「納税の猶予申請のみなし取下げ通知決議書」</u></p> <p>1 目的</p> <p><u>「納税の猶予申請のみなし取下げ通知決議書」は、通則法第46条の2第9項の規定により、納税の猶予申請を取り下げたものとみなされた場合に使用する。</u></p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) <u>「納税の猶予申請のみなし取下げ通知決議書（副本）」は、管理運営部門に回付する。</u></p> <p>(2) <u>「納付すべき国税等」欄は、帳票作成年月日において納税者が納付すべき国税を表示する。</u> <u>なお、国税の件数がこの欄を超える場合は、「猶予決議（別紙猶予税額）」を添付する。</u></p> <p>(3) <u>「補正がされなかった事項」欄は、「別紙のとおり」と表示されるため、徴収システムの様式ファイルダウンロードからダウンロードした「補正がされなかった事項（別紙）」（事前を送付した「納税の猶予申請書及び添付書類に関する補正通知書」により補正を求めた事項のうち）に補正がされなかった事項を記載して添付する。</u></p> <p><u>「納税の猶予申請のみなし取下げ通知書」</u></p> <p>1 目的</p> <p><u>「納税の猶予申請のみなし取下げ通知書」は、通則法第46条の2第9項の規定により、納税の猶予申請を取り下げたものとみなされた旨を納税者に通知するために使用する。</u></p> <p>2 調理要領</p> <p><u>各欄の記載要領は、上記「納税の猶予申請のみなし取下げ通知決議書」に準ずる。</u></p>	<p>(新設)</p>

【様式】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

納税の猶予申請の取下げ回付決議書 年 月 日

財務事務官

年 月 日付で次の者が行った納税の猶予申請については、年 月 日付で納税者により取り下げられたため、管理運営部門にその旨を連絡したい。

納 税 者	住所 (所在地)											
	氏名 (名称)											
納 付 す べ き 国 税 等	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備	考		
				円	円	滞納による金額 円	円	滞納による金額 円				

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この決議書作成の日までのものです。

管理運営部門へ回付年月日	. . .	管理運営部門受領印	
--------------	-------	-----------	--

改正後

307010-005-10 納税の猶予申請の取下げ回付決議書 (副本)

【様式】

納税の猶予申請の取下げ回付決議書 (副本)

年 月 日

財務事務官

年 月 日付で次の者が行った納税の猶予申請については、年 月 日付で納税者により取り下げられました。

納 税 者	住所 (所在地)										
	氏名 (名称)										
納 付 す べ き 国 税 等	納年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考		
				円	円	円	円	円			

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この決議書作成の日までのものです。

誠実官等 確認印	管理運営部門整理欄 年月日 . . . 調印者 調印者
-------------	--------------------------------------

改正前

(新設)

改正後	改正前
<p>307010-005-9 <u>納税の猶予申請の取下げ回付決議書</u> 307010-005-10 <u>納税の猶予申請の取下げ回付決議書（副本）</u></p> <p>【調理要領】</p> <p>1 目的</p> <p><u>「納税の猶予申請の取下げ回付決議書」は、納税者が納税の猶予申請を取り下げた旨（納税の猶予申請のみなし取下げの場合を除く。）を管理運営部門に連絡する場合に使用する。</u></p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) <u>「納税の猶予申請の取下げ回付決議書（副本）」は、管理運営部門に回付する。</u></p> <p>(2) <u>「納付すべき国税等」欄は、帳票作成年月日において納税者が納付すべき国税を表示する。</u></p> <p><u>なお、国税の件数がこの欄を超える場合は、「猶予決議（別紙猶予税額）」を添付する。</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後

307010-007 納税の猶予期間延長申請書

【様式】

納税の猶予期間延長申請書

税務署長殿

国税通則法第46条第7項の規定により、以下のとおり納税の猶予期間の延長を申請します。

申請者	住所 所在地	電話番号 ()	携帯電話 ()	申請年月日	平成	年	月	日
	氏名 名称	印			通達日付印 申請番号 受理年月日			

納税の猶予期間延長申請税額	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利息税	滞納処分費	備考

猶予期間内に猶予を受けた金額を納付することができない理由

納付計画	年月日	納付金額	年月日	納付金額	年月日	納付金額
		平成	円	平成	円	平成
	平成	円	平成	円	平成	円
	平成	円	平成	円	平成	円
	平成	円	平成	円	平成	円

延長期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 月間

担保 有 担保財産の詳細又は提供できない特別の事情
 無

税理士署名押印 (電話番号 - -) 印
 税理士法第30条の書面提出有

添付する書類欄
 財産目録 収支の明細書
 財産収支状況書 担保関係書類

改正前

307010-007 納税の猶予期間延長申請書

【様式】

納税の猶予期間延長申請書

税務署長殿

国税通則法第46条第7項の規定により、上記のとおり納税の猶予期間延長を申請します。

申請年月日	年	月	日	受理年月日	年	月	日
甲 住所 (所在地)							
乙 氏名 (各称)							
丙 業種							
納税の猶予期間延長申請税額	延滞税	利息税	滞納処分費	備考			
納年月日	金額	納年月日	金額	納年月日	金額	納年月日	金額
平成	円	平成	円	平成	円	平成	円
平成	円	平成	円	平成	円	平成	円
平成	円	平成	円	平成	円	平成	円
平成	円	平成	円	平成	円	平成	円

延長期間 年 月 日から 年 月 日まで 月間

納税の猶予の期間延長を受ける理由

備考 空欄は記入しないでください。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">307010-007 納税の猶予期間延長申請書</p> <p>【調理要領】</p> <p>1 目的 「納税の猶予期間延長申請書」は、通則法第 46 条第 7 項の規定による納税の猶予期間の延長を申請する場合に使用する。</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) この申請書には、次に掲げる書類を添付する。 <u>なお、下記イについては、通則法第 46 条第 2 項第 1 号、第 2 号又は第 5 号（同項第 1 号若しくは第 2 号に該当する事実に類する場合に限る。）の規定による納税の猶予期間の延長を申請する場合において、納税者が提出することが困難であると税務署長が認めるときは、添付する必要はない。</u></p> <p>イ <u>「財産目録」（様式 307010-005-1）及び「収支の明細書」（様式 307010-005-2）（猶予を受けようとする金額が 100 万円以下の場合、これらに代えて「財産収支状況書」（様式 307010-005-3）</u></p> <p>ロ <u>担保を提供する必要がある場合には、担保の提供に関する書類（通基通第 54 条関係参照）</u></p> <p>(2) <u>申請者が法人である場合は、「申請者」欄に代表者の住所及び氏名を併せて記載する。</u></p> <p>(3) <u>「申請年月日」欄は、申請書を提出する日を記載する。</u></p> <p>(4) <u>「※税務署整理欄」は、下記により処理する。</u></p> <p>イ <u>「通信日付印」欄は、申請書が郵便又は信書便により提出された場合に、当該郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日を記載し、担当者印を押印する。</u></p> <p>ロ <u>「申請書番号」欄は、徴収システムの「猶予申請」画面において申請内容を入力することにより自動付番される申請書番号を記載する。</u></p> <p>ハ <u>「処理年月日」欄は、納税の猶予期間延長申請に係る処理が終了した日を記載す</u></p>	<p style="text-align: center;">307010-007 納税の猶予期間延長申請書</p> <p>【調理要領】</p> <p>1 目的 「納税の猶予期間延長申請書」は、通則法第 46 条第 7 項の規定により、納税者が納税の猶予期間の延長を申請する場合に提出させる。</p> <p>2 調理要領 (新設)</p> <p>(1) <u>申請者が法人である場合は、「申請者」欄に代表者の住所及び氏名を併せて記載させる。</u> (新設) (新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>る。</u></p> <p>(5) 「<u>納税の猶予期間延長申請税額</u>」欄は、<u>猶予期間の延長を受けようとする国税の年度、税目、納期限及び金額を記載し、「備考」欄にその国税の年分、事業年度、課税期間又は月分を記載する。</u></p> <p>(6) 「<u>猶予期間内に猶予を受けた金額を納付することができない理由</u>」欄は、<u>納税の猶予期間内に猶予を受けた国税を納付することができない理由を、具体的に記載する。</u></p> <p>(7) 「<u>納付計画</u>」欄は、「<u>収支の明細書</u>」の「<u>7 分割納付年月日及び分割納付金額</u>」欄の「<u>納付年月日</u>」及び「<u>⑤分割納付金額(①+②+③-④)</u>」(<u>猶予を受けようとする金額が100万円以下</u>の場合は、「<u>財産収支状況書</u>」の「<u>4 分割納付計画</u>」欄の「<u>分割納付金額</u>」)を転記する。</p> <p>(8) 「<u>延長期間</u>」欄は、<u>延長期間の始期及び終期(納付計画の最終日)並びにその期間を記載する。</u></p> <p><u>なお、延長期間の始期は、当初の納税の猶予期間の終期の翌日とする。</u></p> <p>(9) 「<u>担保</u>」欄は、<u>猶予期間の延長を受けるに当たり、新たに担保を提供する必要がある場合には「□有」に、新たに担保を提供する必要がない場合は「□無」にチェックを付ける。</u></p> <p><u>なお、新たに担保を提供する必要がない場合は、次のいずれかに該当する場合である。</u></p> <p>イ <u>既に担保が提供されている場合</u> ロ <u>猶予を受ける金額が100万円以下である場合</u> ハ <u>猶予を受ける期間が3月以内である場合</u> ニ <u>担保を提供することができない特別の事情がある場合</u></p> <p>(10) 「<u>担保財産の詳細又は提供できない特別の事情</u>」欄は、<u>次により記載する。</u></p> <p>イ <u>担保を提供する必要がある場合は、担保として提供する財産の種類、数量、価額及び所在等を記載する。</u></p> <p>ロ <u>担保を提供する必要がない場合において、上記(9)イ、ロ又はハに該当するときは、「一」を記載し、上記(9)ニに該当するときは、担保を提供することができない特別の事情を記載する。</u></p>	<p>(2) 「<u>猶予期間延長申請税額</u>」欄は、<u>猶予期間の延長を受けようとする国税の年度、税目、納期限及び金額を記載させる。</u></p> <p>(3) 「<u>納税の猶予の期間延長を受けようとする理由</u>」欄は、<u>納税の猶予期間内に猶予国税を納付することができない理由を簡記させる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 「<u>担保</u>」欄は、<u>新たに担保提供をしようとする場合は、その担保の種類、数量、価額及び所在その他担保に関して参考となる事項を、担保を提供することができない特別の事情がある場合にはその事情を記載させる。</u></p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(削除)</p> <p><u>(11) この申請書を税理士又は税理士法人が税務代理により作成した場合は、「税理士署名押印」欄に氏名又は名称を記載し押印する。</u></p> <p><u>この場合は、税理士法第 30 条の規定に基づき税務代理権限証書を提出する必要がある。</u></p> <p><u>(12) (省略)</u></p>	<p><u>(5) この申請書は、該当する場合に限り、担保に関する書類（通基通第 54 条関係参照）を添付させる。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(6) (同左)</u></p>

改正後

改正前

- 307010-007-1 納税の猶予期間延長申請書及び添付書類に関する補正通知決議書
- 307010-007-2 納税の猶予期間延長申請書及び添付書類に関する補正通知書

(新設)

【調理要領】

「納税の猶予期間延長申請書及び添付書類に関する補正通知決議書」

1 目的

「納税の猶予期間延長申請書及び添付書類に関する補正通知決議書」は、次に掲げる場合において、通則法第46条の2第7項の規定に基づき、納税者に対して納税の猶予期間延長申請書又はその添付書類の補正を求めるときに使用する。

- ① 納税の猶予期間延長申請書又はその添付書類の記載に不備がある場合
- ② 納税の猶予期間延長申請書の添付書類の全部又は一部について提出がない場合

2 調理要領

(1) 「補正を求める書類」欄には、徴収システムにおける「補正通知書作成」画面で選択した補正を求める書類の名称（納税の猶予期間延長申請書、財産収支状況書、財産目録、収支の明細書、担保関係書類）を表示する。

(2) 「補正内容」欄には、「補正通知書作成」画面で入力した補正を求める内容を表示する。

なお、補正を求める内容は、明確かつ具体的なものとする。

(注) 補正を求める事項の件数がこの欄を超える場合は、別紙「補正事項」に補正を求める書類及び内容が表示される。

【例】

- ① 納税の猶予期間延長申請書又はその添付書類の記載に不備がある場合

補正を求める書類	補正内容
納税の猶予期間延長申請書	「猶予期間内に猶予を受けた金額を納付することができない理由」欄に記載されていないため、同封した書類の該当欄に記載して提出してください。
収支の明細書	「3 今後の平均的な収入及び支出の見込

改正後

改正前

金額（月額）」欄の記載がされていないため、
同封した書類の該当欄に記載して提出してく
ださい。

② 納税の猶予期間延長申請書の添付書類の全部又は一部について提出がない場合

補正を求める書類	補正内容
財産収支状況書	申請書に添付して提出する書類であるた め、提出してください。

「納税の猶予期間延長申請書及び添付書類に関する補正通知書」

1 目的

「納税の猶予期間延長申請書及び添付書類に関する補正通知書」は、上記により納税の猶予期間延長申請書又はその添付書類の補正を求める場合において、通則法第46条の2第8項の規定によりその旨を納税者に通知するために使用する。

2 調理要領

各欄の記載要領は、上記「納税の猶予期間延長申請書及び添付書類に関する補正通知決議書」に準ずる。

【様式】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

納税の猶予期間延長申請のみなし取下げ通知決議書 年 月 日

財務事務官

年 月 日付で次の者が行った納税の猶予期間延長申請については、年 月 日付「納税の猶予期間延長申請書及び添付書類に関する補正通知書」により求めた納税の猶予期間延長申請書及びその添付書類の補正が期限までにされなかったことから、国税通則法第46条の2第9項の規定により、年 月 日付で取り下げたものとみなされたため、その旨を納税者に通知したい。

納税者 (所在地) 氏名 (名称)																			
納年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考											
付すべき 国税等																			
補正がされなかった事項	別紙のとおり																		

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この決議書作成の日までのものです。

管理運営部門へ回付年月日 管理運営部門受領印

【様式】

納税の猶予期間延長申請のみなし取下げ通知決議書 (副本) 年 月 日

財務事務官

年 月 日付で次の者が行った納税の猶予期間延長申請については、年 月 日付「納税の猶予期間延長申請書及び添付書類に関する補正通知書」により求めた納税の猶予期間延長申請書及びその添付書類の補正が期限までにされなかったことから、国税通則法第46条の2第9項の規定により、年 月 日付で取り下げたものとみなされたため、その旨を納税者に通知しました。

納税者	住所(所在地) 氏名(名称)								
納付すべき国税等	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
				円	円	円	円	円	
補正がされた事項	別紙のとおり								

備考：「滞納処分費」欄に記入した金額は、この決議書作成の日までのものです。

統括官等 確認印	
管理運営部門整理欄	年月日 . . .
署名者	担当
署名者	署名者

【様式】

▽

年 月 日

納税の猶予期間延長申請のみなし取下げ通知書

財務事務官

年 月 日付であなた（貴社）が行った納税の猶予期間延長申請については、年 月 日付「納税の猶予期間延長申請書及び添付書類に関する補正通知書」により求めた納税の猶予期間延長申請書及びその添付書類の補正が期限までにされなかったことから、国税通則法第46条の2第9項の規定により、年 月 日付で取り下げたものとみなされましたので、通知します。
なお、あなた（貴社）が納付すべき国税等は下記のとおりですので、直ちに納付してください。

納付すべき国税等	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
				円	円	滞りによる金額 円	円	滞りによる金額 円	

補正がされなかった事項

別紙のとおり

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先（ ） 担当電話（ ）

△

(新設)

改正後	改正前
<p>307010-007-3 <u>納税の猶予期間延長申請のみなし取下げ通知決議書</u></p> <p>307010-007-4 <u>納税の猶予期間延長申請のみなし取下げ通知決議書（副本）</u></p> <p>307010-007-5 <u>納税の猶予期間延長申請のみなし取下げ通知書</u></p> <p>【調理要領】</p> <p><u>「納税の猶予期間延長申請のみなし取下げ通知決議書」</u></p> <p>1 目的</p> <p><u>「納税の猶予期間延長申請のみなし取下げ通知決議書」は、通則法第46条の2第9項の規定により、納税の猶予期間延長申請を取り下げたものとみなされた場合に使用する。</u></p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) <u>「納税の猶予期間延長申請のみなし取下げ通知決議書（副本）」は、管理運営部門に回付する。</u></p> <p>(2) <u>「納付すべき国税等」欄は、帳票作成年月日において納税者が納付すべき国税を表示する。</u></p> <p><u>なお、国税の件数がこの欄を超える場合は、「猶予決議（別紙猶予税額）」を添付する。</u></p> <p>(3) <u>「補正がされなかった事項」欄は「別紙のとおり」と表示されるため、徴収システムの様式ファイルダウンロードからダウンロードした「補正がされなかった事項（別紙）」（事前に送付した「納税の猶予期間延長申請書及び添付書類に関する補正通知書」により補正を求めた事項のうち）に補正がされなかった事項を記載して添付する。</u></p> <p><u>「納税の猶予期間延長申請のみなし取下げ通知書」</u></p> <p>1 目的</p> <p><u>「納税の猶予期間延長申請のみなし取下げ通知書」は、通則法第46条の2第9項の規定により、納税の猶予期間延長申請を取り下げたものとみなされた旨を納税者に通知するために使用する。</u></p> <p>2 調理要領</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>各欄の記載要領は、上記「納税の猶予期間延長申請のみなし取下げ通知決議書」に準ずる。</p>	

【様式】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

納税の猶予期間延長申請の取下げ回付決議書 年 月 日

財務事務官

年 月 日付で次の者が行った納税の猶予期間延長申請については、年 月 日付で納税者により取り下げられたため、管理運営部門にその旨を連絡したい。

納税者	住所(所在地) 氏名(名称)																				
納付すべき国税等	納年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考												
				円	円	円	円	円													

備考：「滞納処分費」欄に記入した金額は、この決議書作成の日までのものです。

管理運営部門へ回付年月日
管理運営部門受領印

改正後

307010-007-7 納税の猶予期間延長申請の取下げ回付決議書 (副本)

【様式】

納税の猶予期間延長申請の取下げ回付決議書 (副本)

年 月 日

財務事務官

年 月 日付で次の者が行った納税の猶予期間延長申請については、年 月 日付で納税者により取り下げられました。

納 税 者	住所 (所在地)									
	氏名 (名称)									
納 付 す べ き 国 税 等	納年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備	考
				円	円	円	円	円		

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この決議書作成の日までのものです。

統括官等 確認印	管理運営部門整理欄 年月日 担当者
-------------	-------------------------

改正前

(新設)

改正後	改正前
<p>307010-007-6 <u>納税の猶予期間延長申請の取下げ回付決議書</u> 307010-007-7 <u>納税の猶予期間延長申請の取下げ回付決議書（副本）</u></p> <p>【調理要領】</p> <p>1 目的 <u>「納税の猶予期間延長申請の取下げ回付決議書」は、納税者が納税の猶予期間延長申請を取り下げた旨（納税の猶予期間延長申請のみなし取下げを除く。）を管理運営部門に連絡する場合に使用する。</u></p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) <u>「納税の猶予期間延長申請の取下げ回付決議書（副本）」は、管理運営部門に回付する。</u></p> <p>(2) <u>「納付すべき国税等」欄は、帳票作成年月日において納税者が納付すべき国税を表示する。</u> <u>なお、国税の件数がこの欄を超える場合は、「猶予決議（別紙猶予税額）」を添付する。</u></p>	<p>(新設)</p>

【様式】

納税の猶予許可決議書 年 月 日

財務事務官

年 月 日付で納税の猶予申請があった次の者の国税等について下記のとおり許可し、その旨を納税者に通知したい。

納税者	住所(所在地) 氏名(名称)										
猶予税額	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考		
及びその納付金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額			
猶予期間		年 月 日から 年 月 日まで 月間									
該当条項		国税通則法 第46条 第 項 第号 (号に類する事由) 担保									

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この決議書作成の日までのものです。

管理運営部門へ回付年月日 . . . 管理運営部門受領印

【様式】

納税の猶予許可決議書 年 月 日

申請者	住所(所在地) 氏名(名称)										
猶予税額	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考		
納付計画	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額			
猶予期間		年 月 日から 年 月 日まで 月間									
該当条項		国税通則法 第46条 第 項 第号 (号に類する事由) 担保									

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この決議書作成の日までのものです。

管理運営部門へ回付年月日 . . . 管理運営部門受領印

【様式】

納税の猶予許可決議書 (副本)

管理運営部門整理欄
 年月日 . . .
 署名者 担当者
 年 月 日

財務事務官

年 月 日付で納税の猶予申請があった次の者の国税等について下記のとおり許可し、その旨を納税者に通知しました。

納税者住所(所在地)										
納税者氏名(名称)										
納予税額	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考	
納付計画	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額		
猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで 月間									
該当条項	国税通則法 第46条 第 項 第 号 (号に類する事由) 担保									

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この決議書作成の日までのものです。
 連絡先 (担当 電話)

【様式】

納税の猶予許可決議書 (副本)

管理運営部門整理欄
 年月日 . . .
 署名者 担当者
 年 月 日

財務事務官

年 月 日付で納税の猶予申請があった次の者の国税等について下記のとおり許可し、その旨を納税者に通知しました。

申請者住所(所在地)										
申請者氏名(名称)										
納予税額	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考	
納付計画	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額		
猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで 月間									
該当条項	国税通則法 第46条 第 項 第 号 (号に類する事由) 担保									

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この決議書作成の日までのものです。
 連絡先 (担当 電話)

【様式】

▽

〒
 市区町村
 名称
 番
 号

あなた（貴社）が、この納税の猶予許可について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に、
 国税不服審判所長に対する審査請求とのいずれかを選択することができます。
 提出先
 または、
 百歳国税審判官
 なお、この処分に対する行政訴訟の提起に関する事項については、裏面をご覧ください。
 年 月 日

納税の猶予許可通知書

財務事務官

年 月 日付で納税の猶予申請があったあなた（貴社）の国税等について、別紙の「処分理由」により、申請に係る国税等又は期間の一部を除き下記のとおり許可しましたから、国税通則法第47条第1項の規定により通知します。
 なお、猶予に係る金額は、下記のとおり分割してそれぞれの納付期日まで納付してください。
 また、裏面に記載されている事由に該当する場合には、納税の猶予が取り消され、又は猶予期間が短縮される場合があります。

納 予 税 額	年度	税 目	納 期 限	本 税	加 算 税	延 滞 税	利 子 税	滞 納 処 分 費	備 考
	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	

納 付 計 画

年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額

猶予期間 年 月 日から 年 月 日まで 月間

該当条項 国税通則法 第46条 第 項 第 号 (号に類する事由) 担 保

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先 (担当 電話)

納 税 者 第 号

△

【様式】

▽

〒
 住 所
 氏 名

あなた（貴社）が、この納税の猶予許可について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に、
 国税不服審判所長に対する審査請求とのいずれかを選択することができます。
 提出先
 または、
 百歳国税審判官
 なお、この処分に対する行政訴訟の提起に関する事項については、裏面をご覧ください。
 年 月 日

納税の猶予許可通知書

納 予 税 額	年度	税 目	納 期 限	本 税	加 算 税	延 滞 税	利 子 税	滞 納 処 分 費	備 考
	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	

納 付 計 画

年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額

猶予期間 年 月 日から 年 月 日まで 月間

該当条項 国税通則法 第46条 第 項 第 号 (号に類する事由) 担 保

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先 (担当 電話)

納 税 者 第 号

△

【様式】

▽

〒 住所 氏名	<h2 style="margin: 0;">納税の猶予許可通知書</h2> <p style="margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">財務事務官</p>
---------------	--

年 月 日付で納税の猶予申請があったあなた（貴社）の国税等については下記のとおり許可しましたから、国税通則法第47条第1項の規定により通知します。

なお、猶予に係る金額は、下記のとおり分割してそれぞれの納付期限までに納付してください。

また、表頭に記載されている事由に該当する場合には、納税の猶予が取り消され、又は猶予期間が短縮されることがあります。

納 予 税 額	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備 考
	年	月	日	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	
納付計画	年	月	日	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額
	年	月	日	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額

猶予期間 年 月 日から 年 月 日まで 月間

該当条項 国税通則法 第46条 第 項 第 号 (号に類する事由) 担保

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先 (担当 電話)

納 税 者 第 号

△

【様式】

▽

〒 住 所 氏 名	<h2 style="margin: 0;">納税の猶予許可通知書</h2> <p style="margin: 0;">年 月 日</p>
-----------------------	--

納 予 税 額	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備 考
	年	月	日	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	
納付計画	年	月	日	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額
	年	月	日	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額

猶予期間 年 月 日から 年 月 日まで 月間

該当条項 国税通則法 第46条 第 項 第 号 (号に類する事由) 担保

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先 (担当 電話)

納 税 者 第 号

△

改正後	改正前
<p>307010-010 納税の猶予許可決議書 307010-011 納税の猶予許可決議書（副本） 307010-012 納税の猶予許可通知書（教示文あり） 307010-013 納税の猶予許可通知書（教示文なし）</p>	<p>307010-010 納税の猶予許可決議書 307010-011 納税の猶予許可決議書（副本） 307010-012 納税の猶予許可通知書（教示文あり） 307010-013 納税の猶予許可通知書（教示文なし）</p>
<p>【調理要領】 「納税の猶予許可決議書」 1 （省略） 2 調理要領 (1)・(2) （省略） (3) 「<u>分割納付すべき金額及びその納付期限</u>」欄は、「猶予決議・猶予取消決議」画面で入力した分割納付計画を表示する。 なお、<u>分割納付計画</u>がこの欄を超える場合は、「猶予決議（別紙納付計画）」を添付する。 (4) 「<u>猶予期間</u>」欄は、「猶予決議・猶予取消決議」画面で入力した猶予期間を表示する。 (5) （省略） (6) <u>提供されている担保があるときは、「担保」欄に「別紙財産目録のとおり」と表示されるため、「財産目録（別紙）」に担保財産又は保証人の内容を記載して添付する。</u> (7) 一部許可（<u>猶予通達 38(1)の注書き</u>）を行う場合は、<u>定型文言</u>が以下のとおり表示されるため、「<u>処分理由（別紙）</u>」を添付する。</p> <div data-bbox="197 1225 1093 1348" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>____年____月____日付で納税の猶予申請があった次の者の国税等について、別紙の「<u>処分理由</u>」により、申請に係る国税等又は期間の一部を除き下記のとおり許可し、<u>その旨を納税者に通知</u>したい。</p> </div>	<p>【調理要領】 「納税の猶予許可決議書」 1 （省略） 2 調理要領 (1)・(2) （同左） (3) 「<u>納付計画</u>」欄は、「猶予決議・猶予取消決議」画面で入力した納付計画を表示する。 なお、<u>納付計画</u>がこの欄を超える場合は、「猶予決議（別紙納付計画）」を添付する。 (4) 「<u>猶予期間</u>」欄は、「猶予決議・猶予取消決議」画面で入力した<u>猶予する（猶予を受けようとする）期間</u>を表示する。 (5) （同左） (6) <u>この帳票には、「財産目録」を添付する。</u> (7) 一部許可を行う場合における<u>処分理由については、定型文が以下のとおり表示されるため、その後に「ただし、別紙『処分理由』により、猶予申請に係る国税のうち一部の国税については納税の猶予を許可できません。」と附記し、別紙を添付する。</u></p> <div data-bbox="1176 1225 2072 1348" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>____年____月____日付で納税の猶予申請があったあなた（貴社）の国税については下記のとおり許可しましたから、<u>国税通則法第 47 条第 1 項の規定により通知</u>します。</p> </div>

改正後	改正前
<p>「納税の猶予許可通知書」</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) <u>一部許可を行う場合は、「処分理由(別紙)」を添付する。</u></p> <p>(2) <u>他の各欄の記載要領は、上記「納税の猶予許可決議書」に準ずる。</u></p> <p>(3) <u>裏面には、「猶予の取消し等に関する注意喚起文」(様式 307010-113)が表示される(行手法第 35 条第 2 項)。</u></p> <p><u>なお、一部許可を行う場合には、表面に行審法第 57 条の規定による教示が表示され、裏面に「不服申立て又は取消しの訴えの提起に関するお知らせ」及び注意喚起文が表示される。</u></p>	<p>「納税の猶予許可通知書」</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 調理要領 (新設)</p> <p>(1) 各欄の記載要領は、上記「納税の猶予許可決議書」に準ずる。</p> <p>(2) 「納税の猶予許可通知書」は、裏面に「<u>不服申立て又は取消しの訴えの提起に関するお知らせ</u>」が表示される。</p> <p><u>ただし、「納税の猶予申請書」のとおり許可する場合には、「納税の猶予許可通知書」に表示する行審法第 57 条による教示と「不服申立て又は取消しの訴えの提起に関するお知らせ」添付は不要である。</u></p>

【様式】

<table border="1" style="width: 100%; height: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">納税の猶予許可通知決議書 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">財務事務官</p>																			
<p>年 月 日付であなた（貴社）が担保提供又は（連帯して）納税保証され、下記の納税者から納税の猶予の申請があった国税等については、下記のとおり許可しましたのでお知らせします。</p>																			
納税者	住所 (所在地)																		
氏名 (名称)																			
猶予税額	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考										
				円		円		円											
納付計画	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額											
		円		円		円		円											
猶予期間		年 月 日から 年 月 日まで 月間																	
該当条項		国税通則法 第46条 第 項 第 号 (号に類する事由) 担保																	
<small>備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この決議書作成の日までのものです。</small>																			

【様式】

<table border="1" style="width: 100%; height: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">納税の猶予許可通知決議書 年 月 日</p>																			
納税者	住所 (所在地)																		
氏名 (名称)																			
猶予税額	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考										
				円		円		円											
納付計画	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額											
		円		円		円		円											
猶予期間		年 月 日から 年 月 日まで 月間																	
該当条項		国税徴収法 第46条 第 項 第 号 (号に類する事由) 担保																	
<small>備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この決議書作成の日までのものです。</small>																			
				管理運営部門へ回付年月日			管理運営部門受領印												

【様式】

▽

〒
 住
 所
 氏
 名

納税の猶予許可通知書

年 月 日

財務事務官

年 月 日付であなた(貴社)が担保提供又は(連帯して)納税保証され、下記の納税者から納税の猶予の申請があった国税等については、下記のとおり許可しましたので通知します。

納税者	住所(所在地)	氏名(名称)	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
猶予税額											

納付計画	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額

猶予期間 年 月 日から 年 月 日まで 月間

該当条項 国税通則法 第46条 第項 第号 (号に類する事由) 担保

備考: 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先 (担当 電話) △

【様式】

▽

〒
 住
 所
 氏
 名

納税の猶予許可通知書

年 月 日

納税者	住所(所在地)	氏名(名称)	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
猶予税額											

納付計画	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額

猶予期間 年 月 日から 年 月 日まで 月間

該当条項 国税通則法 第46条 第項 第号 (号に類する事由) 担保 別紙財産目録のとおり

備考: 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先 (担当 電話) △

改正後	改正前
<p>307010-014 納税の猶予許可通知決議書（保証人等用） 307010-015 納税の猶予許可通知書（保証人等用）</p> <p>【調理要領】 <u>「納税の猶予許可通知決議書（保証人等用）」</u></p> <p>1 目的 「納税の猶予許可通知決議書（保証人等用）」は、通則法第46条第2項又は同条第3項の規定により納税の猶予を許可する場合において、<u>提供されている担保が第三者の所有財産（保証人による保証の場合を含む。）</u>であるときに使用する。</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) <u>定型文言中の日付は、猶予の申請日を表示する。</u> <u>なお、猶予の申請日と担保の提供を受けた日が異なる場合は、手書きにより、担保の提供を受けた日に訂正する。</u></p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) 「<u>分割納付すべき金額及びその納付期限</u>」欄は、「<u>猶予決議・猶予取消決議</u>」画面で入力した<u>分割納付計画</u>を表示する。 <u>なお、分割納付計画がこの欄を超える場合は、「猶予決議（別紙納付計画）」を添付する。</u></p> <p>(4) 「<u>猶予期間</u>」欄は、「<u>猶予決議・猶予取消決議</u>」画面で入力した<u>猶予期間</u>を表示する。</p> <p>(5) （省略）</p> <p>(6) 「<u>担保</u>」欄は、「<u>別紙財産目録のとおり</u>」と表示されるため、「<u>財産目録（別紙）</u>」を添付する。</p> <p><u>「納税の猶予許可通知書（保証人等用）」</u></p> <p>1 目的 <u>「納税の猶予許可通知書（保証人等用）」は、上記の場合において、納税の猶予を許</u></p>	<p>307010-014 納税の猶予許可通知決議書（保証人等用） 307010-015 納税の猶予許可通知書（保証人等用）</p> <p>【調理要領】 （新設）</p> <p>1 目的 「納税の猶予許可通知書（保証人等用）」は、通則法第46条第2項又は同条第3項の規定により、<u>納税の猶予を許可する場合に、保証人及び担保財産の権利者に通知する場合に作成する。</u></p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) 「<u>処分理由</u>」欄は、「<u>平成〇年〇月〇日付でああなたが担保提供又は（連帯して）納税保証され、下記納税者から納税の猶予の申請があった国税については、下記のとおり許可しましたので通知します。</u>」と表示する。 <u>なお、文言中の年月日は、先行の猶予申請の申請年月日を表示する。</u></p> <p>(2) （同左）</p> <p>(3) 「<u>納付計画</u>」欄は、「<u>猶予決議・猶予取消決議</u>」画面で入力した<u>納付計画</u>を表示する。</p> <p>(4) 「<u>猶予期間</u>」欄は、「<u>猶予決議・猶予取消決議</u>」画面で入力した<u>猶予する（猶予を受けようとする）期間</u>を表示する。</p> <p>(5) （同左）</p> <p>(6) <u>この帳票には、「財産目録」を添付する。</u></p> <p>（新設）</p>

改正後

改正前

可した旨を担保財産の所有者である第三者又は保証人に通知するために使用する。

2 調理要領

- (1) 「住所（所在地）」欄は、徴収システムにおける担保財産の所有者である第三者又は保証人の住所又は所在地を表示する。
- (2) 「氏名（名称）」欄は、徴収システムにおける担保財産の所有者である第三者又は保証人の氏名又は名称を表示する。
- (3) 他の各欄の記載要領は、上記「納税の猶予許可通知決議書（保証人等用）」に準ずる。

【様式】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

 納税の猶予不許可決議書 年 月 日

財務事務官

年 月 日付で納税の猶予の申請があった次の者の国税等については、下記のとおり納税の猶予を不許可とし、その旨を納税者に通知したい。

納 税 者	住所 (所在地)									
	氏名 (名称)									
猶 予 申 請 税 額	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備	考
不 許 可 理 由				<small>(円)</small>	<small>(円)</small>	<small>(円)</small>	<small>(円)</small>	<small>(円)</small>		

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この決議書作成の日までのものです。

管理運営部門へ回付年月日
、
管理運営部門受領印

【様式】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

 納税の猶予不許可決議書 年 月 日

申 請 者	住所 (所在地)									
	氏名 (名称)									
納 税 の 猶 予 申 請 税 額	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備	考
不 許 可 理 由				<small>(円)</small>	<small>(円)</small>	<small>(円)</small>	<small>(円)</small>	<small>(円)</small>		

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この決議書作成の日までのものです。

管理運営部門へ回付年月日
、
管理運営部門受領印

【様式】

統括官等 確認印	管理運営部門整理欄 年月日 . . . 担当者 担当部署
-------------	---------------------------------------

納税の猶予不許可決議書 (副本) 年 月 日

財務事務官

年 月 日付で納税の猶予の申請があった次の者の国税等については、下記のとおり納税の猶予を不許可とし、その旨を納税者に通知しました。

納税者 (住所) 氏名 (名称)											
猶予申請税額	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考		
				円	円	円	円	円			
不許可理由											

備考：「滞納処分費」欄に記入した金額は、この決議書作成の日までのものです。

連絡先 () 担当
電話

【様式】

統括官等 確認印	管理運営部門整理欄 年月日 . . . 担当者 担当部署
-------------	---------------------------------------

納税の猶予不許可決議書 (副本) 年 月 日

申請者 (住所) 氏名 (名称)											
納税の猶予申請税額	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考		
				円	円	円	円	円			
不許可理由											

備考：「滞納処分費」欄に記入した金額は、この決議書作成の日までのものです。

連絡先 () 担当
電話

【様式】

▽

〒

住所

氏名

あなた（貴社）が、この納税の猶予不許可について不届があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に、に対する異議申立て
 と国税不服審判所長に対する審査請求とのいずれかを選択することができます。
 提出先
 または、首席国税審判官
 なお、この処分に対する行政訴訟の提起に関する事項については、裏面をご覧ください。

年 月 日

納税の猶予不許可通知書

財務事務官

年 月 日付で納税の猶予の申請があったあなた（貴社）の国税等については、下記の理由により許可しないこととしたため、国税通則法第47条第2項の規定により通知します。

納年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
猶予								
申請								
額								
不許可理由								

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先 ()

納税者 第 号

△

【様式】

▽

〒

住所

氏名

あなた（貴社）が、この納税の猶予不許可について不届があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に、に対する異議申立て
 と国税不服審判所長に対する審査請求とのいずれかを選択することができます。
 提出先
 または、首席国税審判官
 なお、この処分に対する行政訴訟の提起に関する事項については、裏面をご覧ください。

年 月 日

納税の猶予不許可通知書

財務事務官

年 月 日付で納税の猶予の申請があったあなた（貴社）の国税・地方消費税については、下記の理由により許可できません。

国税通則法第47条第2項の規定により通知します。

納税の猶予	納年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
申請									
額									
不許可理由									

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先 ()

納税者 第 号

△

改 正 後	改 正 前
<p>307010-021 納税の猶予不許可決議書 307010-022 納税の猶予不許可決議書（副本） 307010-023 納税の猶予不許可通知書</p> <p>【調理要領】 「納税の猶予不許可決議書」</p> <p>1 目的 「納税の猶予不許可決議書」は、<u>通則法第 46 条第 2 項又は第 3 項の規定により納税の猶予を不許可とする場合に使用</u>する。</p> <p>2 調理要領 (1) (省略) (2) 「<u>猶予申請税額</u>」欄は、徴収システムにおける「<u>猶予決議・猶予取消決議</u>」画面で<u>選択した国税を表示する。</u> なお、<u>国税の件数がこの欄を超える場合は</u>、「<u>猶予決議（別紙猶予税額）</u>」を添付する。 (3) 「<u>不許可理由</u>」欄は、「<u>猶予決議・猶予取消決議</u>」画面で入力した納税の猶予を不許可とする理由を<u>表示する。</u> なお、<u>納税の猶予の不許可の理由については</u>、<u>明確かつ具体的に入力</u>する。</p> <p>「納税の猶予不許可通知書」</p> <p>1 目的 「納税の猶予不許可通知書」は、上記により納税の猶予を不許可とした場合において、<u>通則法第 47 条第 2 項の規定によりその旨を納税者に通知するために使用</u>する。</p> <p>2 調理要領 (削除)</p>	<p>307010-021 納税の猶予不許可決議書 307010-022 納税の猶予不許可決議書（副本） 307010-023 納税の猶予不許可通知書</p> <p>【調理要領】 「納税の猶予不許可決議書」</p> <p>1 目的 「納税の猶予不許可決議書」は、納税の猶予申請を不許可とする場合に<u>作成</u>する。</p> <p>2 調理要領 (1) (同左) (2) <u>この帳票は</u>、「<u>猶予決議（別紙猶予税額）</u>」を添付する。 (3) <u>定型文言については</u>、<u>以下のとおり記載し</u>、「<u>不許可理由</u>」欄に<u>不許可とした理由を明確かつ具体的に記載</u>する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"> <u> 年 月 日付で納税の猶予の申請があったあなた（貴社）の国税につ</u> <u>いては、下記の理由により許可できません。</u> <u>国税通則法第 47 条第 2 項の規定により通知します。</u> </p> </div> <p>「納税の猶予不許可通知書」</p> <p>1 目的 「納税の猶予不許可通知書」は、上記により納税の猶予申請を不許可とした場合に、<u>通則法第 47 条第 2 項の規定によりその旨を納税者に通知するために作成</u>する。</p> <p>2 調理要領 (1) 「<u>処分理由</u>」欄の年月日は、<u>先行の猶予申請決議の申請年月日を表示</u>する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1) (省略)</p> <p>(2) 表面には行審法第 57 条の規定による教示が表示され、裏面には「不服申立て又は取消しの訴えの提起に関するお知らせ」が<u>表示</u>される。</p>	<p>(2) (同左)</p> <p>(3) 「納税の猶予不許可通知書」は、裏面に「不服申立て又は取消しの訴えの提起に関するお知らせ」が<u>印字</u>される。</p>

【様式】

▽

〒
住所
氏名

年 月 日

納税の猶予不許可通知書

財務事務官

年 月 日付であなた(貴社)が担保提供又は(連帯して)納税保証され、下記の納税者から納税の猶予の申請があった国税等については、下記のとおり不許可となりたので通知します。

納税者	住所(所在地)	氏名(名称)	納年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
						円	円	円	円	円	
猶予申請税額不許可理由											

備考 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先 () 担当電話 ()

【様式】

▽

〒
住所
氏名

年 月 日

納税の猶予不許可通知書

納税者	住所(所在地)	氏名(名称)	納年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
						円	円	円	円	円	
納税の猶予申請税額不許可理由											

備考 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先 () 担当電話 ()

改正後	改正前
<p>307010-024 納税の猶予不許可通知決議書（保証人等用） 307010-025 納税の猶予不許可通知書（保証人等用）</p> <p>【調理要領】 <u>「納税の猶予不許可通知決議書（保証人等用）」</u></p> <p>1 目的 「納税の猶予不許可通知決議書（保証人等用）」は、<u>通則法第46条第2項又は第3項の規定による納税の猶予を不許可とする場合において、提供されている担保が第三者の所有財産（保証人による保証の場合を含む。）であるときに使用する。</u></p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) <u>定型文言中の日付は、猶予の申請日を表示する。</u> なお、<u>猶予の申請日と担保の提供を受けた日が異なる場合は、手書きにより、担保の提供を受けた日に訂正する。</u> (削除)</p> <p>(2) <u>「猶予申請税額」欄は、徴収システムにおける「猶予決議・猶予取消決議」画面で選択した国税を表示する。</u> なお、<u>国税の件数がこの欄を超える場合は、「猶予決議（別紙猶予税額）」を添付する。</u></p> <p>(3) <u>「不許可理由」欄は、手書きにより斜線を引く。</u> (削除)</p> <p><u>「納税の猶予不許可通知書（保証人等用）」</u></p> <p>1 目的 「納税の猶予不許可通知書（保証人等用）」は、<u>上記の場合において、納税の猶予を不許可とした旨を担保財産の所有者である第三者又は保証人に通知するために使用する。</u></p> <p>2 調理要領</p>	<p>307010-024 納税の猶予不許可通知決議書（保証人等用） 307010-025 納税の猶予不許可通知書（保証人等用）</p> <p>【調理要領】 (新設)</p> <p>1 目的 「納税の猶予不許可通知書（保証人等用）」は、<u>提供された担保が第三者の所有財産（保証人による保証の場合を含む。）である場合に、納税の猶予申請を不許可とする旨を当該第三者又は保証人に通知するために使用する。</u></p> <p>2 調理要領 (新設)</p> <p>(1) <u>「送付先」欄は、保証人の氏名（名称）及び住所（所在地）又は担保財産の所有者である第三者の氏名（名称）及び住所（所在地）を表示する。</u> (新設)</p> <p>(2) <u>「不許可理由」欄は、「猶予決議・猶予取消決議」画面で入力した理由を表示する。</u></p> <p>(3) <u>この帳票は、「猶予決議（別紙猶予税額）」を添付する。</u> (新設)</p>

改正後	改正前
<p>(1) 「住所（所在地）」欄は、徴収システムにおける担保財産の所有者である第三者又は保証人の住所又は所在地を表示する。</p> <p>(2) 「氏名（名称）」欄は、徴収システムにおける担保財産の所有者である第三者又は保証人の氏名又は名称を表示する。</p> <p>(3) 他の各欄の記載要領は、上記「納税の猶予不許可通知決議書（保証人等用）」に準ずる。</p>	

【様式】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

納税の猶予取消決議書 年 月 日

財務事務官

年 月 日付で納税の猶予をした次の者の国税等については、下記のとおり納税の猶予を取り消し、その旨を納税者に通知しない。

納税者	住所(所在地)										
	氏名(名称)										
納税の猶予取消税額	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考		
				円		円(滞納による金額)	円	円(滞納による金額)			
該当条項		国税通則法 第 49 条 第 1 項 第 号									
取消理由											

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この決議書作成の日までのものです。

管理運営部門へ回付年月日	管理運営部門受領印
--------------	-----------

【様式】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

納税の猶予取消決議書 年 月 日

納税者	住所(所在)										
	氏名(名称)										
納税の猶予取消税額	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考		
				円		円(滞納による金額)	円	円(滞納による金額)			
該当条項											
取消理由											

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この決議書作成の日までのものです。

管理運営部門へ回付年月日	管理運営部門受領印
--------------	-----------

【様式】

統括官等 確認印	管理運営部門整理欄 年月日 . . .
	審査者 担当者

納税の猶予取消決議書 (副本)

年 月 日

財務事務官

年 月 日付で納税の猶予をした次の者の国税等については、下記のとおり納税の猶予を取り消し、その旨を納税者に通知しました。

納税者	住所 (所在地) 氏名 (名称)	納年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
予										
取										
消										
税										
額										

該 当 条 項 国税通則法 第 49 条 第 1 項 第 号

取
消
理
由

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この決議書作成の日までのものです。

連絡先 (担当
電話)

【様式】

統括官等 確認印	管理運営部門整理欄 年月日 . . .
	審査者 担当者

納税の猶予取消決議書 (副本)

年 月 日

納税者	住所 (所在地) 氏名 (名称)	納年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
納										
税										
の										
猶										
予										
取										
消										
税										
額										

該 当 条 項 国税通則法 第 49 条 第 1 項 第 号

取
消
理
由

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この決議書作成の日までのものです。

連絡先 (担当
電話)

【様式】

▽

〒
住
所

氏
名

あなた（貴社）が、この納税の猶予取消について不服があるときは、
 この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内、
 国税不服審判所長に対する審査請求とのいずれかを選択することができます。
 提出先 官憲国税審判官
 または、
 なお、この処分に対する行政訴訟の権限に関する事項については、裏面をご覧ください。
 年 月 日

納税の猶予取消通知書

財務事務官

年 月 日付で納税の猶予をしたあなた（貴社）の国税等については、下記の理由により取り消すこととしたため、国税通則法第49条第3項の規定により通知します。

なお、あなた（貴社）が納付すべき国税等は下記のとおりですので、直ちに納付してください。

納年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
猶予								
取								
消								
税								
額								

該 当 条 項 国税通則法 第 49 条 第 1 項 第 号

取 消 理 由

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先（ 担当 電話 ）

納 税 者 第 号

【様式】

▽

〒
住
所

氏
名

あなた（貴社）が、この納税の猶予取消について不服があるときは、
 この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内、
 国税不服審判所長に対する審査請求とのいずれかを選択することができます。
 提出先 官憲国税審判官
 または、
 なお、この処分に対する行政訴訟の権限に関する事項については、裏面をご覧ください。
 年 月 日

納税の猶予取消通知書

納年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
納税の								
猶予								
取								
消								
税								
額								

該 当 条 項 国税通則法 第 49 条 第 1 項 第 号

取 消 理 由

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先（ 担当 電話 ）

納 税 者 第 号

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">307010-031 納税の猶予取消決議書 307010-032 納税の猶予取消決議書（副本） 307010-033 納税の猶予取消通知書</p> <p>【調理要領】 「納税の猶予取消決議書」 1 （省略） 2 調理要領 （1）（省略） （削除） <u>(2) 「猶予取消税額」欄は、徴収システムにおける「猶予決議・猶予取消決議」画面で選択した国税を表示する。</u> なお、国税の件数がこの欄を超える場合は、「猶予決議（別紙猶予税額）」を添付する。 <u>(3) 「該当条項」欄は、「猶予決議・猶予取消決議」画面で選択した適用条項を表示する。</u> <u>(4) 「取消理由」欄は、「猶予決議・猶予取消決議」画面で入力した納税の猶予の取消しの理由を表示する。</u> なお、納税の猶予の取消しの理由は、明確かつ具体的に<u>入力する。</u></p> <p>「納税の猶予取消通知書」 1 目的 「納税の猶予取消通知書」は、上記により納税の猶予を取り消した場合において、通則法第49条第3項の規定によりその旨を納税者に通知するために<u>使用する。</u></p>	<p style="text-align: right;">307010-031 納税の猶予取消決議書 307010-032 納税の猶予取消決議書（副本） 307010-033 納税の猶予取消通知書</p> <p>【調理要領】 「納税の猶予取消決議書」 1 （同左） 2 調理要領 （1）（省略） <u>(2) 「処分理由」欄の年月日は、先行の猶予許可の決議年月日を表示する。</u> <u>(3) この帳票は、「猶予決議（別紙猶予税額）」を添付する。</u></p> <p>（新設）</p> <p><u>(4) 定型文言については、以下のとおり記載し、「取消理由」欄に取消しとした理由を明確かつ具体的に記載する。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"> <u> </u>年 <u> </u>月 <u> </u>日付で納税の猶予を許可しましたあなた（貴社）の国税については、下記のとおり納税の猶予を取り消しましたから直ちに納付してください。 <u> </u> </p> <p style="text-align: center;"> <u>国税通則法第49条第3項の規定により通知します。</u> </p> </div> <p>「納税の猶予取消通知書」 1 目的 「納税の猶予取消通知書」は、上記により納税の猶予を取り消した場合に、通則法第49条第3項の規定によりその旨を納税者に通知する場合に<u>作成する。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>2 調理要領</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 表面には行審法第 57 条の規定による教示が表示され、裏面には「不服申立て又は取消しの訴えの提起に関するお知らせ」が<u>表示</u>される。</p>	<p>2 調理要領</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 納税者に対する「納税の猶予取消通知書」は、裏面に「不服申立て又は取消しの訴えの提起に関するお知らせ」が<u>印字</u>される。</p>

【様式】

<table border="1" style="width: 100%; height: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>																							
納税の猶予取消通知決議書 年 月 日																							
財務事務官																							
年 月 日付であなた(貴社)が担保提供又は(連帯して)納税保証され、下記の納税者に対し納税の猶予をした国税等については、下記の とおり納税の猶予を取り消しましたので通知します。																							
納 税 者	住 所 (所在地)																						
	氏名 (名称)																						
納 税 の 猶 予 取 消 税 額	年 度	税 目	納 期 限	本 税	加 算 税	延 滞 税	利 子 税	滞 納 処 分 費	備 考														
				円	円	円	円	円	円														
該 当 条 項 国税通則法 第 49 条 第 1 項 第 号																							
取 消 理 由																							
備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この決議書作成の日までのものです。																							

【様式】

<table border="1" style="width: 100%; height: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>																							
納税の猶予取消通知決議書 年 月 日																							
年 月 日付であなた(貴社)が担保提供又は(連帯して)納税保証され、下記の納税者に対し納税の猶予をした国税等については、下記の とおり納税の猶予を取り消しましたので通知します。																							
納 税 者	住 所 (所在地)																						
	氏名 (名称)																						
納 税 の 猶 予 取 消 税 額	年 度	税 目	納 期 限	本 税	加 算 税	延 滞 税	利 子 税	滞 納 処 分 費	備 考														
				円	円	円	円	円	円														
該 当 条 項 国税通則法 第 49 条 第 1 項 第 号																							
取 消 理 由																							
備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この決議書作成の日までのものです。																							
管理運営部門へ回付年月日 . . . 管理運営部門受領印																							

【様式】

年 月 日

〒
(住所)

氏名
(名称)

納税の猶予取消通知書

財務事務官

年 月 日付であなた(貴社)が担保提供又は(連帯して)納税保証され、下記の納税者に対し納税の猶予をした国税等については、下記のとおり納税の猶予を取り消しましたので通知します。

納税者	住所(所在地)	氏名(名称)	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
猶予											
取消											
税額											

談当条項 国税通則法 第 49 条 第 1 項 第 号

取消理由

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先 () 担当電話 ()

【様式】

年 月 日

〒
(住所)

氏名
(名称)

納税の猶予取消通知書

納税者	住所(所在地)	氏名(名称)	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
納税の猶予											
取消											
税額											

談当条項 国税通則法 第 49 条 第 1 項 第 号

取消理由

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先 () 担当電話 ()

改正後	改正前
<p>307010-034 納税の猶予取消通知決議書（保証人等用） 307010-035 納税の猶予取消通知書（保証人等用）</p> <p>【調理要領】 <u>「納税の猶予取消通知決議書（保証人等用）」</u></p> <p>1 目的</p> <p>「納税の猶予取消通知決議書（保証人等用）」は、<u>通則法第 49 条第 1 項各号の規定により納税の猶予を取り消す場合において、提供されている担保が第三者の所有財産（保証人による保証の場合を含む。）であるときに使用する。</u></p> <p>2 調理要領 (削除)</p> <p>(1) <u>定型文言中の日付は、猶予の申請日を表示する。</u> なお、<u>猶予の申請日と担保の提供を受けた日が異なる場合は、手書きにより、担保の提供を受けた日に訂正する。</u></p> <p>(2) 「<u>猶予取消税額</u>」欄は、「<u>猶予決議・猶予取消決議</u>」画面で選択した国税を表示する。 なお、<u>国税の件数がこの欄を超える場合は、「猶予決議（別紙猶予税額）」を添付する。</u></p> <p>(3) 「<u>該当条項</u>」欄は、「<u>猶予決議・猶予取消決議</u>」画面で選択した<u>適用条項</u>を表示する。</p> <p>(4) 「<u>取消理由</u>」欄は、<u>手書きにより斜線を引く。</u></p> <p><u>「納税の猶予取消通知書（保証人等用）」</u></p> <p>1 目的</p> <p><u>「納税の猶予取消通知書（保証人等用）」は、上記の場合において、納税の猶予を取り消した旨を担保財産の所有者である第三者又は保証人に通知するために使用する。</u></p>	<p>307010-034 納税の猶予取消通知決議書（保証人等用） 307010-035 納税の猶予取消通知書（保証人等用）</p> <p>【調理要領】 (新設)</p> <p>1 目的</p> <p>「納税の猶予取消通知書（保証人等用）」は、<u>提供された担保が第三者の所有財産（保証人による保証の場合を含む。）である場合に、納税の猶予を取り消す旨を当該第三者又は保証人に対して通知するために使用する。</u></p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) <u>「送付先」欄は、徴収システムにおける保証人の氏名（名称）及び住所（所在地）、又は担保財産の所有者である第三者の氏名（名称）及び住所（所在地）を表示する。</u> (新設)</p> <p>(2) 「<u>納税の猶予取消税額</u>」欄は、「<u>猶予決議・猶予取消決議</u>」画面で選択した国税を表示する。 なお、<u>国税の件数がこの欄を超える場合は、「猶予決議（別紙猶予税額）」を添付する。</u></p> <p>(3) 「<u>当該条項</u>」欄は、<u>通則法第 49 条第 1 項第 1 号から同項第 4 号までのいずれかを</u>表示する。</p> <p>(4) 「<u>取消理由</u>」欄は、「<u>猶予決議・猶予取消決議</u>」画面で入力した理由を表示する。 <u>例：納付不履行への再三の催告にもかかわらず、納付がないため。</u></p> <p>(新設)</p>

改正後

改正前

2 調理要領

- (1) 「住所（所在地）」欄は、徴収システムにおける担保財産の所有者である第三者又は保証人の住所又は所在地を表示する。
- (2) 「氏名（名称）」欄は、徴収システムにおける担保財産の所有者である第三者又は保証人の氏名又は名称を表示する。
- (3) 他の各欄の記載要領は、上記「納税の猶予取消通知決議書（保証人等用）」に準ずる。

【様式】

<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 10%;"> </td><td style="width: 10%;"> </td><td style="width: 10%;"> </td><td style="width: 10%;"> </td><td style="width: 10%;"> </td><td style="width: 10%;"> </td><td style="width: 10%;"> </td><td style="width: 10%;"> </td><td style="width: 10%;"> </td><td style="width: 10%;"> </td><td style="width: 10%;"> </td><td style="width: 10%;"> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">納税の猶予期間延長許可決議書 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">財務事務官</p> <p>年 月 日付で納税の猶予期間延長の申請があった次の者の国税等について下記のとおり許可し、その旨を納税者に通知したい。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">納税者</td> <td>住所(所在地)</td> <td colspan="11"> </td> </tr> <tr> <td>氏名(名称)</td> <td colspan="11"> </td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>税目</td> <td>納期限</td> <td>本税</td> <td>加算税</td> <td>延滞税</td> <td>利子税</td> <td>滞納処分費</td> <td>備考</td> <td colspan="3"> </td> </tr> <tr> <td>猶予期間</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>延長税額</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">納税の猶予期間延長税額</td> <td>年月日</td> <td>金額</td> <td>年月日</td> <td>金額</td> <td>年月日</td> <td>金額</td> <td>年月日</td> <td>金額</td> <td>年月日</td> <td>金額</td> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">延長期間</td> <td colspan="3">年 月 日から</td> <td colspan="3">年 月 日まで</td> <td>月間担保</td> <td colspan="4"> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">延長理由</td> <td colspan="11"> </td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この決議書作成の日までのものです。</p> <p style="text-align: right;">管理運営部門へ回付年月日 <input type="text"/> . . . 管理運営部門受領印 <input type="text"/></p>																								納税者	住所(所在地)												氏名(名称)												年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考				猶予期間												延長税額												納税の猶予期間延長税額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額															延長期間		年 月 日から			年 月 日まで			月間担保					延長理由												
納税者	住所(所在地)																																																																																																																																						
	氏名(名称)																																																																																																																																						
	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考																																																																																																																														
	猶予期間																																																																																																																																						
	延長税額																																																																																																																																						
納税の猶予期間延長税額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額																																																																																																																													
延長期間		年 月 日から			年 月 日まで			月間担保																																																																																																																															
延長理由																																																																																																																																							

【様式】

<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 10%;"> </td><td style="width: 10%;"> </td><td style="width: 10%;"> </td><td style="width: 10%;"> </td><td style="width: 10%;"> </td><td style="width: 10%;"> </td><td style="width: 10%;"> </td><td style="width: 10%;"> </td><td style="width: 10%;"> </td><td style="width: 10%;"> </td><td style="width: 10%;"> </td><td style="width: 10%;"> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">納税の猶予期間延長許可決議書 年 月 日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">申請者</td> <td>住所(所在)</td> <td colspan="11"> </td> </tr> <tr> <td>氏名(名称)</td> <td colspan="11"> </td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>税目</td> <td>納期限</td> <td>本税</td> <td>加算税</td> <td>延滞税</td> <td>利子税</td> <td>滞納処分費</td> <td>備考</td> <td colspan="3"> </td> </tr> <tr> <td>納税の猶予期間</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>延長税額</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">納付計画</td> <td>年月日</td> <td>金額</td> <td>年月日</td> <td>金額</td> <td>年月日</td> <td>金額</td> <td>年月日</td> <td>金額</td> <td>年月日</td> <td>金額</td> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">延長期間</td> <td colspan="3">年 月 日から</td> <td colspan="3">年 月 日まで</td> <td>月間担保</td> <td colspan="4"> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">期間延長の理由</td> <td colspan="11"> </td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この決議書作成の日までのものです。</p> <p style="text-align: right;">管理運営部門へ回付年月日 <input type="text"/> . . . 管理運営部門受領印 <input type="text"/></p>																								申請者	住所(所在)												氏名(名称)												年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考				納税の猶予期間												延長税額												納付計画	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額															延長期間		年 月 日から			年 月 日まで			月間担保					期間延長の理由												
申請者	住所(所在)																																																																																																																																						
	氏名(名称)																																																																																																																																						
	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考																																																																																																																														
	納税の猶予期間																																																																																																																																						
	延長税額																																																																																																																																						
納付計画	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額																																																																																																																													
延長期間		年 月 日から			年 月 日まで			月間担保																																																																																																																															
期間延長の理由																																																																																																																																							

【様式】

納税の猶予期間延長許可決議書 (副本)

年 月 日

財務事務官

年 月 日付で納税の猶予期間延長の申請があった次の者の国税等について下記のとおり許可し、その旨を納税者に通知しました。

納税者	住所 (所在地)										
	氏名 (名称)										
猶予期間延長税額	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考		
				円	円	円	円	円			
納付計画	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	備考		
		円		円		円		円			
延長期間		年 月 日から 年 月 日まで		月間	担保						
延長理由											

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この決議書作成の日までのものです。

連絡先 () 担当電話 ()

【様式】

納税の猶予期間延長許可決議書 (副本)

年 月 日

財務事務官

年 月 日付で納税の猶予期間延長の申請があった次の者の国税等について下記のとおり許可し、その旨を納税者に通知しました。

申請者	住所 (所在地)										
	氏名 (名称)										
納税の猶予期間延長税額	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考		
				円	円	円	円	円			
納付計画	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	備考		
		円		円		円		円			
延長期間		年 月 日から 年 月 日まで		月間	担保						
期間延長の理由											

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この決議書作成の日までのものです。

連絡先 () 担当電話 ()

【様式】

▽

〒
 所在地
 氏名
 住所

あなた(貴社)が、この納税の猶予期間延長許可について不届があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に、
 税務官
 に対して異議申立てと国税不服審判所長に対する審査請求とのいずれかを選択することができます。
 または、
 国税不服審判官
 に対して異議申立てと国税不服審判所長に対する審査請求とのいずれかを選擇することができます。
 なお、この処分に対する行政訴訟の提起に関する事項については、裏面をご覧ください。

年 月 日

納税の猶予期間延長許可通知書

財務事務官

年 月 日付で納税の猶予期間延長の申請があったあなた(貴社)の国税等について、別紙の「処分理由」により、申請に係る国税等又は期間の一部を除き下記のとおり許可しましたから、国税通則法第47条第1項の規定により通知します。

なお、猶予に付する金額は、下記のとおり算出してそれぞれの納付期限までに納付してください。

また、裏面に記載されている事由に該当する場合には、納税の猶予が取り消され、又は猶予期間が短縮される場合があります。

納 予 期 間 延 長 税 額	年度	税 目	納 期 限	本 税	加 算 税	延 滞 税	利 子 税	滞 納 処 分 費	備 考
				円	円	円	円	円	
納 付 計 画	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	円
延 長 期 間	年 月 日から		年 月 日まで		月間	担 保			
処 分 理 由									

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先 ()
担当
電話 ()

納 税 者

第 号

【様式】

▽

〒
 住所
 氏名

あなた(貴社)が、この納税の猶予期間延長許可について不届があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に、
 税務官
 に対して異議申立てと国税不服審判所長に対する審査請求とのいずれかを選擇することができます。
 または、
 国税不服審判官
 に対して異議申立てと国税不服審判所長に対する審査請求とのいずれかを選擇することができます。
 なお、この処分に対する行政訴訟の提起に関する事項については、裏面をご覧ください。

年 月 日

納税の猶予期間延長許可通知書

納 予 期 間 延 長 税 額	年度	税 目	納 期 限	本 税	加 算 税	延 滞 税	利 子 税	滞 納 処 分 費	備 考
				円	円	円	円	円	
納 付 計 画	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	円
延 長 期 間	年 月 日から		年 月 日まで		月間	担 保			
期 間 延 長 の 理 由									

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先 ()
担当
電話 ()

納 税 者

第 号

【様式】

▽

〒 <small>所在地</small> 氏名	納税の猶予期間延長許可通知書	年 月 日																																																															
財務事務官																																																																	
<p><small>年 月 日付で納税の猶予期間延長の申請があったあなた(貴社)の国税等については、下記のとおり許可しましたから、国税通関法第47条第1項の規定により通知します。</small></p> <p><small>なお、猶予に係る金額は、下記のとおり分割してそれぞれの納付期限までに納付してください。</small></p> <p><small>また、表頭に記載されている非田に該当する場合には、納税の猶予が取り消され、又は猶予期間が短縮される場合があります。</small></p>																																																																	
猶予期間延長税額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>税目</th> <th>納期限</th> <th>本税</th> <th>加算税</th> <th>延滞税</th> <th>利子税</th> <th>滞納処分費</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考				円	円	円	円	円																																															
年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考																																																									
			円	円	円	円	円																																																										
納付計画	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>金額</th> <th>年月日</th> <th>金額</th> <th>年月日</th> <th>金額</th> <th>年月日</th> <th>金額</th> </tr> <tr> <td> </td><td>円</td><td> </td><td>円</td><td> </td><td>円</td><td> </td><td>円</td> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額		円		円		円		円																																																
年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額																																																										
	円		円		円		円																																																										
延長期間 年 月 日から 年 月 日まで 月間 担保																																																																	
処分理由																																																																	
<small>備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。</small>																																																																	
連絡先 (担当 電話) △																																																															

【様式】

▽

〒 <small>住所</small> 氏名	納税の猶予期間延長許可通知書	年 月 日																																																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>税目</th> <th>納期限</th> <th>本税</th> <th>加算税</th> <th>延滞税</th> <th>利子税</th> <th>滞納処分費</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>			年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考				円	円	円	円	円																																														
年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考																																																									
			円	円	円	円	円																																																										
換領の猶予期間延長税額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>金額</th> <th>年月日</th> <th>金額</th> <th>年月日</th> <th>金額</th> <th>年月日</th> <th>金額</th> </tr> <tr> <td> </td><td>円</td><td> </td><td>円</td><td> </td><td>円</td><td> </td><td>円</td> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額		円		円		円		円																																																
年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額																																																										
	円		円		円		円																																																										
延長期間 年 月 日から 年 月 日まで 月間 担保																																																																	
期間延長の理由																																																																	
<small>備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。</small>																																																																	
連絡先 (担当 電話) △																																																															

改 正 後	改 正 前
<p>307010-041 納税の猶予期間延長許可決議書</p> <p>307010-042 納税の猶予期間延長許可決議書（副本）</p> <p>307010-043 納税の猶予期間延長許可通知書（教示文あり）</p> <p>307010-044 納税の猶予期間延長許可通知書（教示文なし）</p> <p>【調理要領】</p> <p>「納税の猶予期間延長許可決議書」</p> <p>1 目 的</p> <p>「納税の猶予期間延長許可決議書」は、通則法第 46 条第 7 項の規定により、納税の猶予期間延長を許可する場合に<u>使用する</u>。</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 「猶予期間延長税額」欄は、<u>徴収システムにおける「猶予決議・猶予取消決議」</u>画面で選択した国税を表示する。</p> <p>なお、国税の件数がこの欄を超える場合は、「猶予決議（別紙猶予税額）」を添付する。</p> <p>(3) 「<u>分割納付すべき金額及びその納付期限</u>」欄は、「猶予決議・猶予取消決議」画面において入力した<u>分割納付計画</u>を表示する。</p> <p>なお、<u>分割納付計画</u>がこの欄を超える場合は、「猶予決議（別紙納付計画）」を添付する。</p> <p>(4) 「延長期間」欄は、「猶予決議・猶予取消決議」画面で設定した猶予期間を表示する。</p> <p>(5) <u>提供されている担保があるときは、「担保」欄に「別紙財産目録のとおり」と表示されるため、「財産目録（別紙）」に担保財産又は保証人の内容を記載して添付する。</u></p> <p>(6) 「<u>処分理由</u>」欄は、納税者の申請に基づき猶予期間の延長を許可する場合は、<u>手書きにより斜線を引く。</u></p> <p>なお、<u>一部許可（猶予通達 38(1)の注書き）</u>を行う場合は、定型文言が以下のとおり表示されるため、「<u>処分理由（別紙）</u>」を添付する。</p>	<p>307010-041 納税の猶予期間延長許可決議書</p> <p>307010-042 納税の猶予期間延長許可決議書（副本）</p> <p>307010-043 納税の猶予期間延長許可通知書（教示文あり）</p> <p>307010-044 納税の猶予期間延長許可通知書（教示文なし）</p> <p>【調理要領】</p> <p>「納税の猶予期間延長許可決議書」</p> <p>1 目 的</p> <p>「納税の猶予期間延長許可決議書」は、通則法第 46 条第 7 項の規定により、納税の猶予期間延長を許可する場合に<u>作成する</u>。</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 「<u>納税の猶予期間延長税額</u>」欄は、「猶予決議・猶予取消決議」画面で選択した国税を表示する。</p> <p>なお、国税の件数がこの欄を超える場合は、「猶予決議（別紙猶予税額）」を添付する。</p> <p>(3) 「<u>納付計画</u>」欄は、「猶予決議・猶予取消決議」画面において入力した納付計画を表示する。</p> <p>なお、納付計画がこの欄を超える場合は、「猶予決議（別紙納付計画）」を添付する。</p> <p>(4) 「延長期間」欄は、「猶予決議・猶予取消決議」画面で設定した<u>猶予する（猶予を受けようとする）</u>期間を表示する。 (新設)</p> <p>(5) 一部延長許可を行う場合における処分理由については、定型文が以下のとおり表示されるため、<u>その後に「ただし、別紙『処分理由』により、年月日から年月日までの期間については納税の猶予期間の延長を許可できません。」又は「ただし、別紙『処分理由』により、猶予申請に係る国税のうち一部の国税については納税の猶</u></p>

改正後

年 月 日付で納税の猶予期間延長の申請があった次の者の国税等について、別紙の「処分理由」により、申請に係る国税等又は期間の一部を除き下記のとおり許可し、その旨を納税者に通知したい。

「納税の猶予期間延長許可通知書」

1 (省略)

2 調理要領

- (1) 一部許可を行う場合は、「処分理由（別紙）」を添付する。
- (2) 他の各欄の記載要領は、上記「納税の猶予期間延長許可決議書」に準ずる。
- (3) 裏面には、「猶予の取消し等に関する注意喚起文」（様式 307010-113）が表示される（行手法第 35 条第 2 項）。

なお、一部許可を行う場合には、表面に行審法第 57 条の規定による教示が表示され、裏面に「不服申立て又は取消しの訴えの提起に関するお知らせ」及び注意喚起文が表示される。

改正前

予期間の延長を許可できません。」などの文言を附記し、別紙を添付する。

年 月 日付で納税の猶予期間延長の申請があったあなた（貴社）の国税については、下記のとおり許可しましたから、国税通則法第 47 条第 1 項の規定により通知します。

「納税の猶予期間延長許可通知書」

1 (同左)

2 調理要領

- (新設)
- (1) 各欄の記載要領は、上記「納税の猶予期間延長許可決議書」に準ずる。
 - (2) 「納税の猶予期間延長許可通知書」は、裏面に「不服申立て又は取消しの訴えの提起に関するお知らせ」が印字される。
 - (3) 「納税の猶予期間延長申請書」のとおり許可する場合には、「納税の猶予期間延長許可通知書」に表示する行審法第 57 条による教示と「不服申立て又は取消しの訴えの提起に関するお知らせ」は不要である。

【様式】

<table border="1" style="width: 100%; height: 20px; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">納税の猶予期間延長許可通知決議書 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">財務事務官</p> <p>年 月 日付であなた（貴社）が担保提供又は（連帯して）納税保証され、下記の納税者から納税の猶予期間延長の申請があった国税等については、下記のとおり許可しましたので通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">納税者 (住所) 氏名 (名称)</td> <td colspan="11"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">納税の猶予期間延長税額</td> <td>年度</td> <td>税目</td> <td>納期限</td> <td>本税</td> <td>加算税</td> <td>延滞税</td> <td>利子税</td> <td>滞納処分費</td> <td colspan="3">備考</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">戻りの納税額</td> <td>年月日</td> <td>金額</td> <td>年月日</td> <td>金額</td> <td>年月日</td> <td>金額</td> <td>年月日</td> <td>金額</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>延長期間</td> <td colspan="3">年 月 日から 年 月 日まで 月間</td> <td>担保</td> <td colspan="7"></td> </tr> <tr> <td>処分理由</td> <td colspan="11"></td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この決議書作成の日までのものです。</p>																								納税者 (住所) 氏名 (名称)												納税の猶予期間延長税額	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考															戻りの納税額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額															延長期間	年 月 日から 年 月 日まで 月間			担保								処分理由											
納税者 (住所) 氏名 (名称)																																																																																																										
納税の猶予期間延長税額	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考																																																																																																	
戻りの納税額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額																																																																																																		
延長期間	年 月 日から 年 月 日まで 月間			担保																																																																																																						
処分理由																																																																																																										

【様式】

<table border="1" style="width: 100%; height: 20px; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">納税の猶予期間延長許可通知決議書 年 月 日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">納税者 (住所) 氏名 (名称)</td> <td colspan="11"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">納税の猶予期間延長税額</td> <td>年度</td> <td>税目</td> <td>納期限</td> <td>本税</td> <td>加算税</td> <td>延滞税</td> <td>利子税</td> <td>滞納処分費</td> <td colspan="3">備考</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">納付計画</td> <td>年月日</td> <td>金額</td> <td>年月日</td> <td>金額</td> <td>年月日</td> <td>金額</td> <td>年月日</td> <td>金額</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>延長期間</td> <td colspan="3">年 月 日から 年 月 日まで 月間</td> <td>担保</td> <td colspan="7">別紙財産目録のとおり</td> </tr> <tr> <td>期間延長の理由</td> <td colspan="11"></td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この決議書作成の日までのものです。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">管理運営部門へ回付年月日</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">管理運営部門受領印</td> </tr> </table>																								納税者 (住所) 氏名 (名称)												納税の猶予期間延長税額	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考															納付計画	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額															延長期間	年 月 日から 年 月 日まで 月間			担保	別紙財産目録のとおり							期間延長の理由												管理運営部門へ回付年月日	管理運営部門受領印
納税者 (住所) 氏名 (名称)																																																																																																												
納税の猶予期間延長税額	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考																																																																																																			
納付計画	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額																																																																																																				
延長期間	年 月 日から 年 月 日まで 月間			担保	別紙財産目録のとおり																																																																																																							
期間延長の理由																																																																																																												
管理運営部門へ回付年月日	管理運営部門受領印																																																																																																											

【様式】

年 月 日

納税の猶予期間延長許可通知書

財務事務官

〒

年 月 日付であみかた(専任)が担保提供又は(連帯して)納税保証され、下記の納税者から納税の猶予期間延長の申請があった国税等については、下記のとおり許可しましたので通知します。

納税者 氏名(名称)	住所(所在地)		年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
	延	長									
猶予期間延長税額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	
延長期間	年 月 日から 年 月 日まで		月間	担 保							
延長期間の理由											

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先 () 担当電話 ()

【様式】

年 月 日

納税の猶予期間延長許可通知書

住所

氏名

年 月 日付であみかた(専任)が担保提供又は(連帯して)納税保証され、下記の納税者から納税の猶予期間延長の申請があった国税等については、下記のとおり許可しましたので通知します。

納税者 氏名(名称)	住所(所在)		年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
	延	長									
納税の猶予期間延長税額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	
延長期間	年 月 日から 年 月 日まで		月間	担 保	別紙財産目録のとおり						
延長期間の理由											

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先 () 担当電話 ()

改正後	改正前
<p>307010-045 納税の猶予期間延長許可通知決議書（保証人等用） 307010-046 納税の猶予期間延長許可通知書（保証人等用）</p> <p>【調理要領】 「納税の猶予期間延長許可通知決議書（保証人等用）」</p> <p>1 目的 「納税の猶予期間延長許可通知決議書（保証人等用）」は、<u>通則法第46条第7項の規定により納税の猶予期間延長を許可する場合において、提供されている担保が第三者の所有財産（保証人による保証の場合を含む。）であるときに使用する。</u></p> <p>2 調理要領 (削除)</p> <p>(1) <u>定型文言中の日付は、猶予の申請日を表示する。</u> なお、<u>猶予の申請日と担保の提供を受けた日が異なる場合は、手書きにより、担保の提供を受けた日に訂正する。</u></p> <p>(2) 「猶予期間延長税額」欄は、<u>徴収システムにおける「猶予決議・猶予取消決議」画面で選択した国税を表示する。</u> なお、<u>国税の件数がこの欄を超える場合は、「猶予決議（別紙 猶予税額）」を添付する。</u></p> <p>(3) 「<u>分割納付すべき金額及びその納付期限</u>」欄は、「猶予決議・猶予取消決議」画面において入力した<u>分割納付計画</u>を表示する。 なお、<u>分割納付計画がこの欄を超える場合は、「猶予決議（別紙納付計画）」を添付する。</u></p> <p>(4) 「<u>延長期間</u>」欄は、「猶予決議・猶予取消決議」画面において設定した<u>猶予期間</u>を表示する。 (削除)</p>	<p>307010-045 納税の猶予期間延長許可通知決議書（保証人等用） 307010-046 納税の猶予期間延長許可通知書（保証人等用）</p> <p>【調理要領】 (新設)</p> <p>1 目的 「納税の猶予期間延長許可通知書（保証人等用）」は、<u>提供のあった担保が第三者の所有財産（保証人による保証の場合を含む。）である場合に納税の猶予期間延長を許可する旨を当該第三者又は保証人に通知するために使用する。</u></p> <p>2 調理要領 (1) 「<u>送付先</u>」欄は、<u>徴収システムにおける保証人の氏名（名称）及び住所（所在地）、又は担保財産の所有者である第三者の氏名（名称）及び住所（所在地）を表示する。</u> (新設)</p> <p>(2) 「<u>納付の猶予期間延長税額</u>」欄は、「猶予決議・猶予取消決議」画面で選択した<u>国税</u>を表示する。 なお、<u>国税の件数がこの欄を超える場合は、「猶予決議（別紙 猶予税額）」を添付する。</u></p> <p>(3) 「<u>納付計画</u>」欄は、「猶予決議・猶予取消決議」画面において入力した<u>納付計画</u>を表示する。 なお、<u>納付計画がこの欄を超える場合は、「猶予決議（別紙納付計画）」を添付する。</u></p> <p>(4) 「<u>延長期間</u>」欄は、「猶予決議・猶予取消決議」画面において設定した<u>猶予する（猶予を受けようとする）期間</u>を表示する。</p> <p>(5) 「<u>期間延長の理由</u>」欄は、「猶予決議・猶予取消決議」画面で入力した<u>理由</u>を表示する。 <u>例：分納期限までに納付できないやむを得ない事情がある。</u></p>

改正後	改正前
(5) 「担保」欄は、「別紙財産目録のとおり」と表示されるため、「財産目録（別紙）」を添付する。	(新設)
(6) 「処分理由」欄は、手書きにより斜線を引く。	(新設)
「納税の猶予期間延長許可通知書（保証人等用）」	(新設)
1 目的	
「納税の猶予期間延長許可通知書（保証人等用）」は、上記の場合において、納税の猶予期間延長を許可した旨を担保財産の所有者である第三者又は保証人に通知するために使用する。	
2 調理要領	
(1) 「住所（所在地）」欄は、徴収システムにおける担保財産の所有者である第三者又は保証人の住所又は所在地を表示する。	
(2) 「氏名（名称）」欄は、徴収システムにおける担保財産の所有者である第三者又は保証人の氏名又は名称を表示する。	
(3) 他の各欄の記載要領は、上記「納税の猶予期間延長許可通知決議書（保証人等用）」に準ずる。	

【様式】

<table border="1" style="margin: auto; width: 80%;"> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>																																			
納税の猶予期間延長不許可決議書																																			
年 月 日																																			
財務事務官																																			
年 月 日付で納税の猶予期間延長の申請があった次の者の国税等については、下記のとおり納税の猶予期間延長を不許可とし、その旨を納税者に通知したい。																																			
納税者	住所 (所在地)																																		
	氏名 (名称)																																		
猶予期間延長申請税額	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考																										
				円	円	円	円	円																											
不許可理由																																			
備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この決議書作成の日までのものです。																																			
	管理運営部門へ回付年月日					管理運営部門受領印																													

【様式】

<table border="1" style="margin: auto; width: 80%;"> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>																																			
納税の猶予期間延長不許可決議書																																			
年 月 日																																			
申請者	住所 (所在地)																																		
	氏名 (名称)																																		
納税の猶予期間延長申請税額	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考																										
				円	円	円	円	円																											
不許可理由																																			
備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この決議書作成の日までのものです。																																			
	管理運営部門へ回付年月日					管理運営部門受領印																													

【様式】

統括官等
 確認印

管理運営部門整理欄
 年月日
 審査者 担当者

納税の猶予期間延長不許可決議書 (副本)

年 月 日

財務事務官

年 月 日付で納税の猶予期間延長の申請があった者の国税等については、下記のとおり納税の猶予期間延長を不許可とし、その旨を納税者に通知しました。

納税者	住所 (所在地)									
	氏名 (名称)									
猶予期間延長申請税額	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考	
不許可理由										

備考：「滞納処分費」欄に記した金額は、この決議書作成の日までのものです。

連絡先 () 担当
 電話

【様式】

統括官等
 確認印

管理運営部門整理欄
 年月日
 審査者 担当者

納税の猶予期間延長不許可決議書 (副本)

年 月 日

申請者	住所 (所在地)									
	氏名 (名称)									
納税の猶予期間延長申請税額	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考	
不許可理由										

備考：「滞納処分費」欄に記した金額は、この決議書作成の日までのものです。

連絡先 () 担当
 電話

【様式】

▽

〒
市町村
区
番
号
番
号
番
号

氏名
姓
名

あなた（貴社）が、この納税の猶予期間延長不許可について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に、
国税不服審判所長に対する審査請求とのお言葉を添付することができます。
 提出先
国税不服審判所
 または、
この処分に対する行政訴訟の提起に関する事項については、裏面をご覧ください。

年 月 日

納税の猶予期間延長不許可通知書

財務事務官

年 月 日付で納税の猶予期間延長の申請があったあなた（貴社）の同税等については、下記の理由により許可しないこととしたため、国税通則法第47条第2項の規定により通知します。

納年度	税目	納期限	本税		加算税		延滞税		利子税		滞納処分費		備考
			円	円	円	円	円	円	円	円			
予													
期													
間													
延													
長													
申													
請													
税													
額													
不	理由												
許	理由												
可	理由												
理	理由												
由	理由												

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先（ ） 担当電話（ ）

納税者 第 号

△

【様式】

▽

〒

市

氏名

名

あなた（貴社）が、この納税の猶予期間延長不許可について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に、
国税不服審判所長に対する審査請求とのお言葉を添付することができます。
 提出先
国税不服審判所
 または、
この処分に対する行政訴訟の提起に関する事項については、裏面をご覧ください。

年 月 日

納税の猶予期間延長不許可通知書

納年度	税目	納期限	本税		加算税		延滞税		利子税		滞納処分費		備考
			円	円	円	円	円	円	円	円			
納													
税													
の													
猶													
予													
申													
請													
税													
額													
不	理由												
許	理由												
可	理由												
理	理由												
由	理由												

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先（ ） 担当電話（ ）

納税者 第 号

△

改 正 後	改 正 前
<p>307010-047 納税の猶予期間延長不許可決議書 307010-048 納税の猶予期間延長不許可決議書（副本） 307010-049 納税の猶予期間延長不許可通知書</p> <p>【調理要領】 「納税の猶予期間延長不許可決議書」</p> <p>1 目的 「納税の猶予期間延長不許可決議書」は、<u>通則法第 46 条第 7 項の規定による納税の猶予期間延長を不許可とする場合に使用する。</u></p> <p>2 調理要領 (1) （省略） (2) 「猶予期間延長申請税額」欄は、徴収システムにおける「猶予決議・猶予取消決議」画面で選択した国税を表示する。 なお、国税の件数がこの欄を超える場合は、「猶予決議（別紙猶予税額）」を添付する。 (3) 「不許可理由」欄は、「<u>猶予決議・猶予取消決議</u>」画面で入力した納税の猶予期間の<u>延長を不許可とする理由を表示する。</u> <u>なお、納税の猶予期間延長の不許可の理由については、明確かつ具体的に入力する。</u></p> <p>「納税の猶予期間延長不許可通知書」</p> <p>1 目的 「納税の猶予期間延長不許可通知書」は、納税の猶予期間延長を不許可とした場合に、<u>通則法第 47 条第 2 項の規定によりその旨を納税者に通知するために使用する。</u></p>	<p>307010-047 納税の猶予期間延長不許可決議書 307010-048 納税の猶予期間延長不許可決議書（副本） 307010-049 納税の猶予期間延長不許可通知書</p> <p>【調理要領】 「納税の猶予期間延長不許可決議書」</p> <p>1 目的 「納税の猶予期間延長不許可決議書」は、納税の猶予期間延長申請を不許可とする場合に<u>作成する。</u></p> <p>2 調理要領 (1) （同左） (2) 「<u>納税の猶予期間延長申請税額</u>」欄は、「猶予決議・猶予取消決議」画面で選択した国税を表示する。 なお、国税の件数がこの欄を超える場合は、「猶予決議（別紙猶予税額）」を添付する。 (3) <u>定型文言については以下のとおり記載し、「不許可理由」欄に不許可とした理由を明確かつ具体的に記載する。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">____年 ____月 ____日付で納税の猶予期間延長の申請があったあなた（貴社）の <u>国税については、下記の理由により許可できません。</u> <u>国税通則法第 47 条第 2 項の規定により通知します。</u></p> </div> <p>「納税の猶予期間延長不許可通知書」</p> <p>1 目的 「納税の猶予期間延長不許可通知書」は、納税の猶予期間延長<u>申請を不許可とした場合に、通則法第 47 条第 2 項の規定によりその旨を納税者に通知するために使用する。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>2 調理要領</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>表面には行審法第 57 条の規定による教示が表示され、裏面には「不服申立て又は取消しの訴えの提起に関するお知らせ」が表示される。</u></p>	<p>2 調理要領</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) <u>「納税の猶予期間延長不許可通知書」は、裏面に「不服申立て又は取消しの訴えの提起に関するお知らせ」が印字される。</u></p>

【様式】

<table border="1" style="width: 100%; height: 20px; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">納税の猶予期間延長不許可通知決議書 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">財務事務官</p> <p style="font-size: small;">年 月 日付であなた（貴社）が担保提供又は（連帯して）納税保証され、下記の納税者から納税の猶予期間延長の申請があった国税等については、下記のとおり不許可となりましたので通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">納税者</td> <td style="width: 100px;">住所 (所在地)</td> <td colspan="10"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏名 (名称)</td> <td colspan="10"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">猶予期間延長申請税額</td> <td>年度</td> <td>税目</td> <td>納期限</td> <td>本税</td> <td>加算税</td> <td>延滞税</td> <td>利子税</td> <td>滞納処分費</td> <td colspan="3">備考</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>不許可理由</td> <td colspan="11" style="height: 40px;"></td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この決議書作成の日までのものです。</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100px; height: 20px;"></td> </tr> </table> </div>																								納税者	住所 (所在地)												氏名 (名称)											猶予期間延長申請税額	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考						円	円	円	円	円	円	円	円																																					不許可理由												
納税者	住所 (所在地)																																																																																																																						
	氏名 (名称)																																																																																																																						
猶予期間延長申請税額	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考																																																																																																														
				円	円	円	円	円	円	円	円																																																																																																												
不許可理由																																																																																																																							

【様式】

<table border="1" style="width: 100%; height: 20px; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">納税の猶予期間延長不許可通知決議書 年 月 日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">納税者</td> <td style="width: 100px;">住所 (所在地)</td> <td colspan="10"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏名 (名称)</td> <td colspan="10"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">納税の猶予期間延長申請税額</td> <td>年度</td> <td>税目</td> <td>納期限</td> <td>本税</td> <td>加算税</td> <td>延滞税</td> <td>利子税</td> <td>滞納処分費</td> <td colspan="3">備考</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>不許可理由</td> <td colspan="11" style="height: 40px;"></td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この決議書作成の日までのものです。</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100px; height: 20px;"></td> <td style="width: 100px; height: 20px;">管理運営部門へ回付年月日</td> <td style="width: 100px; height: 20px;">管理運営部門受領印</td> </tr> </table> </div>																								納税者	住所 (所在地)												氏名 (名称)											納税の猶予期間延長申請税額	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考						円	円	円	円	円	円	円	円																																					不許可理由													管理運営部門へ回付年月日	管理運営部門受領印
納税者	住所 (所在地)																																																																																																																								
	氏名 (名称)																																																																																																																								
納税の猶予期間延長申請税額	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考																																																																																																																
				円	円	円	円	円	円	円	円																																																																																																														
不許可理由																																																																																																																									
	管理運営部門へ回付年月日	管理運営部門受領印																																																																																																																							

307010-051 納税の猶予期間延長不許可通知書（保証人等用）

【様式】

▽

〒

住所

氏名

納税の猶予期間延長不許可通知書

年 月 日

財務事務官

年 月 日付であつた（借主）が担保提供又は（連帯して）納税保証され、下記の納税者から納税の猶予期間延長の申請があつた国税等については、上記のとおり不許可となりましたので通知します。

納税者 (住所) 氏名 (名称)	納年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
				円	円	円	円	円	
納税の猶予期間延長申請税額									
不許可理由									

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先 () 担当電話 ()

307010-051 納税の猶予期間延長不許可通知書（保証人等用）

【様式】

▽

〒

住所

氏名

納税の猶予期間延長不許可通知書

年 月 日

納税者 (住所) 氏名 (名称)	納年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
				円	円	円	円	円	
納税の猶予期間延長申請税額									
不許可理由									

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先 () 担当電話 ()

改正後	改正前
<p>307010-050 納税の猶予期間延長不許可通知決議書（保証人等用） 307010-051 納税の猶予期間延長不許可通知書（保証人等用）</p> <p>【調理要領】 <u>「納税の猶予期間延長不許可通知決議書（保証人等用）」</u></p> <p>1 目的 「納税の猶予期間延長不許可通知決議書（保証人等用）」は、<u>通則法第46条第7項の規定による納税の猶予期間延長を不許可とする場合において、提供されている担保が第三者の所有財産（保証人による保証を含む。）であるときに使用する。</u></p> <p>2 調理要領 (削除)</p> <p>(1) <u>定型文言中の日付は、猶予の申請日を表示する。</u> なお、<u>猶予の申請日と担保の提供を受けた日が異なる場合は、手書きにより、担保の提供を受けた日に訂正する。</u></p> <p>(2) 「<u>猶予期間延長申請税額</u>」欄は、<u>徴収システムにおける「猶予決議・猶予取消決議」画面で選択した国税を表示する。</u> なお、<u>国税の件数がこの欄を超える場合は、「猶予決議（別紙猶予税額）」を添付する。</u></p> <p>(3) 「<u>不許可理由</u>」欄は、<u>手書きにより斜線を引く。</u></p> <p><u>「納税の猶予期間延長不許可通知書（保証人等用）」</u></p> <p>1 目的 「<u>納税の猶予期間不許可通知書（保証人等用）」は、上記の場合において、納税の猶予期間延長を不許可とした旨を担保財産の所有者である第三者又は保証人に通知するために使用する。</u></p>	<p>307010-050 納税の猶予期間延長不許可通知決議書（保証人等用） 307010-051 納税の猶予期間延長不許可通知書（保証人等用）</p> <p>【調理要領】 (削除)</p> <p>1 目的 「<u>納税の猶予期間延長不許可通知書（保証人等用）」は、提供された担保が第三者の所有財産（保証人による保証を含む。）である場合に、納税の猶予期間延長申請を不許可とした旨を当該第三者又は保証人に通知するために使用する。</u></p> <p>2 調理要領 (1) <u>「送付先」欄は、徴収システムにおける保証人の氏名（名称）及び住所（所在地）、又は担保財産の所有者である第三者の氏名（名称）及び住所（所在地）を表示する。</u> (新設)</p> <p>(2) 「<u>納税の猶予期間延長申請税額</u>」欄は、「<u>猶予決議・猶予取消決議</u>」画面で選択した国税を表示する。 なお、<u>国税の件数がこの欄を超えるときは「猶予決議（別紙猶予税額）」を添付する。</u></p> <p>(3) 「<u>不許可理由</u>」欄は、「<u>猶予決議・猶予取消決議</u>」画面で入力した理由を表示する。 <u>例：納付資力が回復しており、納付困難と認められない。</u></p> <p>(新設)</p>

改正後

改正前

2 調理要領

- (1) 「住所（所在地）」欄は、徴収システムにおける担保財産の所有者である第三者又は保証人の住所又は所在地を表示する。
- (2) 「氏名（名称）」欄は、徴収システムにおける担保財産の所有者である第三者又は保証人の氏名又は名称を表示する。
- (3) 他の各欄の記載要領は、上記「納税の猶予期間延長不許可通知決議書（保証人等用）」に準ずる。

【様式】

<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 20px;"> </td><td style="width: 20px;"> </td><td style="width: 20px;"> </td><td style="width: 20px;"> </td><td style="width: 20px;"> </td><td style="width: 20px;"> </td><td style="width: 20px;"> </td><td style="width: 20px;"> </td><td style="width: 20px;"> </td><td style="width: 20px;"> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">納税（換価）の猶予期間短縮決議書 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">財務事務官</p> <p style="text-align: center;">年 月 日付で納税（換価）の猶予をした次の者の国税等について、下記のとおり猶予期間を短縮し、その旨を納税者に通知したい。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 20px; vertical-align: middle;">納 税 者</td> <td style="width: 100px;">住所 (所在地)</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>氏名 (名称)</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">短 縮 前</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">短 縮 後</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">猶予期間</td> <td colspan="2">年 月 日から 年 月 日まで 月間</td> <td colspan="2">年 月 日から 年 月 日まで 月間</td> <td colspan="2">年 月 日から 年 月 日まで 月間</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">納 税 金 の 納 付 金 額</td> <td>年 月 日</td> <td>金 額</td> <td>年 月 日</td> <td>金 額</td> <td>年 月 日</td> <td>金 額</td> <td>年 月 日</td> <td>金 額</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">担 保</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">期 間 短 縮 理 由</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">管理運営部門へ回付年月日</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">管理運営部門受領印</td> </tr> </table>																				納 税 者	住所 (所在地)									氏名 (名称)											短 縮 前				短 縮 後						猶予期間		年 月 日から 年 月 日まで 月間		年 月 日から 年 月 日まで 月間		年 月 日から 年 月 日まで 月間		納 税 金 の 納 付 金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日																																																合 計				合 計				担 保										期 間 短 縮 理 由										管理運営部門へ回付年月日					管理運営部門受領印				
納 税 者	住所 (所在地)																																																																																																																																																								
	氏名 (名称)																																																																																																																																																								
		短 縮 前				短 縮 後																																																																																																																																																			
		猶予期間		年 月 日から 年 月 日まで 月間		年 月 日から 年 月 日まで 月間		年 月 日から 年 月 日まで 月間																																																																																																																																																	
納 税 金 の 納 付 金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日																																																																																																																																																
		合 計				合 計																																																																																																																																																			
担 保																																																																																																																																																									
期 間 短 縮 理 由																																																																																																																																																									
管理運営部門へ回付年月日					管理運営部門受領印																																																																																																																																																				

【様式】

<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 20px;"> </td><td style="width: 20px;"> </td><td style="width: 20px;"> </td><td style="width: 20px;"> </td><td style="width: 20px;"> </td><td style="width: 20px;"> </td><td style="width: 20px;"> </td><td style="width: 20px;"> </td><td style="width: 20px;"> </td><td style="width: 20px;"> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">納税（換価）の猶予期間短縮決議書 年 月 日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 20px; vertical-align: middle;">納 税 者</td> <td style="width: 100px;">住所 (所在地)</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>氏名 (名称)</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">当 初</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">短 縮 後</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">猶予期間</td> <td colspan="2">年 月 日から 年 月 日まで 月間</td> <td colspan="2">年 月 日から 年 月 日まで 月間</td> <td colspan="2">年 月 日から 年 月 日まで 月間</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">納 付 金 の 納 付 金 額</td> <td>年 月 日</td> <td>金 額</td> <td>年 月 日</td> <td>金 額</td> <td>年 月 日</td> <td>金 額</td> <td>年 月 日</td> <td>金 額</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">担 保</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">期 間 短 縮 理 由</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">管理運営部門へ回付年月日</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">管理運営部門受領印</td> </tr> </table>																				納 税 者	住所 (所在地)									氏名 (名称)											当 初				短 縮 後						猶予期間		年 月 日から 年 月 日まで 月間		年 月 日から 年 月 日まで 月間		年 月 日から 年 月 日まで 月間		納 付 金 の 納 付 金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日																																																合 計				合 計				担 保										期 間 短 縮 理 由										管理運営部門へ回付年月日					管理運営部門受領印				
納 税 者	住所 (所在地)																																																																																																																																																								
	氏名 (名称)																																																																																																																																																								
		当 初				短 縮 後																																																																																																																																																			
		猶予期間		年 月 日から 年 月 日まで 月間		年 月 日から 年 月 日まで 月間		年 月 日から 年 月 日まで 月間																																																																																																																																																	
納 付 金 の 納 付 金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日																																																																																																																																																
		合 計				合 計																																																																																																																																																			
担 保																																																																																																																																																									
期 間 短 縮 理 由																																																																																																																																																									
管理運営部門へ回付年月日					管理運営部門受領印																																																																																																																																																				

【様式】

統括官等
 確認印

管理運営部門整理欄
 年月日
 審査者 担当者
 年 月 日

納税（換価）の猶予期間短縮決議書（副本）

財務事務官

年 月 日付で納税（換価）の猶予をした次の者の国税等について、下記のとおり猶予期間を短縮し、その旨を納税者に通知しました。

納 税 者	住 所 (所在地)										
	氏 名 (名称)										
		短 縮 前				短 縮 後					
猶予期間		年 月 日から		年 月 日まで		年 月 日から		年 月 日まで		月間	
収 入 の 納 付 金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	
				合 計					合 計		
担 保 期 間 短 縮 理 由											
連絡先 (担当 電話)	

【様式】

統括官等
 確認印

管理運営部門整理欄
 年月日
 審査者 担当者
 年 月 日

納税（換価）の猶予期間短縮決議書（副本）

年 月 日

納 税 者	住 所 (所在地)										
	氏 名 (名称)										
		当 初				短 縮 後					
猶予期間		年 月 日から		年 月 日まで		年 月 日から		年 月 日まで		月間	
納 付 金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	
				合 計					合 計		
担 保 期 間 短 縮 理 由											
連絡先 (担当 電話)	

改正後	改正前
<p>307010-052 納税（換価）の猶予期間短縮決議書 307010-053 納税（換価）の猶予期間短縮決議書（副本） 307010-054 納税（換価）の猶予期間短縮通知書</p> <p>【調理要領】 「納税（換価）の猶予期間短縮決議書」</p> <p>1 目的 「納税（換価）の猶予期間短縮決議書」は、次に掲げる場合に使用する。</p> <p>① <u>通則法第 49 条第 1 項の規定により、通則法第 46 条第 2 項又は第 3 項の規定による納税の猶予の期間を短縮する場合</u></p> <p>② <u>徴収法第 152 条第 3 項（通則法第 49 条第 1 項（第 5 号に係る部分を除く。）準用）の規定により、徴収法第 151 条第 1 項の規定による換価の猶予の期間を短縮する場合</u></p> <p>③ <u>徴収法第 152 条第 4 項（通則法第 49 条第 1 項準用）の規定により、徴収法第 151 条の 2 第 1 項の規定による換価の猶予の期間を短縮する場合</u></p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) <u>上記 1①の場合は、「納税（換価）の猶予期間短縮決議書（副本）」を管理運営部門に回付する。</u></p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) <u>「猶予期間」欄の「短縮前」欄については、当初の「納税（換価）の猶予決議」画面において設定した猶予期間、「短縮後」欄については、「猶予決議・猶予取消決議」画面で入力した短縮後の猶予期間を表示する。</u></p> <p>(4) <u>「分割納付すべき金額及びその納付期限」欄の「短縮前」欄については、当初の「納税（換価）の猶予決議」画面において設定した納付計画、「短縮後」欄については、「猶予決議・猶予取消決議」画面で入力した分割納付計画を表示する。</u> <u>なお、分割納付計画がこの欄を超える場合は、「猶予決議（別紙納付計画）」を添付する。</u></p> <p>(5) <u>提供されている担保があるときは、「担保」欄に「別紙財産目録のとおり」と表示されるため、「財産目録（別紙）」に担保財産又は保証人の内容を記載して添付する。</u></p>	<p>307010-052 納税（換価）の猶予期間短縮決議書 307010-053 納税（換価）の猶予期間短縮決議書（副本） 307010-054 納税（換価）の猶予期間短縮通知書</p> <p>【調理要領】 「納税（換価）の猶予期間短縮決議書」</p> <p>1 目的 「納税（換価）の猶予期間短縮決議書」は、<u>通則法第 49 条第 1 項又は徴収法第 152 条の規定により、納税の猶予期間又は換価の猶予期間を短縮する場合に使用する。</u></p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) 「納税（換価）の猶予期間短縮決議書（副本）」は、<u>管理運営部門に回付する。</u></p> <p>(2) （同左） （新設） （新設）</p> <p>(3) <u>この帳票は、「財産目録（別紙）」及び「猶予決議（別紙納付計画）」を添付する。</u></p>

改正後	改正前
<p>(6) 「期間短縮理由」欄は、「猶予決議・猶予取消決議」画面で入力した期間短縮した理由を表示する。</p> <p>なお、期間短縮の理由については、<u>明確かつ具体的に入力</u>する。</p> <p>「納税（換価）の猶予期間短縮通知書」</p> <p>1 目的</p> <p>「納税（換価）の猶予期間短縮通知書」は、上記により納税の猶予期間又は換価の猶予期間を短縮した場合に、<u>通則法第 47 条第 1 項及び第 49 条第 3 項又は徴収法第 152 条第 3 項（通則法第 47 条第 1 項及び同法第 49 条第 3 項準用）若しくは第 4 項（通則法第 47 条第 1 項及び同法第 49 条第 3 項準用）</u>の規定によりその旨を納税者に通知するために使用する。</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) <u>表面には行審法第 57 条の規定による教示が表示され、裏面には、「猶予の取消し等に関する注意喚起文」（様式 307010-113）（行手法第 35 条第 2 項）及び「不服申立て又は取消しの訴えの提起に関するお知らせ」が表示される。</u></p>	<p>(4) <u>定型文言については、以下のとおり記載し、「期間短縮理由」欄に期間短縮した理由を明確かつ具体的に記載</u>する。</p> <div data-bbox="1169 308 2076 416" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>____年 ____月 ____日付で納税（換価）の猶予をしたあなた（貴社）の国税について、<u>下記のとおり猶予期間を短縮しましたから通知します。</u></p> </div> <p>「納税（換価）の猶予期間短縮通知書」</p> <p>1 目的</p> <p>「納税（換価）の猶予期間短縮通知書」は、上記により納税の猶予期間又は換価の猶予期間を短縮した場合に、<u>通則法第 49 条第 3 項又は徴収法第 152 条の規定によりその旨を納税者に通知するために使用する。</u></p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 「納税（換価）の猶予期間短縮通知書」は、裏面に「<u>不服申立て又は取消しの訴えの提起に関するお知らせ</u>」が<u>印字</u>される。</p>

【様式】

年 月 日

納税（換価）の猶予期間短縮通知書

財務事務官

年 月 日付であなな（書社）が担保提供又は（連帯して）納税保証され、下記の納税者に対し納税（換価）の猶予をしかつ返還等については、下記のとおり猶予期間を短縮しますので通知します。

納税者 住所（所在地） 氏名（名称）									
猶予期間	短 縮 前				短 縮 後				
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
納税額	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	
合 計				合 計					
担 保 期 間 短 縮 理 由									
連絡先	（			担当 電話	）				

【様式】

年 月 日

納税（換価）の猶予期間短縮通知書

納税者 住所（所在地） 氏名（名称）									
猶予期間	当 初				短 縮 後				
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
納税額	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	
合 計				合 計					
担 保 期 間 短 縮 理 由									
連絡先	（			担当 電話	）				

改正後	改正前
<p>307010-055 納税（換価）の猶予期間短縮通知決議書（保証人等用） 307010-056 納税（換価）の猶予期間短縮通知書（保証人等用）</p> <p>【調理要領】 「納税（換価）の猶予期間短縮通知決議書（保証人等用）」</p> <p>1 目的 「納税（換価）の猶予期間短縮通知決議書（保証人等用）」は、<u>納税の猶予又は換価の猶予の期間を短縮する場合において、提供されている担保が第三者の所有財産（保証人による保証の場合を含む。）であるときに使用する。</u></p> <p>2 調理要領 (1) （省略） （削除）</p> <p>(2) <u>定型文言中の日付は、猶予の申請日を表示する。</u> <u>なお、猶予の申請日と担保の提供を受けた日が異なる場合は、手書きにより、担保の提供を受けた日に訂正する。</u> （削除）</p> <p>(3) <u>「猶予期間」欄の「短縮前」欄については当初の「納税（換価）の猶予決議」画面において設定した猶予期間、「短縮後」欄については「猶予決議・猶予取消決議」画面で入力した短縮後の猶予期間を表示する。</u></p>	<p>307010-055 納税（換価）の猶予期間短縮通知決議書（保証人等用） 307010-056 納税（換価）の猶予期間短縮通知書（保証人等用）</p> <p>【調理要領】 （新設）</p> <p>1 目的 「納税（換価）の猶予期間短縮通知書（保証人等用）」は、<u>提供された担保が第三者の所有財産（保証人による保証の場合を含む。）である場合に、納税の猶予期間を短縮した旨を当該第三者又は保証人に対して通知するために使用する。</u></p> <p>2 調理要領 (1) （同左） (2) <u>「送付先」欄は、徴収システムにおける保証人の氏名（名称）及び住所（所在地）、又は担保財産の所有者である第三者の氏名（名称）及び住所（所在地）を表示する。</u> （新設）</p> <p>(3) <u>定型文言については、以下のとおり記載し、「期間短縮理由」欄に期間短縮した理由を明確かつ具体的に記載する。</u></p> <div data-bbox="1176 1005 2078 1157" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">____年 ____月 ____日付であなたが担保提供又は（連帯して）納税保証され、下記納税者に対し納税（換価）の猶予を許可した国税については、下記のとおり猶予期間を短縮しましたので通知します。</p> </div> <p>(4) <u>納付計画等は次のとおり表示する。</u> <u>なお、納付計画がこの欄を超える場合は「猶予決議（別紙納付計画）（期間短縮）」を添付する。</u></p> <p>イ 「当初」 <u>「猶予期間」欄及び「納付計画」欄は、先行の納税（換価）の猶予決議画面において設定した猶予する（猶予を受けようとする）期間及び納付計画を表示す</u></p>

改正後	改正前
<p>(4) 「分割納付すべき金額及びその納付期限」欄の「短縮前」欄については当初の「納税（換価）の猶予決議」画面において設定した分割納付計画、「短縮後」欄については「猶予決議・猶予取消決議」画面で入力した分割納付計画を表示する。</p> <p>なお、納付計画がこの欄を超える場合は、「猶予決議（別紙納付計画）」を添付する。</p> <p>(5) 「担保」欄は、「別紙財産目録のとおり」と表示されるため、「財産目録（別紙）」を添付する。</p> <p>(6) 「期間短縮理由」欄には、手書きにより斜線を引く。</p> <p>「納税（換価）の猶予期間短縮通知書（保証人等用）」</p> <p>1 目的</p> <p>「納税（換価）の猶予期間短縮通知書（保証人等用）」は、上記の場合において納税の猶予又は換価の猶予の期間を短縮した旨を担保財産の所有者である第三者又は保証人に通知するために使用する。</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) 「住所（所在地）」欄は、徴収システムにおける担保財産の所有者である第三者又は保証人の住所又は所在地を表示する。</p> <p>(2) 「氏名（名称）」欄は、徴収システムにおける担保財産の所有者である第三者又は保証人の氏名又は名称を表示する。</p> <p>(3) 他の各欄の記載要領は、上記「納税（換価）の猶予期間短縮通知決議書（保証人等用）」に準ずる。</p>	<p>る。</p> <p>ロ 「短縮後」</p> <p>「猶予期間」欄及び「納付計画」欄は、猶予決議・猶予取消決議（納税の猶予期間短縮）画面において設定した猶予する（猶予を受けようとする）期間及び納付計画を表示する。</p> <p>（新設）</p> <p>(5) この帳票には、「財産目録」を添付する。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

【様式】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

納税（換価）の猶予の納付計画変更決議書

財務事務官

年 月 日付で納税（換価）の猶予をした次の者の国税等について、下記のとおり納付計画を変更し、その旨を納税者に通知したい。

納税者 (所在地) 氏名 (名称)											
猶予期間	年 月 日 から			年 月 日 まで			月 間				
分別 納付 すべき 金額	変 更 前				変 更 後						
	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額			
担 保											

管理運営部門へ回付年月日	管理運営部門受領印
--------------	-----------

改正後

307010-056-2 納税（換価）の猶予の納付計画変更決議書（副本）

（新設）

改正前

【様式】

	賦括官等 確認印	管理運営部門整理欄 年月日 審査者 担当者 年 月 日						
納税（換価）の猶予の納付計画変更決議書（副本） 財務事務官								
年 月 日付で納税（換価）の猶予をした次の者の因税等について、下記のとおり納付計画を変更し、その旨を納税者に通知しました。								
納税者	住所 （所在地）							
	氏名 （名称）							
猶予期間	年 月 日 から	年 月 日 まで 月間						
	変 更 前	変 更 後						
分別 納付 の 納付 べき 金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
			合 計				合 計	
担保								
	連絡先（		担当					
			電話					

▽

〒 住所 番 号 氏名 名称	年 月 日
-------------------------------	-------

納税（換価）の猶予の納付計画変更通知書

財務事務官

年 月 日付で納税（換価）の猶予をしたあなた（貴社）の国税等について、下記のとおり納付計画を変更しましたから通知します。
 なお、猶予に係る金額は、下記のとおり分割してそれぞれの納付期限までに納付してください。
 また、裏面に記載されている事由に該当する場合には、納税（換価）の猶予が取り消され、又は猶予期間が短縮されることがあります。

猶 予 期 間	年 更 前				年 更 後			
	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額
分 及 納 付 の 納 付 金 額								
保 担								
			合 計				合 計	

連絡先 (担当 電話)

第 号

△

改正後	改正前
<p>307010-056-1 <u>納税（換価）の猶予の納付計画変更決議書</u></p> <p>307010-056-2 <u>納税（換価）の猶予の納付計画変更決議書（副本）</u></p> <p>307010-056-3 <u>納税（換価）の猶予の納付計画変更通知書</u></p> <p>【調理要領】</p> <p><u>「納税（換価）の猶予の納付計画変更決議書」</u></p> <p>1 目的</p> <p><u>「納税（換価）の猶予の納付計画変更決議書」は、次に掲げる場合に使用する。</u></p> <p>① <u>通則法第 46 条第 9 項の規定により、通則法第 46 条第 2 項又は第 3 項の規定による納税の猶予の分割納付期限及び分割納付金額を変更する場合</u></p> <p>② <u>徴収法第 152 条第 3 項（通則法第 46 条第 9 項準用）の規定により、徴収法第 151 条第 1 項の規定による換価の猶予の分割納付期限及び分割納付金額を変更する場合</u></p> <p>③ <u>徴収法第 152 条第 4 項（通則法第 46 条第 9 項準用）の規定により、徴収法第 151 条の 2 第 1 項の規定による換価の猶予の分割納付期限及び分割納付金額を変更する場合</u></p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) <u>上記 1 ①の場合は、「納税（換価）の猶予の納付計画変更決議書（副本）」が作成されるものの、徴収システムにより管理連絡されないことから、管理運営部門への回付は要しない。</u></p> <p>(2) <u>「納税（換価）」の文言は、決議の別に応じて、不要部分を二重線で抹消する。</u></p> <p>(3) <u>「猶予期間」欄は、当初の「納税（換価）の猶予決議」画面において設定した猶予期間を表示する。</u></p> <p>(4) <u>「分割納付すべき金額及びその納付期限」欄の「変更前」欄については、当初の「納税（換価）の猶予決議」画面において設定した分割納付計画、「変更後」欄については、「猶予決議・猶予取消決議」画面で入力した分割納付計画を表示する。</u></p> <p><u>なお、分割納付計画がこの欄を超える場合は、「猶予決議（別紙納付計画）」を添付する。</u></p> <p>(5) <u>提供されている担保があるときは、「担保」欄に「別紙財産目録のとおり」と表示</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後

改正前

されるため、「財産目録（別紙）」に担保財産又は保証人の内容を記載して添付する。

「納税（換価）の猶予の納付計画変更通知書」

1 目的

「納税（換価）の猶予の納付計画変更通知書」は、上記により納税の猶予又は換価の猶予の分割納付計画を変更した場合において、通則法第 47 条第 1 項又は徴収法第 152 条第 3 項（通則法第 47 条第 1 項準用）若しくは第 4 項（通則法第 47 条第 1 項準用）の規定によりその旨を納税者に通知するために使用する。

2 調理要領

- (1) 各欄の記載要領は、上記「納税（換価）の猶予の納付計画変更決議書」に準ずる。
- (2) 裏面には、「猶予の取消し等に関する注意喚起文」（様式 307010-113）が表示される（行手法第 35 条第 2 項）。
- (3) 納税者に不利益となる分割納付計画の変更を行う場合には、次のイからハまでの処理を行う。

イ 定型文言が以下のとおり表示されるため、下線部分を手書きで挿入する。

年 月 日付で納税（換価）の猶予をしたあなた（貴社）の国税等について、別紙「処分理由」により、下記のとおり納付計画を変更しましたから通知します。

なお、猶予に係る金額は、下記のとおり分割してそれぞれの納付期限までに納付してください。

また、裏面に記載されている事由に該当する場合には、納税（換価）の猶予が取り消され、又は猶予期間が短縮されることがあります。

ロ 徴収システムの様式ダウンロードからダウンロードした「別紙『処分理由』」に分割納付計画の変更をした理由を、明確かつ具体的に記載して添付する。

ハ 表面に行審法第 57 条の規定による教示を手書きで記載し、徴収システムの様式ファイルダウンロードからダウンロードした「教示文」を添付する（「教示文」（様式 504000-005）の「2 調理要領」参照）。

307010-056-4 納税（換価）の猶予の納付計画変更通知決議書（保証人等用）

（新設）

【様式】

年 月 日

納税（換価）の猶予の納付計画変更通知決議書

財務事務官

年 月 日付であなた（貴社）が担保提供又は（連帯して）納税保証され、下記の納税者に対し納税（換価）の猶予をした国税等については、下記のとおり納付計画を変更しましたので通知します。

納税者	住所（所在地）																	
	氏名（名称）																	
猶予期間	年 月 日 から									年 月 日 まで								
	変 更 前									変 更 後								
及び 納付 すべき 金額 限度	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
	合 計									合 計								
担保																		

管理運営部門へ回付年月日 管理運営部門受領印


改正後	改正前
<p>307010-056-4 <u>納税（換価）の猶予の納付計画変更通知決議書（保証人等用）</u> 307010-056-5 <u>納税（換価）の猶予の納付計画変更通知書（保証人等用）</u></p> <p>【調理要領】 「<u>納税（換価）の猶予の納付計画変更通知決議書（保証人等用）</u>」</p> <p>1 目的</p> <p><u>「納税（換価）の猶予の納付計画変更通知決議書（保証人等用）」は、次に掲げる場合において、提供されている担保が第三者の所有財産（保証人による保証の場合を含む。）であるときに使用する。</u></p> <p>① <u>通則法第 46 条第 9 項の規定により、通則法第 46 条第 2 項又は第 3 項の規定による納税の猶予の分割納付期限及び分割納付金額を変更する場合</u></p> <p>② <u>徴収法第 152 条第 3 項（通則法第 46 条第 9 項準用）の規定により、徴収法第 151 条第 1 項の規定による換価の猶予の分割納付期限及び分割納付金額を変更する場合</u></p> <p>③ <u>徴収法第 152 条第 4 項（通則法第 46 条第 9 項準用）の規定により、徴収法第 151 条の 2 第 1 項の規定による換価の猶予の分割納付期限及び分割納付金額を変更する場合</u></p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) <u>「納税（換価）」の文言は、決議の別に応じて、不要部分を二重線で抹消する。</u></p> <p>(2) <u>定型文言中の日付は、上記 1 ①又は③の場合は猶予申請年月日を、上記②の場合は、担保提供年月日を表示する。</u> <u>なお、上記 1 ①又は③の場合において、猶予申請年月日と担保提供年月日が異なる場合は、担保提供年月日に手書きで訂正する。</u></p> <p>(3) <u>「猶予期間」欄は、当初の「納税（換価）の猶予決議」画面において設定した猶予期間を表示する。</u></p> <p>(4) <u>「分割納付すべき金額及びその納付期限」欄の「変更前」欄については当初の「納税（換価）の猶予決議」画面において設定した分割納付計画、「変更後」欄については、「猶予決議・猶予取消決議」画面で入力した分割納付計画を表示する。</u> <u>なお、分割納付計画がこの欄を超える場合は、「猶予決議（別紙納付計画）」を添付</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>する。</p> <p>(5) 「担保」欄は、「別紙財産目録のとおり」と表示されるため、「財産目録（別紙）」を添付する。</p> <p>「納税（換価）の猶予の納付計画変更通知書（保証人等用）」</p> <p>1 目的</p> <p>「納税（換価）の猶予の納付計画変更通知書（保証人等用）」は、上記の場合において、納税の猶予又は換価の猶予の分割納付計画を変更した旨を担保財産の所有者である第三者又は保証人に通知するために使用する。</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) 「住所（所在地）」欄は、徴収システムにおける担保財産の所有者である第三者又は保証人の住所又は所在地を表示する。</p> <p>(2) 「氏名（名称）」欄は、徴収システムにおける担保財産の所有者である第三者又は保証人の氏名又は名称を表示する。</p> <p>(3) 他の各欄の記載要領は、上記「納税（換価）の猶予の納付計画変更通知決議書（保証人等用）」に準ずる。</p>	

改正後

307010-056-6 換価の猶予申請書

【様式】


整理番号

換 価 の 猶 予 申 請 書

税務署長殿

国税徴収法第151条の2第1項の規定により、以下のとおり換価の猶予を申請します。

申請者	住 所 所在地	電話番号 () 携帯電話 ()		申請年月日	平成	年	月	日
	氏 名 称	印		<input type="checkbox"/> 換価目録 <input type="checkbox"/> 申請書番号 <input type="checkbox"/> 換価年月日				

納付すべき 国税	年度	税 目	納期限	本 税	加算税	延滞税	利息税	滞納処分費	備 考
	納付すべき 年度	納付すべき 税目	納付すべき 期限	納付すべき 金額	納付すべき 金額	納付すべき 金額	納付すべき 金額	納付すべき 金額	備 考
	・	・	・						
	・	・	・						
	・	・	・						
	・	・	・						
納付すべき国税のうち、換価の猶予を受けようとする金額									

一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

納付計画	年 月 日	納付金額	年 月 日	納付金額	年 月 日	納付金額
	平成		円	平成		円
平成		円	平成		円	円
平成		円	平成		円	円
平成		円	平成		円	円

猶 予 期 間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 月間

担 保	<input type="checkbox"/> 有 担保財産の詳細又は <input type="checkbox"/> 無 提供できない特別の事情
-----	--

税理士
署名押印 (電話番号 - -)
 税理士法第30条の書面提出有

添付する書類
 財産目録 収支の明細書
 財産収支状況書 担保関係書類

改正前

(新設)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>307010-056-6 換価の猶予申請書</u></p> <p>【調理要領】</p> <p>1 目的 <u>「換価の猶予申請書」は、徴収第 151 条の 2 第 1 項の規定による換価の猶予を申請する場合に使用する。</u></p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) <u>この申請書には、次に掲げる書類を添付する。</u></p> <p>イ <u>「財産目録」(様式 307010-005-1) 及び「収支の明細書」(様式 307010-005-2) (猶予を受けようとする金額 (未確定の延滞税を除く。) が 100 万円以下の場合、これに代えて「財産収支状況書」(様式 307010-005-3))</u></p> <p>ロ <u>担保を提供する必要がある場合には、担保の提供に関する書類 (通基通第 54 条関係参照)</u></p> <p>(2) <u>申請者が法人である場合は、「申請者」欄に代表者の住所及び氏名を併せて記載する。</u></p> <p>(3) <u>「申請年月日」欄は、申請書を提出する日を記載する。</u></p> <p>(4) <u>「※税務署整理欄」は、下記により処理する。</u></p> <p>イ <u>「通信日付印」欄は、申請書が郵便又は信書便により提出された場合に、当該郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日を記載し、担当者印を押印する。</u></p> <p>ロ <u>「申請書番号」欄は、徴収システムの「猶予申請」画面において申請内容を入力することにより自動付番される申請書番号を記載する。</u></p> <p>ハ <u>「処理年月日」欄は、換価の猶予申請に係る処理が終了した日を記載する。</u></p> <p>(5) <u>「納付すべき国税」欄は、申請をするときにおいて未納となっている国税の年度、税目、納期限及び金額を記載し、「備考」欄にその国税の年分、事業年度、課税期間又は月分を記載の上、換価の猶予を受けようとするものを○印で囲む。</u></p> <p>(6) <u>「納付すべき国税のうち、換価の猶予を受けようとする金額」欄は、「納付すべき国税」欄に記載した国税の合計額から、「財産目録」の「3 現在納付可能資金額」</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>欄の「③現在納付可能資金額(①-②)」欄の金額(猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合、「財産収支状況書」の「2 現在納付可能資金額」欄の「現在納付可能資金額」欄の金額)を差し引いた金額を記載する。</u></p> <p><u>(7) 「一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細」欄は、国税を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情を、具体的に記載する。</u></p> <p><u>(8) 「納付計画」欄は、「収支の明細書」の「7 分割納付年月日及び分割納付金額」欄の「納付年月日」及び「⑤分割納付金額(①+②+③-④)」(猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合、「財産収支状況書」の「4 分割納付計画」欄の「分割納付金額」)を転記する。</u></p> <p><u>(9) 「猶予期間」欄は、猶予期間の始期及び終期(納付計画の最終日)並びにその期間を記載する。</u></p> <p><u>なお、猶予期間の始期は、申請書を提出する日を原則とし、申請書を提出する日が猶予を受けようとする国税の法定納期限よりも前である場合は、法定納期限の翌日を猶予期間の始期とする。</u></p> <p><u>(10) 「担保」欄は、猶予を受けるに当たり、担保を提供する必要がある場合には「<input type="checkbox"/>有」に、担保を提供する必要がない場合は「<input type="checkbox"/>無」にチェックを付ける。</u></p> <p><u>なお、担保を提供する必要がない場合は、次のいずれかに該当する場合である。</u></p> <p><u>イ 猶予を受ける金額が100万円以下である場合</u></p> <p><u>ロ 猶予を受ける期間が3月以内である場合</u></p> <p><u>ハ 担保を提供することができない特別の事情がある場合</u></p> <p><u>(11) 「担保財産の詳細又は提供できない特別の事情」欄は、次により記載する。</u></p> <p><u>イ 担保を提供する必要がある場合は、担保として提供する財産の種類、数量、価額及び所在等を記載する。</u></p> <p><u>ロ 担保を提供する必要がない場合において、上記(10)イ又はロに該当するときは、「一」を記載し、上記(10)ハに該当するときは、担保を提供することができない特別の事情を記載する。</u></p> <p><u>(12) この申請書を税理士又は税理士法人が税務代理により作成した場合は、「税理士署</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>名押印」欄に氏名又は名称を記載し押印する。この場合は、税理士法第30条の規定に基づき税務代理権限証書を提出する必要がある。</u></p> <p><u>(13) この申請書を受理したときは、総務課に回付して、收受日付印の押なつを受ける。</u></p>	

改正後

改正前

307010-056-7 換価の猶予申請書及び添付書類に関する補正通知決議書

307010-056-8 換価の猶予申請書及び添付書類に関する補正通知書

(新設)

【調理要領】

「換価の猶予申請書及び添付書類に関する補正通知決議書」

1 目的

「換価の猶予申請書及び添付書類に関する補正通知決議書」は、次に掲げる場合において、滞納者に対して、徴収法第152条第4項（通則法第46条の2第7項準用）の規定に基づき、換価の猶予申請書又はその添付書類の補正を求めるときに使用する。

- ① 換価の猶予申請書又はその添付書類の記載に不備がある場合
- ② 換価の猶予申請書の添付書類の全部又は一部について提出がない場合

2 調理要領

(1) 「補正を求める書類」欄には、徴収システムにおける「補正通知書作成」画面で選択した補正を求める書類の名称（換価の猶予申請書、財産収支状況書、財産目録、収支の明細書、担保関係書類）を表示する。

(2) 「補正内容」欄には、「補正通知書作成」画面で入力した補正を求める内容を表示する。

なお、補正を求める内容は、明確かつ具体的なものとする。

(注) 補正を求める事項の件数がこの欄を超える場合は、別紙「補正事項」に補正を求める書類及び内容が表示される。

【例】

- ① 換価の猶予申請書又はその添付書類の記載に不備がある場合

補正を求める書類	補正内容
換価の猶予申請書	「一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細」欄に記載されていないため、同封した書類の該当欄に記載して提出してください。
収支の明細書	「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄の記

改正後

改正前

載がされていないため、同封した書類の該当欄に記載して提出してください。

② 換価の猶予申請書の添付書類の全部又は一部について提出がない場合

<u>補正を求める書類</u>	<u>補正内容</u>
<u>財産目録</u>	<u>申請書に添付して提出する書類のため、提出してください。</u>
<u>担保関係書類</u>	<u>保証人〇〇様の印鑑証明書の添付がありませんので、提出してください。</u>

「換価の猶予申請書及び添付書類に関する補正通知書」

1 目的

「換価の猶予申請書及び添付書類に関する補正通知書」は、上記により換価の猶予申請書又はその添付書類の補正を求める場合において、徴収法第152条第4項（通則法第46条の2第8項準用）の規定によりその旨を滞納者に通知するために使用する。

2 調理要領

各欄の記載要領は、上記「換価の猶予申請書及び添付書類に関する補正通知決議書」に準ずる。

改正後

307010-056-9 換価の猶予申請のみなし取下げ通知決議書

【様式】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

換価の猶予申請のみなし取下げ通知決議書 年 月 日

財務事務官

年 月 日付で次の者が行った換価の猶予申請については、年 月 日付「換価の猶予申請書及び添付書類に関する補正通知書」により求めた換価の猶予申請書及びその添付書類の補正が期限までにされなかったことから、国税徴収法第152条第4項（国税通則法第46条の2第9項準用）の規定により、年 月 日付で取り下げたものとみなされたため、その旨を滞納者に通知したい。

住所 (所在地)																				
納税者 (名称)																				
納年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考												
付			円	円	円	円	円													
す																				
べ																				
き																				
国																				
税																				
等																				
補正がされた なかった事項	別紙のとおり																			

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この決議書作成の日までのものです。

改正前

(新設)

【様式】

▽

年 月 日

〒

住所

氏名

姓

換価の猶予申請のみなし取下げ通知書

財務事務官

年 月 日付であなた（貴社）が行った換価の猶予申請については、年 月 日付「換価の猶予申請書及び添付書類に関する補正通知書」により求めた換価の猶予申請書及びその添付書類の補正が期限までにされなかったことから、国税徴収法第152条第4項（国税通則法第46条の2第9項準用）の規定により、年 月 日付で取り下げたものとみなされましたので、通知します。

なお、あなた（貴社）が納付すべき国税等は下記のとおりですので、直ちに納付してください。

納年度	税日	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
付			円	円	円	円	円	
す								
べ								
き								
国								
税								
等								

別紙のとおり
補正がされなかった事項

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先 () 担当電話 ()

△

改正後	改正前
<p>307010-056-9 <u>換価の猶予申請のみなし取下げ通知決議書</u> 307010-056-10 <u>換価の猶予申請のみなし取下げ通知書</u></p> <p>【調理要領】 <u>「換価の猶予申請のみなし取下げ通知決議書」</u></p> <p>1 目的 <u>「換価の猶予申請のみなし取下げ通知決議書」は、徴収法第152条第4項（通則法第46条の2第9項準用）の規定により、換価の猶予申請を取り下げたものとみなされた場合に使用する。</u></p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) <u>「納付すべき国税等」欄は、帳票作成年月日において滞納者が納付すべき国税を表示する。</u> <u>なお、国税の件数がこの欄を超える場合は、「猶予決議（別紙猶予税額）」を添付する。</u></p> <p>(2) <u>「補正がされなかった事項」欄は「別紙のとおり」と表示されるため、徴収システムの様式ファイルダウンロードからダウンロードした「補正がされなかった事項（別紙）」（事前に送付した「換価の猶予申請書及び添付書類に関する補正通知書」により補正を求めた事項のうち）に補正がされなかった事項を記載して添付する。</u></p> <p><u>「換価の猶予申請のみなし取下げ通知書」</u></p> <p>1 目的 <u>「換価の猶予申請のみなし取下げ通知書」は、徴収法第152条第4項（通則法第46条の2第9項準用）の規定により、換価の猶予申請を取り下げたものとみなされた旨を滞納者に通知するために使用する。</u></p> <p>2 調理要領 <u>各欄の記載要領は、上記「換価の猶予申請のみなし取下げ通知決議書」に準ずる。</u></p>	<p>(新設)</p>

【様式】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

換価の猶予申請の取下げ確認決議書

年 月 日

財務事務官

年 月 日付で次の者が行った換価の猶予申請については、年 月 日付で滞納者により取り下げられました。

滞納者	住所 (所在地)																		
	氏名 (名称)																		
納付すべき国税等	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考										
				円	円	円	円	円											

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この決議作成の日までのものです。

改正後	改正前
<p data-bbox="344 228 909 252"><u>307010-056-11 換価の猶予申請の取下げ確認決議書</u></p> <p data-bbox="159 316 282 339">【調理要領】</p> <p data-bbox="152 357 271 381">1 目的</p> <p data-bbox="181 399 1104 469">「<u>換価の猶予申請の取下げ確認決議書</u>」は、滞納者が換価の猶予申請を取り下げた旨（<u>換価の猶予申請のみなし取下げの場合を除く。</u>）を確認する場合に使用する。</p> <p data-bbox="152 528 293 552">2 調理要領</p> <p data-bbox="170 569 1104 639">「<u>納付すべき国税等</u>」欄は、帳票作成年月日において滞納者が納付すべき国税を表示する。</p> <p data-bbox="199 657 1104 681">なお、<u>国税の件数がこの欄を超える場合は、「猶予決議（別紙猶予税額）」を添付する。</u></p>	<p data-bbox="1167 228 1238 252">(新設)</p>


改正後

改正前

307010-056-12 換価の猶予期間延長申請書

(新設)

【様式】



整理番号

換価の猶予期間延長申請書

税務署長殿

国税徴収法第152条第4項の規定により、以下のとおり換価の猶予期間の延長を申請します。

申請者	住所所在地	電話番号 () () () () () ()	携帯電話 () () () () () () () () () ()	申請年月日 平成 年 月 日
	氏名称	印		

年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利息税	滞納処分費	備考
換価の猶予期間延長申請税額		..						
		..						
		..						
		..						
		..						

猶予期間内に猶予を受けた金額を納付することができない理由	
------------------------------	--

年月日	納付金額	年月日	納付金額	年月日	納付金額
平成	円	平成	円	平成	円
平成	円	平成	円	平成	円
平成	円	平成	円	平成	円
平成	円	平成	円	平成	円

延長期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 月間

担保	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	担保財産の詳細又は提供できない・特別の事情
----	--	-----------------------

税理士署名押印 (電話番号 - -)	印
<input type="checkbox"/> 税理士法第30条の書面提出有	

添付する書類欄	
<input type="checkbox"/> 財産目録	<input type="checkbox"/> 収支の明確書
<input type="checkbox"/> 財産収支状況書	<input type="checkbox"/> 担保関係書類

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>307010-056-12 換価の猶予期間延長申請書</u></p> <p>【調理要領】</p> <p>1 目的 <u>「換価の猶予期間延長申請書」は、徴収法第 152 条第 4 項（通則法第 46 条第 7 項準用）の規定による換価の猶予期間の延長を申請する場合に使用する。</u></p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) <u>この申請書には、次に掲げる書類を添付する。</u></p> <p>イ <u>「財産目録」(様式 307010-005-1) 及び「収支の明細書」(様式 307010-005-2) (猶予を受けようとする金額（未確定の延滞税を除く。）が 100 万円以下の場合、これに代えて「財産収支状況書」(様式 307010-005-3))</u></p> <p>ロ <u>担保を提供する必要がある場合には、担保の提供に関する書類（通基通第 54 条関係参照）</u></p> <p>(2) <u>申請者が法人である場合は、「申請者」欄に代表者の住所及び氏名を併せて記載する。</u></p> <p>(3) <u>「申請年月日」欄は、申請書を提出する日を記載する。</u></p> <p>(4) <u>「※税務署整理欄」は、下記により処理する。</u></p> <p>イ <u>「通信日付印」欄は、申請書が郵便又は信書便により提出された場合に、当該郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日を記載し、担当者印を押印する。</u></p> <p>ロ <u>「申請書番号」欄は、徴収システムの「猶予申請」画面において申請内容を入力することにより自動付番される申請書番号を記載する。</u></p> <p>ハ <u>「処理年月日」欄は、換価の猶予期間延長申請に係る処理が終了した日を記載する。</u></p> <p>(5) <u>「換価の猶予期間延長申請税額」欄は、猶予期間の延長を受けようとする国税の年度、税目、納期限及び金額を記載し、「備考」欄にその国税の年分、事業年度、課税期間又は月分を記載する。</u></p> <p>(6) <u>「猶予期間内に猶予を受けた金額を納付することができない理由」欄は、換価の猶</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後

改正前

予期間内に猶予を受けた国税を納付することができない理由を、具体的に記載する。

(7) 「納付計画」欄は、「収支の明細書」の「7 分割納付年月日及び分割納付金額」欄の「納付年月日」及び「⑤分割納付金額(①+②+③-④)」(猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合は、「財産収支状況書」の「4 分割納付計画」欄の「分割納付金額」)を転記する。

(8) 「延長期間」欄は、延長期間の始期及び終期(納付計画の最終日)並びにその期間を記載する。

なお、延長期間の始期は、当初の納税の猶予期間の終期の翌日とする。

(9) 「担保」欄は、猶予期間の延長を受けるに当たり、新たに担保を提供する必要がある場合には「□有」に、新たに担保を提供する必要がない場合は「□無」にチェックを付ける。

なお、新たに担保を提供する必要がない場合は、次のいずれかに該当する場合である。

イ 既に担保を提供している場合

ロ 猶予を受ける金額が100万円以下である場合

ハ 猶予を受ける期間が3月以内である場合

ニ 担保を提供することができない特別の事情がある場合

(10) 「担保財産の詳細又は提供できない特別の事情」欄は、次により記載する。

イ 担保を提供する必要がある場合は、担保として提供する財産の種類、数量、価額及び所在等を記載する。

ロ 担保を提供する必要がない場合において、上記(9)イ、ロ又はハに該当するときは、「一」を記載し、上記(9)ニに該当するときは、担保を提供することができない特別の事情を記載する。

(11) この申請書を税理士又は税理士法人が税務代理により作成した場合は、「税理士署名押印」欄に氏名又は名称を記載し押印する。この場合は、税理士法第30条の規定に基づき税務代理権限証書を提出する必要がある。

(12) この申請書を受理したときは、総務課に回付して、收受日付印の押なつを受ける。

改正後

307010-056-13 換価の猶予期間延長申請書及び添付書類に関する補正通知決議書

【様式】

年 月 日

換価の猶予期間延長申請書及び添付書類に関する補正通知決議書

財務事務官

年 月 日付で次の者から提出された換価の猶予期間延長申請書及びその添付書類について、記載に不備がある、又は提出されていない書類があるため、下記のとおりその補正を求める通知書を送付したい。

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="width: 50%;">住所 (所在地)</td><td> </td></tr> <tr><td>納氏名 (名称)</td><td> </td></tr> </table>	住所 (所在地)		納氏名 (名称)		
住所 (所在地)					
納氏名 (名称)					
補正を求める書類	補正内容				

改正前

(新設)

【様式】

▽

〒 所在地 番	
氏名 名称	

年 月 日

換価の猶予期間延長申請書及び 添付書類に関する補正通知書

財務事務官

年 月 日付であなた（貴社）が提出した換価の猶予期間延長申請書及びその添付書類について、記載に不備がある、又は提出されていない書類がありますので、国税徴収法第152条第4項（国税通則法第46条の2第7項準用）の規定に基づき、下記「補正内容」に従い、この通知書を受領した日の翌日から起算して20日以内に補正を行ってください。

なお、この通知書を受領した日の翌日から起算して20日以内にこれらの書類の補正が行われない場合には、国税徴収法第152条第4項（国税通則法第46条の2第9項準用）の規定により、当該期間を経過した日において換価の猶予期間延長申請は取り下げたものとみなされますので、ご注意ください。

補正を求めた書類	補正内容

連絡先（

）

△

(新設)

改正後

改正前

- 307010-056-13 換価の猶予期間延長申請書及び添付書類に関する補正通知決議書
- 307010-056-14 換価の猶予期間延長申請書及び添付書類に関する補正通知書

(新設)

【調理要領】

換価の猶予期間延長申請書及び添付書類に関する補正通知決議書」

1 目的

「換価の猶予期間延長申請書及び添付書類に関する補正通知決議書」は、次に掲げる場合において、徴収法第152条第4項（通則法第46条の2第7項準用）の規定に基づき、滞納者に対して換価の猶予期間延長申請書又はその添付書類の補正を求めるときに使用する。

- ① 換価の猶予期間延長申請書又はその添付書類の記載に不備がある場合
- ② 換価の猶予期間延長申請書の添付書類の全部又は一部について提出がない場合

2 調理要領

- (1) 「補正を求める書類」には、徴収システムにおける「補正通知書作成」画面で選択した補正を求める書類の名称（換価の猶予期間延長申請書、財産収支状況書、財産目録、収支の明細書、担保関係書類）を表示する。
- (2) 「補正内容」欄には、「補正通知書作成」画面で入力した補正を求める内容を表示する。

なお、補正を求める内容は、明確かつ具体的なものとする。

(注) 補正を求める事項の件数がこの欄を超える場合は、別紙「補正事項」に補正を求める書類及び内容が表示される。

【例】

- ① 換価の猶予期間延長申請書又はその添付書類の記載に不備がある場合

補正を求める書類	補正内容
換価の猶予期間延長申請書	「猶予期間内に猶予を受けた金額を納付することができない理由」欄が記載されていないため、同封した書類の該当欄に記載して提出してください。

改 正 後		改 正 前
収支の明細書	「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄の記載がされていないため、同封した書類の該当欄に記載して提出してください。	
② 換価の猶予期間延長申請書の添付書類の全部又は一部について提出がない場合		
補正を求める書類	補正内容	
財産収支状況書	申請書に添付して提出する書類であるため、提出してください。	
<p>「換価の猶予期間延長申請書及び添付書類に関する補正通知書」</p> <p>1 目 的</p> <p>「換価の猶予期間延長申請書及び添付書類に関する補正通知書」は、上記により換価の猶予期間延長申請書又はその添付書類の補正を求める場合において、徴収法第 152 条第 4 項（通則法第 46 条の 2 第 8 項準用）の規定により、その旨を滞納者に通知するために使用する。</p> <p>2 調理要領</p> <p>各欄の記載要領は、上記「換価の猶予期間延長申請書及び添付書類に関する補正通知決議書」に準ずる。</p>		

【様式】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

換価の猶予期間延長申請のみなし取下げ通知決議書 年 月 日

財務事務官

年 月 日付で次の者が行った換価の猶予期間延長申請については、年 月 日付「換価の猶予期間延長申請書及び添付書類に関する補正通知書」により求めた換価の猶予期間延長申請書及びその添付書類の補正が期限までにされなかったことから、国税徴収法第152条第4項（国税通則法第46条の2第9項準用）の規定により、年 月 日付で取り下げたものとみなされたため、その旨を滞納者に通知したい。

住所 (所在地)																			
滞納 氏名 番号 (名称)																			
納年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考											
付			円	円	円	円	円												
す																			
べ																			
き																			
国																			
税																			
等																			
補正がされな かった事項	別紙のとおり																		

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この決議書作成の日までのものです。

【様式】

▽

年 月 日

〒
住所
〒
氏名
姓

換価の猶予期間延長申請のみなし取下げ通知書

財務事務官

年 月 日付であなた（貴社）が行った換価の猶予期間延長申請については、年 月 日付「換価の猶予期間延長申請書及び添付書類に関する補正通知書」により求めた換価の猶予期間延長申請書及びその添付書類の補正が期限までにされなかったことから、国税徴収法第152条第4項（国税通則法第46条の2第9項準用）の規定により、年 月 日付で取り下げたものとみなされましたので、通知します。
なお、あなた（貴社）が納付すべき国税等は下記のとおりですので、直ちに納付してください。

納年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
付								
す								
べ								
き								
国								
税								
等								

別紙のとおり
補正がされなかった事項

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先（ 担当 電話 ）

△

改正後	改正前
<p>307010-056-15 <u>換価の猶予期間延長申請のみなし取下げ通知決議書</u> 307010-056-16 <u>換価の猶予期間延長申請のみなし取下げ通知書</u></p> <p>【調理要領】 <u>「換価の猶予期間延長申請のみなし取下げ通知決議書」</u></p> <p>1 目的 <u>「換価の猶予期間延長申請のみなし取下げ通知決議書」は、徴収法第 152 条第 4 項（通則法第 46 条の 2 第 9 項準用）の規定により、換価の猶予期間延長申請を取り下げたものとみなされた場合に使用する。</u></p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) <u>「納付すべき国税等」欄は、帳票作成年月日において滞納者が納付すべき国税を表示する。</u> <u>なお、国税の件数がこの欄を超える場合は、「猶予決議（別紙猶予税額）」を添付する。</u></p> <p>(2) <u>「補正がされなかった事項」欄は「別紙のとおり」と表示されるので、徴収システムの様式ファイルダウンロードからダウンロードした「補正がされなかった事項（別紙）」（事前に送付した「換価の猶予期間延長申請書及び添付書類に関する補正通知書」により補正を求めた事項のうち）に補正がされなかった事項を記載して添付する。</u></p> <p><u>「換価の猶予期間延長申請のみなし取下げ通知書」</u></p> <p>1 目的 <u>「換価の猶予期間延長申請のみなし取下げ通知書」は、徴収法第 152 条第 4 項（通則法第 46 の 2 第 9 項準用）の規定により、換価の猶予期間延長申請を取り下げたものとみなされた旨を滞納者に通知するために使用する。</u></p> <p>2 調理要領 各欄の記載要領は、上記「換価の猶予期間延長申請のみなし取下げ通知決議書」に準ずる。</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="293 225 958 252"><u>307010-056-17 換価の猶予期間延長申請の取下げ確認決議書</u></p> <p data-bbox="159 312 282 339">【調理要領】</p> <p data-bbox="152 355 271 383">1 目的</p> <p data-bbox="170 399 1104 512">「<u>換価の猶予期間延長申請の取下げ確認決議書</u>」は、滞納者が換価の猶予期間延長申請を取り下げた旨（換価の猶予期間延長申請のみなし取下げの場合を除く。）を確認する場合に使用する。</p> <p data-bbox="152 528 293 555">2 調理要領</p> <p data-bbox="170 571 1104 639">「<u>納付すべき国税等</u>」欄は、帳票作成年月日において滞納者が納付すべき国税を表示する。</p> <p data-bbox="197 655 1104 683">なお、<u>国税の件数がこの欄を超える場合は、「猶予決議（別紙猶予税額）」を添付する。</u></p>	<p data-bbox="1167 225 1238 252">(新設)</p>

【様式】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

換価の猶予許可決議書 年 月 日

財務事務官

年 月 日付で換価の猶予申請があった次の者の国税等について下記のとおり許可し、その旨を滞納者に通知したい。

滞納者	住所(所在地) 氏名(名称)																		
猶予税額	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考										
及びその納付する額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額									
猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで 月間																		
該当条項	国税徴収法第151条の2第1項 担保																		
備考：「滞納処分費」欄に記した金額は、この決議書作成の日までのものです。																			

改正後	改正前
<p>307010-056-18 <u>換価の猶予許可決議書</u></p> <p>307010-056-19 <u>換価の猶予許可通知書（教示文あり）</u></p> <p>307010-056-20 <u>換価の猶予許可通知書（教示文なし）</u></p> <p>【調理要領】</p> <p><u>「換価の猶予許可決議書」</u></p> <p>1 目的</p> <p><u>「換価の猶予許可決議書」は、徴収法第 151 条の 2 第 1 項の規定により、換価の猶予を許可する場合に使用する。</u></p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) <u>「猶予税額」欄は、徴収システムにおける「猶予決議・猶予取消決議」画面で選択した国税を表示する。</u></p> <p><u>なお、国税の件数がこの欄を超える場合は、「猶予決議（別紙猶予税額）」を添付する。</u></p> <p>(2) <u>「分割納付すべき金額及びその納付期限」欄は、「猶予決議・猶予取消決議」画面で入力した分割納付計画を表示する。</u></p> <p><u>なお、分割納付計画がこの欄を超える場合は、「猶予決議（別紙納付計画）」を添付する。</u></p> <p>(3) <u>「猶予期間」欄は、「猶予決議・猶予取消決議」画面で入力した猶予期間を表示する。</u></p> <p>(4) <u>提供されている担保があるときは、「担保」欄に「別紙財産目録のとおり」と表示されるため、「財産目録（別紙）」に担保財産又は保証人の内容を記載して添付する。</u></p> <p>(5) <u>一部許可（猶予通達 38(1)の注書き）を行う場合は、定型文言が以下のとおり表示されるため、「処分理由（別紙）」を添付する。</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後

改正前

____年 ____月 ____日付で換価の猶予申請があった次の者の国税等について、別紙の「処分理由」により、申請に係る国税等又は期間の一部を除き下記のとおり許可し、その旨を滞納者に通知したい。

「換価の猶予許可通知書」

1 目的

「換価の猶予許可通知書」は、上記により換価の猶予を許可した場合に、徴収法第152条第4項（通則法第47条第1項準用）の規定によりその旨を滞納者に通知するために使用する。

2 調理要領

- (1) 一部許可を行う場合は、「処分理由（別紙）」別紙を添付する。
- (2) 他の各欄の記載要領は、上記「換価の猶予許可決議書」に準ずる。
- (3) 裏面には、「猶予の取消し等に関する注意喚起文」（様式307010-113）が表示される（行手法第35条第2項）。

なお、一部許可を行う場合には、表面に行審法第57条の規定による教示が表示され、裏面に「不服申立て又は取消しの訴えの提起に関するお知らせ」及び注意喚起文が表示される。

改正後

307010-056-21 換価の猶予許可通知決議書 (保証人等用)

【様式】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

換価の猶予許可通知決議書 年 月 日

財務事務官

年 月 日付であなた(貴社)が担保提供又は(連帯して)納税保証され、下記の滞納者から換価の猶予の申請があった国税等については、下記のとおり許可しましたので通知します。

滞納者	住所(所在地) 氏名(名称)																
猶予税額	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考								
分限納付の滞り金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額							
猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで 月間																
該当条項	国税徴収法第151条の2第1項											担保					

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この決議書作成の日までのものです。

改正前

(新設)

【様式】

▽

〒
所在地

〒
氏名
氏名

換価の猶予許可通知書

年 月 日

財務事務官

年 月 日付であなた（貴社）が担保提供又は（連帯して）納税保証され、下記の滞納者から換価の猶予の申請があった国税等については、下記のとおり許可しましたので通知します。

滞納者	住所(所在地)		氏名(名称)		年度	税目	納期限	本税 円	加算税 円	延滞税 円	利子税 円	滞納処分費 円	備考	
	住所(所在地)	氏名(名称)	住所(所在地)	氏名(名称)										
猶予税額														

年 月 日	金 額		年 月 日	金 額		年 月 日	金 額		年 月 日	金 額	
	円	円		円	円		円	円			

猶予期間 年 月 日から 年 月 日まで 月間

該当条項 国税徴収法第151条の2第1項 担保

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先 (担当 電話) △

改正後	改正前
<p>307010-056-21 <u>換価の猶予許可通知決議書（保証人等用）</u> 307010-056-22 <u>換価の猶予許可通知書（保証人等用）</u></p> <p>【調理要領】 「換価の猶予許可通知決議書（保証人等用）」</p> <p>1 目的</p> <p><u>「換価の猶予許可通知決議書（保証人等用）」は、徴収法第 151 条の 2 第 1 項の規定により換価の猶予を許可する場合において、提供されている担保が第三者の所有財産（保証人による保証を含む。）であるときに使用する。</u></p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) <u>定型文言中の日付は、猶予の申請日を表示する。</u> <u>なお、猶予の申請日と担保の提供を受けた日が異なる場合は、手書きにより、担保の提供を受けた日に訂正する。</u></p> <p>(2) <u>「猶予税額」欄は、徴収システムにおける「猶予決議・猶予取消決議」画面で選択した国税を表示する。</u> <u>なお、国税の件数がこの欄を超える場合は、「猶予決議（別紙猶予税額）」を添付する。</u></p> <p>(3) <u>「分割納付すべき金額及びその納付期限」欄は、「猶予決議・猶予取消決議」画面で入力した分割納付計画を表示する。</u> <u>なお、分割納付計画がこの欄を超える場合は、「猶予決議（別紙納付計画）」を添付する。</u></p> <p>(4) <u>「猶予期間」欄は、「猶予決議・猶予取消決議」画面で入力した猶予期間を表示する。</u></p> <p>(5) <u>「担保」欄は、「別紙財産目録のとおり」と表示されるため、「財産目録（別紙）」を添付する。</u></p> <p>「換価の猶予許可通知書（保証人等用）」</p> <p>1 目的</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>「換価の猶予許可通知書（保証人等用）」は、上記の場合において、換価の猶予を許可した旨を担保財産の所有者である第三者又は保証人に通知するために使用する。</u></p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) <u>「住所（所在地）」欄は、徴収システムにおける担保財産の所有者である第三者又は保証人の住所又は所在地を表示する。</u></p> <p>(2) <u>「氏名（名称）」欄は、徴収システムにおける担保財産の所有者である第三者又は保証人の氏名又は名称を表示する。</u></p> <p>(3) <u>他の各欄の記載要領は、上記「換価の猶予許可通知決議書（保証人等用）」に準ずる。</u></p>	

改正後

307010-056-23 換価の猶予不許可決議書

【様式】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

換価の猶予不許可決議書

年 月 日

財務事務官

年 月 日付で換価の猶予の申請があった次の者の国税等については、下記のとおり換価の猶予を不許可とし、その旨を滞納者に通知したい。

滞 納 者	住 所 (所在地)													
	氏 名 (名称)													
猶 予 申 請 税 額	年 度	税 目	納 期 限	本 税	加 算 税	延 滞 税	利 子 税	滞納処分費	備 考					
				円		円 (滞債による金額)	円	円 (滞債による金額)						
不 許 可 理 由														

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この決議書作成の日までのものです。

改正前

(新設)

▽

〒

住所

〒

氏名

（印）

あなた（貴社）が、この換価の猶予不許可について下取があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に、
と国税不服審判所長に対する審査請求を提出することができます。

提出先 首席国税審判官

または、
なお、この処分に対する行政訴訟の提起に関する事項については、裏面をご覧ください。

年 月 日

換価の猶予不許可通知書

財務事務官

年 月 日付で換価の猶予の申請があったあなた（貴社）の国税等については、下記の理由により許可しないこととしたため、国税徴収法第152条第4項（国税通則法第47条第2項準用）の規定により通知します。

額	年度	税目	納期限	本税		加算税		延滞税	利子税	滞納処分費	備考
				円	円	円	円				
予											
申											
請											
税											
額											
不	理由										
許											
可											
理											
由											

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先 () 担当電話 ()

△

滞納者 第号

改正後	改正前
<p>307010-056-23 <u>換価の猶予不許可決議書</u> 307010-056-24 <u>換価の猶予不許可通知書</u></p> <p>【調理要領】 「換価の猶予不許可決議書」</p> <p>1 目的 <u>「換価の猶予不許可決議書」は、徴収法第 152 条第 4 項の規定により、換価の猶予を不許可とする場合に使用する。</u></p> <p>2 調理要領 (1) <u>「猶予申請税額」欄は、徴収システムにおける「猶予決議・猶予取消決議」画面で選択した国税を表示する。</u> <u>なお、国税の件数がこの欄を超える場合は、「猶予決議（別紙猶予税額）」を添付する。</u> (2) <u>「不許可理由」欄は、「猶予決議・猶予取消決議」画面で入力した換価の猶予を不許可とする理由を表示する。</u> <u>なお、換価の猶予の不許可の理由については、明確かつ具体的に入力する。</u></p> <p>「換価の猶予不許可通知書」</p> <p>1 目的 <u>「換価の猶予不許可通知書」は、上記により換価の猶予を不許可とした場合において、徴収法第 152 条第 4 項（通則法第 47 条第 2 項準用）の規定によりその旨を滞納者に通知するために使用する。</u></p> <p>2 調理要領 (1) <u>各欄の記載要領は、上記「換価の猶予不許可決議書」に準ずる。</u> (2) <u>表面には行審法第 57 条の規定による教示が表示され、裏面には「不服申立て又は取消しの訴えの提起に関するお知らせ」が表示される。</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後

307010-056-25 換価の猶予不許可通知決議書 (保証人等用)

【様式】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

換価の猶予不許可通知決議書

年 月 日

財務事務官

年 月 日付であなた(貴社)が担保提供又は(連帯して)納税保証され、下記の滞納者から換価の猶予の申請があった国税等については、下記のとおり不許可となりましたので通知します。

滞納者 住所 (所在地) 氏名 (名称)																				
	猶予年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考											
子 申 請 税 額 不 許 可 理 由																				

備考：「滞納処分費」欄に記した金額は、この決議書作成の日までのものです。

改正前

(新設)

【様式】

▽

〒
〒

年 月 日

換価の猶予不許可通知書

財務事務官

年 月 日付であなた（貴社）が担保提供又は（連帯して）納税保証され、下記の滞納者から換価の猶予の申請があった国税等については、下記のとおり不許可となりましたので通知します。

滞納者 (住所) 氏名 (名称)	年度	税目	納期限	本税	加算税		延滞税	利子税	滞納処分費	備考
					円	円				
猶予										
申請										
税額										
不許可理由										

備考 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先（ ） 担当電話

改正後	改正前
<p>307010-056-25 <u>換価の猶予不許可通知決議書（保証人等用）</u> 307010-056-26 <u>換価の猶予不許可通知書（保証人等用）</u></p> <p>【調理要領】 「換価の猶予不許可通知決議書（保証人等用）」</p> <p>1 目的 <u>「換価の猶予不許可通知決議書（保証人等用）」は、徴収法第 151 条の 2 第 1 項の規定による換価の猶予を不許可とする場合において、提供されている担保が第三者の所有財産（保証人による保証の場合を含む。）であるときに使用する。</u></p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) <u>定型文言中の日付は、猶予の申請日を表示する。</u> <u>なお、猶予の申請日と担保の提供を受けた日が異なる場合は、手書きにより、担保の提供を受けた日に訂正する。</u></p> <p>(2) <u>「猶予申請税額」欄は、徴収システムにおける「猶予決議・猶予取消決議」画面で選択した国税を表示する。</u> <u>なお、国税の件数がこの欄を超える場合は、「猶予決議（別紙猶予税額）」を添付する。</u></p> <p>(3) <u>「不許可理由」欄は、手書きにより斜線を引く。</u></p> <p>「換価の猶予不許可通知書（保証人等用）」</p> <p>1 目的 <u>「換価の猶予不許可通知書（保証人等用）」は、上記の場合において、換価の猶予を不許可とした旨を担保財産の所有者である第三者又は保証人に通知するために使用する。</u></p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) <u>「住所（所在地）」欄は、徴収システムにおける担保財産の所有者である第三者又は保証人の住所又は所在地を表示する。</u></p> <p>(2) <u>「氏名（名称）」欄は、徴収システムにおける担保財産の所有者である第三者又は</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>保証人の氏名又は名称を表示する。</u></p> <p>(3) <u>他の各欄の記載要領は、上記「換価の猶予不許可通知決議書（保証人等用）」に準ずる。</u></p>	

改正後	改正前
<p>307010-056-27 <u>換価の猶予期間延長許可決議書</u></p> <p>307010-056-28 <u>換価の猶予期間延長許可通知書（教示文あり）</u></p> <p>307010-056-29 <u>換価の猶予期間延長許可通知書（教示文なし）</u></p> <p>【調理要領】</p> <p><u>「換価の猶予期間延長許可決議書」</u></p> <p>1 <u>目的</u></p> <p><u>「換価の猶予期間延長許可決議書」は、徴収法第 152 条第 4 項（通則法第 46 条第 7 項準用）の規定により、換価の猶予の期間延長を許可する場合に作成する。</u></p> <p>2 <u>調理要領</u></p> <p>(1) <u>「猶予期間延長税額」欄は、徴収システムにおける「猶予決議・猶予取消決議」画面で選択した国税を表示する。</u></p> <p><u>なお、国税の件数がこの欄を超える場合は、「猶予決議（別紙猶予税額）」を添付する。</u></p> <p>(2) <u>「分割納付すべき金額及びその納付期限」欄は、「猶予決議・猶予取消決議」画面において入力した分割納付計画を表示する。</u></p> <p><u>なお、分割納付計画がこの欄を超える場合は、「猶予決議（別紙納付計画）」を添付する。</u></p> <p>(3) <u>「延長期間」欄は、「猶予決議・猶予取消決議」画面で設定した猶予期間を表示する。</u></p> <p>(4) <u>提供されている担保があるときは、「担保」欄に「別紙財産目録のとおり」と表示されるため、「財産目録（別紙）」に担保財産又は保証人の内容を記載して添付する。</u></p> <p>(5) <u>「処分理由」欄は、納税者の申請に基づき猶予期間の延長を許可する場合は、手書きにより斜線を引く。</u></p> <p><u>なお、一部許可（猶予通達 38(1)の注書き）を行う場合は、定型文言が以下のとおり表示されるため、「処分理由（別紙）」を添付する。</u></p>	<p>(新設)</p>

年 月 日付で換価の猶予期間延長の申請があった次の者の国税等について、別紙の「処分理由」により、申請に係る国税等又は期間の一部を除き下記のとおり許可し、その旨を滞納者に通知したい。

「換価の猶予期間延長許可通知書」

1 目的

「換価の猶予期間延長許可通知書」は、上記により換価の猶予期間延長を許可した場合に、徴収法第 152 条第 4 項（通則法第 47 条第 1 項準用）の規定によりその旨を滞納者に通知するために使用する。

2 調理要領

- (1) 一部許可を行う場合は、「処分理由（別紙）」を添付する。
- (2) 他の各欄の記載要領は、上記「換価の猶予期間延長許可決議書」に準ずる。
- (3) 裏面には、「猶予の取消し等に関する注意喚起文」（様式 307010-113）が表示される（行手法第 35 条第 2 項）。

なお、一部許可を行う場合には、表面に行審法第 57 条の規定による教示が表示され、裏面に「不服申立て又は取消しの訴えの提起に関するお知らせ」及び注意喚起文が表示される。

【様式】

▽

〒

住所(所在地)

△

氏名(名称)

換価の猶予期間延長許可通知書

年 月 日

財務事務官

年 月 日付であなた(貴社)が担保提供又は(連帯して)納税保証され、下記の滞納者から換価の猶予期間延長の申請があった国税等については、下記のとおり許可しましたので通知します。

滞納者	住所(所在地)		納年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
	氏名(名称)										
猶予期間延長税額											
基本納付の滞り金額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	
延長期間	年 月 日から		年 月 日まで		月間	担保					
処分理由											

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先 () 担当電話 ()

▽

改正後	改正前
<p>307010-056-30 <u>換価の猶予期間延長許可通知決議書（保証人等用）</u></p> <p>307010-056-31 <u>換価の猶予期間延長許可通知書（保証人等用）</u></p> <p>【調理要領】</p> <p>「<u>換価の猶予期間延長許可通知決議書（保証人等用）</u>」</p> <p>1 目的</p> <p>「<u>換価の猶予期間延長許可通知決議書（保証人等用）</u>」は、徴収法第 152 条第 4 項の規定により換価の猶予期間延長を許可する場合において、提供されている担保が第三者の所有財産（保証人による保証の場合を含む。）であるときに使用する。</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) <u>定型文言中の日付は、猶予期間延長の申請日を表示する。</u></p> <p>なお、猶予の申請日と担保の提供を受けた日が異なる場合は、手書きにより、担保の提供を受けた日に訂正する。</p> <p>(2) 「<u>猶予期間延長税額</u>」欄は、徴収システムにおける「<u>猶予決議・猶予取消決議</u>」画面で選択した国税を表示する。</p> <p>なお、国税の件数がこの欄を超える場合は、「<u>猶予決議（別紙 猶予税額）</u>」を添付する。</p> <p>(3) 「<u>分割納付すべき金額及びその納付期限</u>」欄は、「<u>猶予決議・猶予取消決議</u>」画面において入力した分割納付計画を表示する。</p> <p>なお、分割納付計画がこの欄を超える場合は、「<u>猶予決議（別紙納付計画）</u>」を添付する。</p> <p>(4) 「<u>延長期間</u>」欄は、「<u>猶予決議・猶予取消決議</u>」画面において設定した猶予期間を表示する。</p> <p>(5) 「<u>担保</u>」欄は、「<u>別紙滞納税金目録のとおり</u>」と表示されるため、「<u>財産目録（別紙）</u>」を添付する。</p> <p>(6) 「<u>処分理由</u>」欄は、手書きにより斜線を引く。</p> <p>「<u>換価の猶予期間延長許可通知書（保証人等用）</u>」</p>	<p>(新設)</p>

改正後

改正前

1 目的

「換価の猶予期間延長許可通知書（保証人等用）」は、上記の場合において、換価の猶予期間延長を許可した旨を担保財産の所有者である第三者又は保証人に通知するために使用する。

2 調理要領

- (1) 「住所（所在地）」欄は、徴収システムにおける担保財産の所有者である第三者又は保証人の住所又は所在地を表示する。
- (2) 「氏名（名称）」欄は、徴収システムにおける担保財産の所有者である第三者又は保証人の氏名又は名称を表示する。
- (3) 他の各欄の記載要領は、上記「換価の猶予期間延長許可通知決議書（保証人等用）」に準ずる。

【様式】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

換価の猶予期間延長不許可決議書

年 月 日

財務事務官

年 月 日付で換価の猶予期間延長の申請があった次の者の国税等については、下記のとおり換価の猶予期間延長を不許可とし、その旨を滞納者に通知したい。

滞納者	住所(所在地) 氏名(名称)																		
猶予期間延長申請税額	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考										
				円	円	円	円	円											
不許可理由																			

備考：「滞納処分費」欄に記入した金額は、この決議書作成の日までのものです。

改正後	改正前
<p>307010-056-32 換価の猶予期間延長不許可決議書 307010-056-33 換価の猶予期間延長不許可通知書</p> <p>【調理要領】 「換価の猶予期間延長不許可決議書」</p> <p>1 目的 <u>「換価の猶予期間延長不許可決議書」は、換価の猶予期間延長を不許可とする場合に使用する。</u></p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) <u>「換価の猶予期間延長申請税額」欄は、徴収システムにおける「猶予決議・猶予取消決議」画面で選択した国税を表示する。</u> なお、<u>国税の件数がこの欄を超える場合は、「猶予決議（別紙猶予税額）」を添付する。</u></p> <p>(2) <u>「不許可理由」欄は、「猶予決議・猶予取消決議」画面で入力した換価の猶予期間の延長を不許可とする理由を表示する。</u> なお、<u>換価の猶予期間の延長の不許可の理由については、明確かつ具体的に入力する。</u></p> <p>「換価の猶予期間延長不許可通知書」</p> <p>1 目的 <u>「換価の猶予期間延長不許可通知書」は、換価の猶予期間延長を不許可とした場合に、徴収法第 152 条第 4 項（通則法第 47 条第 2 項準用）の規定によりその旨を滞納者に通知するために使用する。</u></p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) <u>各欄の記載要領は、上記「換価の猶予期間延長不許可決議書」に準ずる。</u></p> <p>(2) <u>表面には行審法第 57 条の規定による教示が表示され、裏面には「不服申立て又は取消しの訴えの提起に関するお知らせ」が表示される。</u></p>	<p>(新設)</p>

【様式】

▽

〒
〒
〒

住所
(所在地)

年 月 日

換価の猶予期間延長不許可通知書

財務事務官

年 月 日付であなた(貴社)が担保提供又は(連帯して)納税保証され、下記の滞納者から換価の猶予期間延長の申請があった国税等については、下記のとおり不許可となりましたので通知します。

滞納者 (住所 氏名 名称)	年度	税目	納期限	本税		加算税		延滞税	利子税	滞納処分費		備考
				円	円	円	円			円	円	
猶予期間延長申請税額												
不許可理由												

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先 () 担当 電話 ()

改正後	改正前
<p>307010-056-34 <u>換価の猶予期間延長不許可通知決議書（保証人等用）</u> 307010-056-35 <u>換価の猶予期間延長不許可通知書（保証人等用）</u></p> <p>【調理要領】 「換価の猶予期間延長不許可通知決議書（保証人等用）」</p> <p>1 目的 「換価の猶予期間延長不許可通知書（保証人等用）」は、徴収法第152条第4項（通則法46条第7項準用）の規定による換価の猶予期間延長を不許可とする場合において、提供されている担保が第三者の所有財産（保証人による保証を含む。）であるときに使用する。</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) <u>定型文言中の日付は、猶予期間延長の申請日を表示する。</u> <u>なお、猶予の申請日と担保の提供を受けた日が異なる場合は、手書きにより、担保の提供を受けた日に訂正する。</u></p> <p>(2) <u>「猶予期間延長申請税額」欄は、徴収システムにおける「猶予決議・猶予取消決議」画面で選択した国税を表示する。</u> <u>なお、国税の件数がこの欄を超える場合は、「猶予決議（別紙猶予税額）」を添付する。</u></p> <p>(3) <u>「不許可理由」欄は、手書きにより斜線を引く。</u></p> <p>「換価の猶予期間延長不許可通知書（保証人等用）」</p> <p>1 目的 「換価の猶予期間延長不許可通知書（保証人等用）」は、上記の場合において、換価の猶予期間延長を不許可とした旨を担保財産の所有者である第三者又は保証人に通知するために使用する。</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) <u>「住所（所在地）」欄は、徴収システムにおける担保財産の所有者である第三者又は保証人の住所又は所在地を表示する。</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(2) 「氏名(名称)」欄は、徴収システムにおける担保財産の所有者である第三者又は保証人の氏名又は名称を表示する。</p> <p>(3) 他の各欄の記載要領は、上記「換価の猶予期間延長不許可通知決議書(保証人等用)」に準ずる。</p>	

改正後	改正前
<p>307010-062 納税の猶予の取消し（期間短縮）に対する弁明を求めるためのお知らせ</p> <p>【調理要領】</p> <p>1 目的</p> <p>「納税の猶予の取消し（期間短縮）に対する弁明を求めるためのお知らせ」は、納税の猶予を受けている者につき、その後の資力の状況の変化等により納税の猶予の取消し又は猶予期間の短縮を行うに当たって、あらかじめ納税者の弁明の機会を与えるためその旨の通知をするために作成する。</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) 「<u>宛先</u>」欄は、<u>納税者</u>の住所（所在地）（連絡先が登録されている場合は、当該連絡先）及び氏名（名称）を表示する。</p> <p>(2) 「整理番号」欄は、<u>納税者</u>の整理番号を表示する。</p> <p>(3)～(9) （省略）</p>	<p>307010-062 納税の猶予の取消し（期間短縮）に対する弁明を求めるためのお知らせ</p> <p>【調理要領】</p> <p>1 目的</p> <p>「納税の猶予の取消し（期間短縮）に対する弁明を求めるためのお知らせ」は、納税の猶予<u>許可</u>を受けている者につき、その後の資力の状況の変化等により納税の猶予の取消し若しくは猶予期間の<u>変更又は短縮</u>を行うに当たって、あらかじめ納税者の弁明の機会を与えるためその旨の通知をするために作成する。</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) 「<u>あて先</u>」欄は、<u>滞納者</u>の住所（所在地）（連絡先が登録されている場合は、当該連絡先）及び氏名（名称）を表示する。</p> <p>(2) 「整理番号」欄は、<u>滞納者</u>の整理番号を表示する。</p> <p>(3)～(9) （同左）</p>

改正後

改正前

307010-063-1 分割納付計画書

(新設)

【様式】


管理番号

分割納付計画書

税務署長 殿

納付すべき国税(別紙「滞納税金日録」)を、下記の「納付計画」のとおり分割して納付します。 平成 年 月 日

1 住所・氏名等

住所 所在地	電話番号 () 携帯電話 ()	氏名 名称	印
職業 業種		滞納管理開始 年月日	平成 年 月 日

2 納付を困難とする額

① 納付すべき国税の額	② 直ちに納付できる金額	③ 納付困難な金額 (① - ②)
円	円	円

3 一時に納付することができない事情の詳細

4 納付計画

納付年月日	納付金額	納付年月日	納付金額
平成 年 月 日	円	平成 年 月 日	円
平成 年 月 日	円	平成 年 月 日	円
平成 年 月 日	円	平成 年 月 日	円
平成 年 月 日	円	平成 年 月 日	円
平成 年 月 日	円	平成 年 月 日	円
平成 年 月 日	円	平成 年 月 日	円

5 担保に関する事項

担保	<input type="checkbox"/> 有	担保財源の詳細又は 提供できない特別の事情
	<input type="checkbox"/> 無	

税理士 署名押印 (電話番号 - -) <input type="checkbox"/> 税理士法第30条の書面提出有	印 証付書類確認欄 <input type="checkbox"/> 財産目録 <input type="checkbox"/> 収支の明細書 <input type="checkbox"/> 財産収支状況書 <input type="checkbox"/> 担保提供書
---	--

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>307010-063-1 分割納付計画書</u></p> <p>【調理要領】</p> <p>1 目的</p> <p><u>「分割納付計画書」は、税務署長が徴収法第 151 条第 1 項の規定による換価の猶予、又は同法第 152 条第 3 項（通則法第 46 条第 7 項準用）の規定による換価の猶予期間の延長をする場合において、税務署長による徴収法第 152 条第 1 項の規定により分割して納付させるために必要となる書類の提出の求めに対し、滞納者が当該書類を提出するときに使用する。</u></p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) <u>この書類には、次に掲げる書類を添付して提出する。</u></p> <p>イ <u>「財産目録」(様式 307010-005-1) 及び「収支の明細書」(様式 307010-005-2) (分割納付をしようとする金額が 100 万円以下の場合は、これに代えて「財産収支状況書」(様式 307010-005-3))</u></p> <p>ロ <u>担保を提供する必要がある場合は、担保の提供に関する書類（通基通第 54 条関係参照）</u></p> <p>(2) <u>滞納者が法人である場合には、「1 住所・氏名等」欄に代表者の住所及び氏名を併せて記載する。</u></p> <p>(3) <u>「2 納付を困難とする額」欄は、次により記載する。</u></p> <p>イ <u>「①納付すべき国税の額」欄は、この書類を提出したときにおいて未納となっている税額を記載する。</u></p> <p><u>なお、「①納付すべき国税の額」欄の内訳として、「滞納税金目録」を添付するものとする。</u></p> <p>ロ <u>「②直ちに納付できる金額」欄は、「財産目録」の「3 現在納付可能資金額」欄の「③現在納付可能資金額 (①-②)」の金額（分割納付しようとする金額が 100 万円以下の場合は、「財産収支状況書」の「2 現在納付可能資金額」欄の「現在納付可能金額」の金額）を転記する。</u></p> <p>ハ <u>「③納付困難な金額 (①-②)」欄は、「①納付すべき国税の額」から「②直ちに</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>納付できる金額」を差し引いた金額を記載する。</u></p> <p>(4) 「<u>3 一時に納付することができない事情の詳細</u>」欄は、<u>上記(2)の「③納付困難な金額 (①-②)」を納付することができない事情について、具体的に記載する。</u></p> <p>(5) 「<u>4 納付計画</u>」欄は、「<u>収支の明細書</u>」の「<u>7 分割納付年月日</u>」欄の「<u>納付年月日</u>」及び「<u>⑤納付金額</u>」(分割納付しようとする金額が100万円以下の場合は、「<u>財産収支状況書</u>」の「<u>4 分割納付計画</u>」欄)を転記する。</p> <p>(6) 「<u>5 担保に関する事項</u>」欄は、次により記載する。</p> <p>イ 「<u>担保</u>」欄は、<u>猶予を受けるに当たり、担保を提供する必要がある場合には「□有」に、担保を提供する必要がない場合は「□無」にチェックを付ける。</u></p> <p><u>なお、担保を提供する必要がない場合は、次のいずれかに該当する場合である。</u></p> <p>(イ) <u>分割納付をしようとする金額が100万円以下である場合</u></p> <p>(ロ) <u>分割納付をしようとする期間が3月以内である場合</u></p> <p>(ハ) <u>担保を提供することができない特別の事情がある場合</u></p> <p>ロ 「<u>担保財産の詳細又は提供できない特別の事情</u>」欄は、次により記載する。</p> <p>(イ) <u>担保を提供する必要がある場合は、担保として提供する財産の種類、数量、価額及び所在等を記載する。</u></p> <p>(ロ) <u>担保を提供する必要がない場合において、上記イ(イ)又は(ロ)に該当するときは、「一」を記載し、上記イ(ハ)に該当するときは、担保を提供することができない特別の事情を記載する。</u></p> <p>(7) <u>この書類を税理士又は税理士法人が税務代理により作成した場合は、「税理士署名押印」欄に氏名又は名称を記載し押印する。この場合は、税理士法第30条の規定に基づき税務代理権限証書を提出する必要がある。</u></p> <p>(8) <u>この書類を受理したときは、総務課に回付して收受日付印の押なつを受ける。</u></p>	

【様式】

換価の猶予決議書 年 月 日

財務事務官

次の者に対し、下記のとおり換価の猶予をし、その旨を滞納者に通知したい。

滞納者	住所(所在地) 氏名(名称)										
猶予税額	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備	考	
納付計画	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額			
猶予期間		年 月 日から 年 月 日まで 月間									
該当条項		国税徴収法第151条第項第号						担保			

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この決議書作成の日までのものです。

【様式】

換価の猶予決議書 年 月 日

次の者に対し、下記のとおり換価の猶予をしたい。

申請者	住所(所在) 氏名(名称)										
猶予税額	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備	考	
納付計画	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額			
猶予期間		年 月 日から 年 月 日まで 月間									
該当条項		国税徴収法第151条第項第号						担保			

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この決議書作成の日までのものです。

管理運営部門へ回付年月日 . . . 管理運営部門受領印

(削除)

改正後

【様式】

改正前

307010-065 換価の猶予決議書 (副本)

統括官等 確認印	管理運営部門整理欄 年月日 署名者 担当者
-------------	--------------------------------

換価の猶予決議書 (副本)

年 月 日

次の者に対し、下記のとおり換価の猶予をしました。

申請者	住所 (所在) 氏名 (名称)								
換 予 税 額	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
納 付 計 画	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	
猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで 月間								
該当条項	国税徴収法第151条第項第号 担保								

備考：「滞納処分費」欄に附した金額は、この決議書作成の日までのものです。

連絡先 (担当 電話)

改正後	改正前
<p>307010-064 換価の猶予決議書 (削除)</p> <p>307010-066 換価の猶予通知書</p> <p>【調理要領】</p> <p>「換価の猶予決議書」</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 調理要領 (削除)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 「<u>分割納付すべき金額及びその納付期限</u>」欄は、「猶予決議・猶予取消決議」画面で入力した分割納付計画を表示する。</p> <p>なお、<u>分割納付計画</u>がこの欄を超える場合は、「猶予決議（別紙納付計画）」を添付する。</p> <p>(3) 「猶予期間」欄は、「猶予決議・猶予取消決議」画面の猶予期間を表示する。</p> <p>(4) 「該当条項」欄は、「<u>猶予決議・猶予取消決議</u>」画面で選択した適用条項（徴収法第151条第1項第1号又は第2号）を表示する。</p> <p>「換価の猶予通知書」</p> <p>1 目的</p> <p>「換価の猶予通知書」は、上記により換価の猶予をした場合に、徴収法第152条第3項（通則法第47条第1項準用）の規定によりその旨を滞納者に通知するために使用する。</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) 各欄の記載要領は、上記「換価の猶予決議書」に準ずる。</p> <p>(2) <u>裏面には、「猶予の取消し等に関する注意喚起文」（様式307010-113）が表示される（行手法第35条第2項）。</u></p>	<p>307010-064 換価の猶予決議書</p> <p><u>307010-065 換価の猶予決議書（副本）</u></p> <p>307010-066 換価の猶予通知書</p> <p>【調理要領】</p> <p>「換価の猶予決議書」</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) <u>「換価の猶予決議書（副本）」は、管理運営部門に回付する。</u></p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 「<u>納付計画</u>」欄は、「猶予決議・猶予取消決議」画面で入力した納付計画を表示する。</p> <p>なお、納付計画がこの欄を超える場合は、「猶予決議（別紙納付計画）」を添付する。</p> <p>(4) 「猶予期間」欄は、「猶予決議・猶予取消決議」画面の猶予する（<u>猶予を受けようとする</u>）期間を表示する。</p> <p>(5) 「該当条項」欄は、<u>徴収法第151条第1項第1号又は同項第2号</u>を表示する。</p> <p>「換価の猶予通知書」</p> <p>1 目的</p> <p>「換価の猶予通知書」は、上記により換価の猶予をした場合に、徴収法第152条（通則法第47条第1項準用）の規定によりその旨を滞納者に通知するために使用する。</p> <p>2 調理要領</p> <p>各欄の記載要領は、上記「換価の猶予決議書」に準ずる。 (新設)</p>

【様式】

換価の猶予通知決議書 年 月 日

財務事務官

年 月 日付であなた(貴社)が担保提供又は(連帯して)納税保証された下記の滞納者の国税等については、下記のとおり換価の猶予をいたしましたので通知します。

滞納者	住所 (所在地)										
	氏名 (名称)										
猶予額	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考		
合計	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額			
猶予期間		年 月 日から 年 月 日まで 月間			該当条項		国税徴収法 第151条 第項 第号		担保		

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この決議書作成の日までのものです。

【様式】

換価の猶予通知決議書 年 月 日

納税者	住所 (所在)										
	氏名 (名称)										
猶予額	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考		
納付計画	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額			
猶予期間		年 月 日から 年 月 日まで 月間			該当条項		国税徴収法 第151条 第項 第号		担保		

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この決議書作成の日までのものです。

管理運営部門へ回付年月日 管理運営部門受領印

【様式】

▽

〒
所在地
氏名(名称)

換価の猶予通知書

年 月 日

財務事務官

年 月 日付であなた(貴社)が担保提供又は(連帯して)納税保証された下記の滞納者の国税等については、下記のとおり換価の猶予をいたしましたので通知します。

滞納者	住所(所在地)		氏名(名称)		年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考					
	年	月	日	金										額	円	円	円	円
猶予税額	年	月	日	金	額	円	年	月	日	金	額	円	年	月	日	金	額	円
	納付計画	年	月	日	金	額	円	年	月	日	金	額	円	年	月	日	金	額

猶予期間 年 月 日から 年 月 日まで 月間

該当条項 国税徴収法第151条第項第号 担保

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先 (担当電話) △

【様式】

▽

〒
住所
氏名

換価の猶予通知書

年 月 日

納税者	住所(所在)		氏名(名称)		年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考					
	年	月	日	金										額	円	円	円	円
猶予税額	年	月	日	金	額	円	年	月	日	金	額	円	年	月	日	金	額	円
	納付計画	年	月	日	金	額	円	年	月	日	金	額	円	年	月	日	金	額

猶予期間 年 月 日から 年 月 日まで 月間

該当条項 国税徴収法第151条第項第号 担保

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先 (担当電話) △

改正後	改正前
<p>307010-067 換価の猶予通知決議書（保証人等用） 307010-068 換価の猶予通知書（保証人等用）</p> <p>【調理要領】 「<u>換価の猶予通知決議書（保証人等用）</u>」</p> <p>1 目的 「<u>換価の猶予通知決議書（保証人等用）</u>」は、徴収法第 151 条第 1 項の規定により<u>換価の猶予をする場合において、提供されている担保が第三者の所有財産（保証人による保証を含む。）であるときに使用する。</u></p> <p>2 調理要領 (削除)</p> <p>(1) <u>定型文言中の日付は、担保の提供を受けた日を表示する。</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 「<u>分割納付すべき金額及びその納付期限</u>」欄は、「<u>猶予決議・猶予取消決議</u>」画面で入力した<u>分割納付計画</u>を表示する。 なお、<u>分割納付計画</u>がこの欄を超える場合は、「<u>猶予決議（別紙納付計画）</u>」を添付する。</p> <p>(4) 「<u>猶予期間</u>」欄は、「<u>猶予決議・猶予取消決議</u>」画面の<u>猶予期間</u>を表示する。</p> <p>(5) 「<u>該当条項</u>」欄は、「<u>猶予決議・猶予取消決議</u>」画面で選択した<u>適用条項（徴収法第 151 条第 1 項第 1 号又は第 2 号）</u>を表示する。</p> <p>(6) 「<u>担保</u>」欄は、「<u>別紙財産目録のとおり</u>」と表示されるため、「<u>財産目録（別紙）</u>」を添付する。</p> <p>「<u>換価の猶予通知書（保証人等用）</u>」</p> <p>1 目的 「<u>換価の猶予通知書（保証人等用）</u>」は、<u>上記の場合において、換価の猶予をした旨</u></p>	<p>307010-067 換価の猶予通知決議書（保証人等用） 307010-068 換価の猶予通知書（保証人等用）</p> <p>【調理要領】</p> <p>1 目的 「<u>換価の猶予通知書（保証人等用）</u>」は、徴収法第 151 条第 1 項の規定により、<u>提供された担保が第三者の所有財産（保証人による保証を含む。）である場合に、換価の猶予をする旨を当該第三者又は保証人に通知するために使用する。</u></p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) 「<u>送付先</u>」欄は、<u>徴収システムにおける保証人の氏名（名称）及び住所（所在地）、又は第三者の氏名（名称）及び住所（所在地）</u>を表示する。 (新設)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 「<u>納付計画</u>」欄は、「<u>猶予決議・猶予取消決議</u>」画面で入力した<u>納付計画</u>を表示する。 なお、<u>納付計画</u>がこの欄を超える場合は、「<u>猶予決議（別紙納付計画）</u>」を添付する。</p> <p>(4) 「<u>猶予期間</u>」欄は、「<u>猶予決議・猶予取消決議</u>」画面の<u>猶予する（猶予を受けようとする）期間</u>を表示する。</p> <p>(5) 「<u>当該条項</u>」欄は、<u>徴収法第 151 条第 1 項第 1 号又は同項第 2 号</u>を表示する。 (新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>を担保財産の所有者である第三者又は保証人に通知するために使用する。</u></p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) <u>「住所（所在地）」欄は、徴収システムにおける担保財産の所有者である第三者又は保証人の住所又は所在地を表示する。</u></p> <p>(2) <u>「氏名（名称）」欄は、徴収システムにおける担保財産の所有者である第三者又は保証人の氏名又は名称を表示する。</u></p> <p>(3) <u>他の各欄の記載要領は、上記「換価の猶予通知決議書（保証人等用）」に準ずる。</u></p>	

【様式】

換価の猶予取消決議書 (副本)

統括官等
確認印

管理運営部門整理欄
 年月日 . . .
 審査者 担当者

年 月 日

納税者	住所 (所在) 氏名 (名称)	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
換価の猶予取消税額					円	円	円	円	円	
該当条項 国税徴収法第152条 ()										
取消理由										

備考：「滞納処分費」欄に抱げた金額は、この決議書作成の日までのものです。

1

改正後	改正前
<p>307010-069 換価の猶予取消決議書 (削除)</p> <p>307010-071 換価の猶予取消通知書</p>	<p>307010-069 換価の猶予取消決議書</p> <p>307010-070 換価の猶予取消決議書(副本)</p> <p>307010-071 換価の猶予取消通知書</p>
<p>【調理要領】</p> <p>「換価の猶予取消決議書」</p> <p>1 目的</p> <p>「換価の猶予取消決議書」は、<u>次に掲げる場合に使用する。</u></p> <p>① <u>徴収法第152条第3項(通則法第49条第1項(第5号に係る部分を除く。))準用の規定により、徴収法第151条第1項の規定による換価の猶予を取り消す場合</u></p> <p>② <u>徴収法第152条第4項(通則法第49条第1項準用)の規定により、徴収法第151条の2第1項による換価の猶予を取り消す場合</u></p> <p>2 調理要領</p> <p>(削除)</p> <p>(1) 「猶予取消税額」欄は、徴収システムにおける「猶予決議・猶予取消決議」画面で選択した国税を表示する。</p> <p>なお、国税の件数がこの欄を超える場合は、「猶予決議(別紙猶予税額)」を添付する。</p> <p>(2) 「該当条項」欄は、「<u>猶予決議・猶予取消決議</u>」画面で選択した適用条項を表示する。</p> <p>(3) 「取消理由」欄は、「<u>猶予決議・猶予取消決議</u>」画面で入力した換価の猶予を取り消す理由を表示する。</p> <p>なお、<u>換価の猶予を取り消す理由については、明確かつ具体的に入力する。</u></p>	<p>【調理要領】</p> <p>「換価の猶予取消決議書」</p> <p>1 目的</p> <p>「換価の猶予取消決議書」は、<u>徴収法第152条(通則法第49条第1項準用)の規定により、換価の猶予を取り消す場合に使用する。</u></p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) 「<u>換価の猶予取消決議書(副本)</u>」は、管理運営部門に回付する。</p> <p>(2) 「<u>換価の猶予取消税額</u>」欄は、徴収システムにおける「猶予決議・猶予取消決議」画面で選択した国税を表示する。</p> <p>なお、国税の件数がこの欄を超える場合は、「猶予決議(別紙猶予税額)」を添付する。</p> <p>(新設)</p> <p>(3) <u>定型文言については、以下のとおり記載し、「取消理由」欄に取消しとした理由を明確かつ具体的に記載する。</u></p> <div data-bbox="1173 1209 2083 1362" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>年 月 日付で換価の猶予をしたあなた(貴社)の国税については、</u> <u>下記のとおり換価の猶予を取り消しましたから、直ちに納付してください。</u> <u>国税徴収法第152条の規定により通知します。</u></p> </div>

改正後	改正前
<p>「換価の猶予取消通知書」</p> <p>1 目的</p> <p>「換価の猶予取消通知書」は、上記により換価の猶予を取り消した場合に、徴収法第152条第3項（職権による換価の猶予）又は同条第4項（申請による換価の猶予）（通則法第49条第3項準用）の規定によりその旨を滞納者に通知するために使用する。</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 表面には行審法第57条の規定による教示が表示され、裏面には「不服申立て又は取消しの訴えの提起に関するお知らせ」が表示される。</p>	<p>「換価の猶予取消通知書」</p> <p>1 目的</p> <p>「換価の猶予取消通知書」は、上記により換価の猶予を取り消した場合に、徴収法第152条（通則法第49条第3項準用）の規定によりその旨を滞納者に通知するために使用する。</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 「換価の猶予取消通知書」は、裏面に「不服申立て又は取消しの訴えの提起に関するお知らせ」が印字される。</p>

【様式】

▽

〒
住所
氏名

換価の猶予取消通知書

年 月 日

財務事務官

年 月 日付であなた（貴社）が担保提供又は（連帯して）納税保証され、下記の滞納者に対し換価の猶予をした国税等については、下記のとおり換価の猶予を取り消しましたので通知します。

滞納者	住所（所在地）	氏名（名称）	納年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
予											
取											
消											
税											
額											

該 当 条 項 国税徴収法 第 152 条 第 項 (国税通則法 第 49 条 第 1 項 第 号 準用)

取
消
理
由

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。
連絡先 (担当 電話) △

【様式】

▽

〒
住所
氏名

換価の猶予取消通知書

年 月 日

年 月 日付であなた（貴社）が担保提供又は（連帯して）納税保証され、下記の滞納者に対し換価の猶予をした国税等については、下記のとおり換価の猶予を取り消しましたので通知します。

滞納者	住所（所在地）	氏名（名称）	納年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
換											
価											
の											
猶											
予											
取											
消											
税											
額											

該 当 条 項 国税徴収法 第 152 条 (国税通則法 第 49 条 第 1 項 第 号 準用)

取
消
理
由

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。
連絡先 (担当 電話) △

改正後	改正前
<p>307010-072 換価の猶予取消通知決議書（保証人等用） 307010-073 換価の猶予取消通知書（保証人等用）</p> <p>【調理要領】 <u>「換価の猶予取消通知決議書（保証人等用）」</u></p> <p>1 目的</p> <p>「換価の猶予取消通知決議書（保証人等用）」は、次に掲げる場合において、提供されている担保が第三者の所有財産（保証人による保証を含む。）であるときに使用する。</p> <p>① <u>徴収法第152条第3項（通則法第49条第1項（第5号に係る部分を除く。）準用）の規定により、徴収法第151条第1項の規定による換価の猶予を取り消す場合</u></p> <p>② <u>徴収法第152条第4項（通則法第49条第1項準用）の規定により、徴収法第151条の2第1項による換価の猶予を取り消す場合</u></p> <p>2 調理要領 (削除)</p> <p>(1) <u>定型文言中の日付は、上記1①の場合は担保の提供を受けた日を、上記1②の場合は猶予の申請日を表示する。</u> なお、上記1②の場合において、猶予の申請日と担保の提供を受けた日が異なる場合は、手書きにより、担保の提供を受けた日に訂正する。</p> <p>(2) 「猶予取消税額」欄は、<u>徴収システムにおける「猶予決議・猶予取消決議」画面で選択した国税を表示する。</u> なお、国税の件数がこの欄を超える場合は、「猶予決議（別紙猶予税額）」を添付する。</p> <p>(3) 「該当条項」欄は、「<u>猶予決議・猶予取消決議</u>」画面で選択した適用条項を表示する。</p> <p>(4) 「取消理由」欄は、<u>手書きにより斜線を引く。</u></p>	<p>307010-072 換価の猶予取消通知決議書（保証人等用） 307010-073 換価の猶予取消通知書（保証人等用）</p> <p>【調理要領】 (新設)</p> <p>1 目的</p> <p>「換価の猶予取消通知書（保証人等用）」は、提供された担保が第三者の所有財産（保証人による保証を含む。）である場合に、<u>換価の猶予を取り消す旨を当該第三者又は保証人に通知するために使用する。</u></p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) <u>「送付先」欄は、徴収システムにおける保証人の氏名（名称）及び住所（所在地）、又は担保財産の所有者である第三者の氏名（名称）及び住所（所在地）を表示する。</u> (新設)</p> <p>(2) 「<u>換価の猶予取消税額</u>」欄は、「<u>猶予決議・猶予取消決議</u>」画面で選択した国税を表示する。 なお、国税の件数がこの欄を超える場合は、「<u>猶予決議（別紙猶予税額）</u>」を添付する。</p> <p>(3) 「<u>該当条項</u>」欄の（ ）内は、<u>通則法第49条第1項第1号準用から同項第4号準用までのいずれか</u>を表示する。</p> <p>(4) <u>定型文言は以下のとおりであり、「取消理由」欄は、明確かつ具体的に記載する。</u></p>

改正後

改正前

「換価の猶予取消通知書（保証人等用）」

1 目的

「換価の猶予取消通知書（保証人等用）」は、上記の場合において、換価の猶予を取り消した旨を担保財産の所有者である第三者又は保証人に通知するために使用する。

2 調理要領

- (1) 「住所（所在地）」欄は、徴収システムにおける担保財産の所有者である第三者又は保証人の住所又は所在地を表示する。
- (2) 「氏名（名称）」欄は、徴収システムにおける担保財産の所有者である第三者又は保証人の氏名又は名称を表示する。
- (3) 他の各欄の記載要領は、上記「換価の猶予取消通知決議書（保証人等用）」に準ずる。

 年 月 日付で換価の猶予をしたあなた（貴社）の国税については、
下記のとおり換価の猶予を取り消しましたから、直ちに納付してください。
国税徴収法第152条の規定により通知します。

（新設）

【様式】

<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">換価の猶予期間延長決議書 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">財務事務官</p> <p>年 月 日付で換価の猶予をした次の者の国税等については、下記のとおり換価の猶予の期間延長をし、その旨を滞納者に通知したい。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">滞納者</td> <td colspan="9">住所(所在地) 氏名(名称)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl;">猶予期間延長税額</td> <td>年度</td> <td>税目</td> <td>納期限</td> <td>本税</td> <td>加算税</td> <td>延滞税</td> <td>利子税</td> <td>滞納処分費</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">分納額</td> <td>年月日</td> <td>金額</td> <td>年月日</td> <td>金額</td> <td>年月日</td> <td>金額</td> <td>年月日</td> <td>金額</td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td>円</td> <td> </td> <td>円</td> <td> </td> <td>円</td> <td> </td> <td>円</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>延長期間</td> <td colspan="3">年 月 日から 年 月 日まで</td> <td>月間</td> <td>担保</td> <td colspan="4"> </td> </tr> <tr> <td>期間延長の理由</td> <td colspan="9"> </td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この決議書作成の日までのものです。</p>																				滞納者	住所(所在地) 氏名(名称)									猶予期間延長税額	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考				円	円	円	円	円																				分納額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額			円		円		円		円		延長期間	年 月 日から 年 月 日まで			月間	担保					期間延長の理由									
滞納者	住所(所在地) 氏名(名称)																																																																																																								
猶予期間延長税額	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考																																																																																																
				円	円	円	円	円																																																																																																	
分納額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額																																																																																																	
		円		円		円		円																																																																																																	
延長期間	年 月 日から 年 月 日まで			月間	担保																																																																																																				
期間延長の理由																																																																																																									

【様式】

<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">換価の猶予期間延長決議書 年 月 日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">納税者</td> <td colspan="9">住所(所在地) 氏名(名称)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl;">換価の猶予期間延長税額</td> <td>年度</td> <td>税目</td> <td>納期限</td> <td>本税</td> <td>加算税</td> <td>延滞税</td> <td>利子税</td> <td>滞納処分費</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">納付計画</td> <td>年月日</td> <td>金額</td> <td>年月日</td> <td>金額</td> <td>年月日</td> <td>金額</td> <td>年月日</td> <td>金額</td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td>円</td> <td> </td> <td>円</td> <td> </td> <td>円</td> <td> </td> <td>円</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>延長期間</td> <td colspan="3">年 月 日から 年 月 日まで</td> <td>月間</td> <td>担保</td> <td colspan="4"> </td> </tr> <tr> <td>期間延長の理由</td> <td colspan="9"> </td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この決議書作成の日までのものです。</p> <p style="text-align: center;">管理運営部門へ回付年月日 管理運営部門受領印</p>																				納税者	住所(所在地) 氏名(名称)									換価の猶予期間延長税額	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考				円	円	円	円	円																				納付計画	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額			円		円		円		円		延長期間	年 月 日から 年 月 日まで			月間	担保					期間延長の理由									
納税者	住所(所在地) 氏名(名称)																																																																																																								
換価の猶予期間延長税額	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考																																																																																																
				円	円	円	円	円																																																																																																	
納付計画	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額																																																																																																	
		円		円		円		円																																																																																																	
延長期間	年 月 日から 年 月 日まで			月間	担保																																																																																																				
期間延長の理由																																																																																																									

改正後	改正前
<p>307010-074 換価の猶予期間延長決議書 (削除)</p> <p>307010-076 換価の猶予期間延長通知書</p> <p>【調理要領】 「換価の猶予期間延長決議書」</p> <p>1 目的 「換価の猶予期間延長決議書」は、徴収法第 152 条第 3 項（通則法第 46 条第 7 項準用）の規定により、換価の猶予期間を延長する場合に使用する。</p> <p>2 調理要領 (削除)</p> <p>(1) 「猶予期間延長税額」欄は、徴収システムにおける「猶予決議・猶予取消決議」画面で選択した国税を表示する。 なお、国税の件数がこの欄を超えるときは、「猶予決議（別紙猶予税額）」を添付する。</p> <p>(2) 「分割納付すべき金額及びその納付期限」欄は、「猶予決議・猶予取消決議」画面で入力した分割納付計画を表示する。 なお、分割納付計画がこの欄を超えるときは、「猶予決議（別紙納付計画）」を添付する。</p> <p>(3) 「延長期間」欄は、「猶予決議・猶予取消決議」画面で入力した猶予期間を表示する。</p> <p>(4) 提供された担保がある場合は、「担保」欄に「別紙財産目録のとおり」と表示されるため、「財産目録（別紙）」に担保財産又は保証人の内容を記載し添付する。</p> <p>(5) 「期間延長の理由」欄は、手書きにより斜線を引く。</p> <p>「換価の猶予期間延長通知書」</p>	<p>307010-074 換価の猶予期間延長決議書</p> <p><u>307010-075 換価の猶予期間延長決議書（副本）</u></p> <p>307010-076 換価の猶予期間延長通知書</p> <p>【調理要領】 「換価の猶予期間延長決議書」</p> <p>1 目的 「換価の猶予期間延長決議書」は、徴収法第 152 条（通則法第 46 条第 7 項準用）の定めにより、換価の猶予期間を延長する場合に使用する。</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) 「換価の猶予期間延長決議書（副本）」は、管理運営部門に回付する。</p> <p>(2) 「換価の猶予期間延長税額」欄は、徴収システムにおける「猶予決議・猶予取消決議」画面で選択した国税を表示する。 なお、国税の件数がこの欄を超えるときは、「猶予決議（別紙猶予税額）」を添付する。</p> <p>(3) 「納付計画」欄は、「猶予決議・猶予取消決議」画面で入力した納付計画を表示する。 なお、納付計画がこの欄を超えるときは、「猶予決議（別紙納付計画）」を添付する。</p> <p>(4) 「延長期間」欄は、「猶予決議・猶予取消決議」画面で入力した猶予する（猶予を受けようとする）期間を表示する。</p> <p>(5) 担保を徴している場合は、この帳票に「財産目録」を添付する。</p> <p>(6) 「期間延長の理由」欄は、「猶予決議・猶予取消決議」画面で入力した理由を表示する。 <u>例：「分納期限までに納付できないやむを得ない事情がある。」</u></p> <p>「換価の猶予期間延長通知書」</p>

改 正 後	改 正 前
<p>1 目的</p> <p>「換価の猶予期間延長通知書」は、上記により換価の猶予期間を延長した場合に、徴収法第152条第3項（通則法第47条第1項準用）の規定によりその旨を滞納者に通知するために使用する。</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) 各欄の記載要領は、上記「換価の猶予期間延長決議書」に準ずる。</p> <p>(2) <u>裏面には、「猶予の取消し等に関する注意喚起文」（様式307010-113）が表示される（行手法第35条第2項）。</u></p>	<p>1 目的</p> <p>「換価の猶予期間延長通知書」は、上記により換価の猶予期間を延長した場合に、徴収法第152条（通則法第47条第1項準用）の規定によりその旨を滞納者に通知するために使用する。</p> <p>2 調理要領</p> <p><u>その他の各欄の記載要領は、上記「換価の猶予期間延長決議書」に準ずる。</u> (新設)</p>

【様式】

▽

〒

所在地

氏名

名称

換価の猶予期間延長通知書

年 月 日

財務事務官

年 月 日付であなた(貴社)が担保提供又は(連帯して)納税保証され、下記の滞納者に対し換価の猶予をした国税等については、下記のとおり換価の猶予の期間延長をいたしましたので通知します。

滞納者	住所(所在地)		氏名(名称)		年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考	
	年	月	日	姓										名
換価の猶予期間延長税額														
納付計画		年 月 日	金額	年 月 日	金額	年 月 日	金額	年 月 日	金額	年 月 日	金額			
延長期間		年 月 日から		年 月 日まで		月間	担保							
期間延長の理由														

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先 () 担当電話 ()

【様式】

▽

〒

住所

氏名

換価の猶予期間延長通知書

年 月 日

滞納者	住所(所在地)		氏名(名称)		年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考	
	年	月	日	姓										名
換価の猶予期間延長税額														
納付計画		年 月 日	金額	年 月 日	金額	年 月 日	金額	年 月 日	金額	年 月 日	金額			
延長期間		年 月 日から		年 月 日まで		月間	担保	別紙財産目録のとおり						
期間延長の理由														

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先 () 担当電話 ()

改正後	改正前
<p>307010-077 換価の猶予期間延長通知決議書（保証人等用） 307010-078 換価の猶予期間延長通知書（保証人等用）</p> <p>【調理要領】 「<u>換価の猶予期間延長通知決議書（保証人等用）</u>」</p> <p>1 目的 「<u>換価の猶予期間延長決議通知書（保証人等用）</u>」は、<u>徴収法第 152 条第 3 項（通則法第 46 条第 7 項準用）の規定により換価の猶予期間を延長する場合において、提供されている担保が第三者の所有財産（保証人による保証を含む。）であるときに使用する。</u></p> <p>2 調理要領 (削除) (削除)</p> <p>(1) <u>定型文言中の日付は、猶予の申請日を表示する。</u> <u>なお、猶予の申請日と担保の提供を受けた日が異なる場合は、手書きにより、担保の提供を受けた日に訂正する。</u></p> <p>(2) 「<u>猶予期間延長税額</u>」欄は、<u>徴収システムにおける「猶予決議・猶予取消決議」画面で選択した国税を表示する。</u> なお、国税の件数がこの欄を超えるときは、「<u>猶予決議（別紙猶予税額）</u>」を添付する。</p> <p>(3) 「<u>分割納付すべき金額及びその納付期限</u>」欄は、「<u>猶予決議・猶予取消決議</u>」画面で入力した<u>分割納付計画</u>を表示する。 なお、<u>分割納付計画</u>がこの欄を超えるときは、「<u>猶予決議（別紙納付計画）</u>」を添付する。</p> <p>(4) 「<u>延長期間</u>」欄は、「<u>猶予決議・猶予取消決議</u>」画面で入力した<u>猶予期間</u>を表示す</p>	<p>307010-077 換価の猶予期間延長通知決議書（保証人等用） 307010-078 換価の猶予期間延長通知書（保証人等用）</p> <p>【調理要領】</p> <p>1 目的 「<u>換価の猶予期間延長通知書（保証人等用）</u>」は、<u>提供された担保が第三者の所有財産（保証人による保証を含む。）である場合に、換価の猶予期間を延長する旨を当該第三者又は保証人に対して通知するために使用する。</u></p> <p>2 調理要領 (1) 「<u>送付先</u>」欄は、<u>徴収システムにおける保証人の氏名（名称）及び住所（所在地）、又は担保財産の所有者である第三者の氏名（名称）及び住所（所在地）を表示する。</u> (2) 「<u>処分理由</u>」欄は、「<u>平成〇年〇月〇日付であなたが担保提供又は（連帯して）納税保証され、下記納税者に対し換価の猶予をした国税については、下記のとおり換価の猶予の期間を延長しましたので通知します。</u>」と表示する。 <u>なお、文言中の年月日は、先行の猶予決議の決議年月日を表示する。</u> (新設)</p> <p>(3) 「<u>換価の猶予期間延長税額</u>」欄は、「<u>猶予決議・猶予取消決議</u>」画面で選択した<u>国税</u>を表示する。 なお、国税の件数がこの欄を超えるときは、「<u>猶予決議（別紙猶予税額）</u>」を添付する。</p> <p>(4) 「<u>納付計画</u>」欄は、「<u>猶予決議・猶予取消決議</u>」画面で入力した<u>納付計画</u>を表示する。 なお、<u>納付計画</u>がこの欄を超えるときは、「<u>猶予決議（別紙納付計画）</u>」を添付する。</p> <p>(5) 「<u>延長期間</u>」欄は、「<u>猶予決議・猶予取消決議</u>」画面で入力した<u>猶予する（猶予を</u></p>

改正後	改正前
<p>る。</p> <p>(5) 「担保」欄は、「別紙財産目録のとおり」と表示されるため、「財産目録(別紙)」を添付する。</p> <p>(6) 「期間延長の理由」欄は、<u>手書きにより斜線を引く。</u></p> <p><u>「換価の猶予期間延長通知書(保証人等用)」</u></p> <p><u>1 目的</u></p> <p><u>「換価の猶予期間延長通知書(保証人等用)」は、上記の場合において、換価の猶予期間を延長した旨を担保財産の所有者である第三者又は保証人に通知するために使用する。</u></p> <p><u>2 調理要領</u></p> <p>(1) 「住所(所在地)」欄は、徴収システムにおける担保財産の所有者である第三者又は保証人の住所又は所在地を表示する。</p> <p>(2) 「氏名(名称)」欄は、徴収システムにおける担保財産の所有者である第三者又は保証人の氏名又は名称を表示する。</p> <p>(3) <u>他の各欄の記載要領は、上記「換価の猶予通知決議書(保証人等用)」に準ずる。</u></p>	<p><u>受けようとする) 期間を表示する。</u></p> <p>(6) <u>この帳票には、「財産目録」を添付する。</u></p> <p>(7) 「期間延長の理由」欄は、「<u>猶予決議・猶予取消決議</u>」画面で入力した理由を表示する。</p> <p><u>例：「分納期限までに納付できないやむを得ない事情がある。」</u></p> <p>(新設)</p>

改正後

307010-101 抵当権設定登記原因証明書

【様式】

登 記 原 因 証 明 書

1 当事者及び不動産

(1) 当事者 抵当権者 財務省

設定者

(2) 不動産の表示

別紙目録のとおり

2 登記の原因となる事実又は法律行為

(1) 被担保債権

税務署長は、(債務者)との間で、平成 年 月 日、
国税通則法第46条第 項(国税徴収法第151条第1項第 号、第151条の2第1項)
の規定に基づく納税(換価)の猶予に係る平成 年度 税(国税に関する
法律の定めによる延滞税を含む。)につき、上記1の(2)の不動産を担保と
することに合意した。

納税(換価)猶予額 金 円

債務者

(2) 抵当権の設定

は、税務署長に対して、(1)記載の債権を被担保債権とする
抵当権を、上記1の(2)の不動産に設定する旨承諾した。

上記の登記原因のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

抵当権者 税務署長 印
(取扱庁)

設定者 住所 印
氏名

改正前

307010-101 抵当権設定登記原因証明書

【様式】

登 記 原 因 証 明 書

1 当事者及び不動産

(1) 当事者 抵当権者 財務省

設定者

(2) 不動産の表示

別紙目録のとおり

2 登記の原因となる事実又は法律行為

(1) 被担保債権

税務署長は、(債務者)との間で、平成 年 月 日、
国税通則法第46条第 項(国税徴収法第151条第1項第 号)の規定に基づく納税
(換価)の猶予に係る平成 年度 税(国税に関する法律の定めによる延
滞税を含む。)につき、上記1の(2)の不動産を担保とすることに合意した。

納税(換価)猶予額 金 円

債務者

(2) 抵当権の設定

は、税務署長に対して、(1)記載の債権を被担保債権とする
抵当権を、上記1の(2)の不動産に設定する旨承諾した。

上記の登記原因のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

抵当権者 税務署長 印
(取扱庁)

設定者 住所 印
氏名

(削除)

改正後

【様式】

307010-109 督促保留（解除）連絡せん

改正前

督促保留（解除）連絡せん

平成 年 月 日作成

納税者	住所			統括官等 確認印	管理運営部門への回付年月日			
	氏名	整理番号			・	受領印		
連絡事項	<input type="checkbox"/> 納税の猶予申請		<input type="checkbox"/> 納税の猶予期間延長申請		管理運営部門整理欄			
	<input type="checkbox"/> 換価の猶予見込み		<input type="checkbox"/> 換価の猶予期間延長見込み		処 理 年 月 日			
	<input type="checkbox"/> 納付受託（督促保留期限 平成 年 月 日）				平成 年 月 日			
	<input type="checkbox"/> 徴収の猶予の申立て又は徴収の猶予見込み		<input type="checkbox"/> 徴収の猶予期間の終了		審査者	担当者		
	<input type="checkbox"/> 督促保留の解除（事由： _____）							
対象国税	年度	税 日	納 期 限	本 税	加 算 税	延 滞 税	利 子 税	備 考

改正後	改正前
(削除)	<p style="text-align: center;"><u>307010-109 督促保留（解除）連絡せん</u></p> <p>【調理要領】</p> <p>1 目的</p> <p><u>「督促保留（解除）連絡せん」は、納税の猶予申請等がされ、督促状の発付を保留する必要がある場合又は保留を解除して督促状を発付する必要がある場合に、その旨を管理運営部門に連絡するために使用する。</u></p> <p><u>なお、「納税の猶予不許可決議書（副本）」等により管理運営部門への連絡がされる場合には、この連絡せんの作成は要しない。</u></p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) <u>この連絡せんは、2部作成し、統括官等の認印を受けた上、1部を管理運営部門へ回付する。</u></p> <p>(2) <u>「連絡事項」欄は、該当する事由の□にレ印を付すほか次に掲げる調理を行う。</u></p> <p>イ <u>「納付受託」の場合には、受託有価証券の最終支払期日を「督促保留期限」欄に記載する。</u></p> <p>ロ <u>「督促保留の解除」の「事由」欄は、例えば「換価の猶予の見込みなし。」「納付受託取消し。」等と記載する。</u></p> <p><u>なお、徴収法第47条第2項に規定する繰上差押えの必要がある場合には、その旨を付記するとともに、速やかに督促状の発付手続を執るよう依頼する。</u></p>

改正後

307010-112 担保変更（増担保）要求通知書

【様式】

(第1片)

起案	署長	副署長	総務課長	統括官		担当者
..						
決裁						
..						

平成 年 月 日
(〒 -)
(住所)

(氏名) _____ 殿
国税局長
税務署長 印

担保変更（増担保）要求通知書

納税（換価）の猶予（平成 年 月 日付通知）に係る下記1の担保について、下記2の理由により、猶予に係る国税を担保することができないと認められるため、国税通則法第51条第1項の規定に基づき、平成 年 月 日までに担保の変更（増担保の提供）をすることを求めます。

なお、期日までに担保の変更（増担保の提供）をしないときは、猶予を取り消すこととなりますから、ご注意ください。

記

1 変更を求める（増担保の必要となる）担保

種類及び物件の表示	数量	価額	備考
		円	

2 変更又は増担保を求める理由

◎ この処分に関する不服申立て等に関する事項については裏面をご覧ください。

(規格A4)

改正前

307010-112 担保変更（増担保）要求通知書

【様式】

(第1片)

起案	署長	副署長	総務課長	統括官		担当者
..						
決裁						
..						

平成 年 月 日
(〒 -)
(住所)

(氏名) _____ 殿
国税局長
税務署長 印

担保変更（増担保）要求通知書

平成 年 月 日付で許可した納税の猶予に係る担保は、下記のとおり不
適当（不十分）と認められますから、国税通則法第51条第1項の規定に基づき、平
成 年 月 日までに担保の変更（増担保を提出）をすることを求めます。

なお、期日（平成 年 月 日）までに担保の変更（増担保の提出）をし
ないときは、納税の猶予許可を取り消すこととなりますから、ご注意ください。

記

1 変更を求める（増担保の必要となる）担保物

種類及び物件の表示	数量	価額	備考
		円	

2 変更又は増担保を求める理由

◎ この処分に関する不服申立て等に関する事項については裏面をご覧ください。

(規格A4)

改正後

(第2片)

平成 年 月 日
(〒 -)
(住所)

(氏名) 殿

国税局長
税務署長 印

担保変更（増担保）要求通知書

納税（換価）の猶予（平成 年 月 日付通知）に係る下記1の担保について、下記2の理由により、猶予に係る国税を担保することができないと認められるため、国税通則法第51条第1項の規定に基づき、平成 年 月 日までに担保の変更（増担保の提供）をすることを求めます。

なお、期日までに担保の変更（増担保の提供）をしないときは、猶予を取り消すこととなりますから、ご注意ください。

記

1 変更を求める（増担保の必要となる）担保

種類及び物件の表示	数量	価額	備考
		円	

2 変更又は増担保を求める理由

理由を記入する欄

◎ この処分に関する不服申立て等に関する事項については裏面をご覧ください。

(規格A4)

改正前

(第2片)

平成 年 月 日
(〒 -)
(住所)

(氏名) 殿

国税局長
税務署長 印

担保変更（増担保）要求通知書

平成 年 月 日付で許可した納税の猶予に係る担保は、下記のとおり不
適当（不十分）と認められますから、国税通則法第51条第1項の規定に基づき、平
成 年 月 日までに担保の変更（増担保を提出）をすることを求めます。

なお、期日（平成 年 月 日）までに担保の変更（増担保の提出）を
しないときは、納税の猶予許可を取り消すこととなりますから、ご注意ください。

記

1 変更を求める（増担保の必要となる）担保物

種類及び物件の表示	数量	価額	備考
		円	

2 変更又は増担保を求める理由

理由を記入する欄

◎ この処分に関する不服申立て等に関する事項については裏面をご覧ください。

(規格A4)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">307010-112 担保変更（増担保）要求通知書</p> <p>【調理要領】</p> <p>1 目的</p> <p>「担保変更（増担保）要求通知書」は、納税の猶予又は換価の猶予を受けている納税者から提供された担保財産若しくは保証人が適当ではないと認められる場合、担保額が十分ではないと認められる場合又は担保財産に係る保険契約の更新等を要する場合において、通則法第 51 条第 1 項の規定により、担保の変更、増担保の提供その他の担保を確保するため必要な行為をすべきことを納税者に命ずるときに作成する。</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) この通知書は 2 通作成し、第 1 片を原義として決裁を受け、第 2 片を納税者に送付する。</p> <p>なお、保険契約の更新等を求める場合には、標題を「保険契約の更新要求通知書」と訂正する。</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) 「1 変更を求める（増担保の必要となる）担保」欄は、提供を受けた担保のうち、担保として不相当（不十分）な担保財産又は保証人が特定できるように記載し、「価額」欄の金額は、その担保財産の評価額（保証人の場合にはその保証人から徴収することができる金額）を記載する。</p> <p>(4) 「変更又は増担保を求める理由」欄は、担保の変更又は増担保の提供を求める理由及び提供を求める担保の価額を具体的に記載する。</p>	<p style="text-align: center;">307010-112 担保変更（増担保）要求通知書</p> <p>【調理要領】</p> <p>1 目的</p> <p>「担保変更（増担保）要求通知書」は、納税の猶予等許可後において、納税者から提供された担保物又は保証人が適当でない場合、担保価額が十分でない場合及び担保物に対する保険契約の更新等を求める場合に、通則法第 51 条第 1 項の規定により、担保変更又は増担保の提供等（保証人の変更、その他の担保を確保するため必要な行為をすべきことを命ずることを含む。）を納税者に要求するために作成する。</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) この通知書は 2 通作成し、第 1 片を原義として決裁を受け、第 2 片を納税者に送付する。</p> <p>なお、保険契約の更新等を求める場合及び保証人の変更を求める場合等には、標題を「保険契約の変更要求通知書」と訂正する。</p> <p>(2) （同左）</p> <p>(3) 「1 変更を求める（増担保の必要となる）担保物」欄は、提供を受けた担保物のうちで担保として不相当（不十分）なものについて担保物又は保証人が特定できるように記載し、「価額」欄の金額はその担保物の評価額（保証人の場合にはその保証金額）を記載する。</p> <p>(4) 「変更又は増担保を求める理由」欄は、担保の変更又は増担保を求める理由及び提供を求める担保の価額を具体的に記載する。</p>

改正後

【記載例】

1 担保変更要求

保証人である△△△△は、平成○年○月○日に破産手続開始の決定（□□地方裁判所平成○年（○）第○号。同日破産手続廃止決定。）を受けており、その資力が著しく減少していると認められます。

そのため、猶予に係る国税の額（○○○円）に相当する他の担保を提供する必要があります。

2 増担保要求

上記1の財産について評価を行ったところ、評価額は○○○円であり、猶予に係る国税の額（○○○円）に不足する○○○円に相当する担保を提供する必要があります。

- ① （担保評価額の算出過程を記載）
- ② （必要担保評価額の算出過程を記載）

(5) この通知書には「不服申立て又は取消しの訴えの提起に関するお知らせ」を添付する。

改正前

【記載例】

1 担保変更要求

あなたが納税の猶予申請（平成○年○月○日許可）に係る担保として、平成○年○月○日に提供した保証人の保証について、その保証人である△△△△は、平成○年○月○日に破産手続開始の決定（□□地方裁判所平成○年（○）第○号。同日破産手続廃止決定。）を受けており、その資力が著しく減少していると認められます。

そのため、保証人△△△△の保証は、担保として適当ではないと認められますので、担保の変更を要求します。

2 増担保要求

あなたが平成○年○月○日付で提供した納税の猶予申請（平成○年○月○日許可）に係る担保財産である○○について再評価を行ったところ、評価額は○○円であり、必要担保評価額○○○円に満たないため、担保の追加を要求します。

- ① 担保評価額の算出過程
- ② 必要担保評価額の算出過程

(5) この通知書には「不服申立て又は取消しの訴えの提起に関するお知らせ」を添付して交付する。この場合において、「不服申立て又は取消しの訴えの提起に関するお知らせ」の「 税務署長」の空白部分には、処分を行った徴収の所轄庁の税務署名を記載し、「 国税不服審判所首席国税審判官」の空白部分には、当該税務者を管轄する国税不服審判所名を記載するとともに、「1 異議申立」欄の「ただし書」（国税徴収法第171条第1項関係）部分については、二重線にて抹消する。

改正後

307010-113 猶予の取消し等に関する注意喚起文

【様式】

パターンA

○ 次に掲げる場合には、国税通則法第49条第1項の規定により、納税の猶予が取り消され、又は猶予期間が短縮されることがありますので、ご注意ください。

- (1) あなた（貴社）の財産につき強制換価手続が開始されるなど、国税通則法第38条第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、あなた（貴社）がこの猶予に係る国税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。
- (2) この猶予に係る国税を、この通知書の「分割納付すべき金額及びその納付期限」のとおりに納付しないとき（税務署長等がやむを得ない理由があると認めるときを除きます。）。
- (3) あなた（貴社）がこの猶予に係る国税につき提供した担保について、国税通則法第51条第1項の規定による担保の変更等の命令に応じないとき。
- (4) 新たにこの猶予に係る国税以外の国税を滞納したとき（税務署長等がやむを得ない理由があると認めるときを除きます。）。
- (5) 偽りその他不正な手段により猶予又は猶予の期間の延長の申請がされ、その申請に基づきこの猶予がされ、又はこの猶予期間の延長がされたことが判明したとき。
- (6) (1)から(5)に掲げる場合のほか、あなた（貴社）の財産の状況その他の事情の変化により、この猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

改正前

(新設)

○ 次に掲げる場合には、国税徴収法第152条第3項（国税通則法第49条第1項（第5号に係る部分を除く。）準用）の規定により、換価の猶予が取り消され、又は猶予期間が短縮されることがありますので、ご注意ください。

- (1) あなた（貴社）の財産につき強制換価手続が開始されるなど、国税通則法第38条第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、あなた（貴社）がこの猶予に係る国税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。
- (2) この猶予に係る国税を、この通知書の「分割納付すべき金額及びその納付期限」のとおりに納付しないとき（税務署長等がやむを得ない理由があると認めるときを除きます。）。
- (3) あなた（貴社）がこの猶予に係る国税につき提供した担保について、国税通則法第51条第1項の規定による担保の変更等の命令に応じないとき。
- (4) 新たにこの猶予に係る国税以外の国税を滞納したとき（税務署長等がやむを得ない理由があると認めるときを除きます。）。
- (5) (1)から(4)に掲げる場合のほか、あなた（貴社）の財産の状況その他の事情の変化により、この猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

○ 次に掲げる場合には、国税徴収法第152条第4項（国税通則法第49条第1項準用）の規定により、換価の猶予が取り消され、又は猶予期間が短縮されることがありますので、ご注意ください。

- (1) あなた（貴社）の財産につき強制換価手続が開始されるなど、国税通則法第38条第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、あなた（貴社）がこの猶予に係る国税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。
- (2) この猶予に係る国税を、この通知書の「分別納付すべき金額及びその納付期限」のとおりに納付しないとき（税務署長等がやむを得ない理由があると認めるときを除きます。）。
- (3) あなた（貴社）がこの猶予に係る国税につき提供した担保について、国税通則法第51条第1項の規定による担保の変更等の命令に応じないとき。
- (4) 新たにこの猶予に係る国税以外の国税を滞納したとき（税務署長等がやむを得ない理由があると認めるときを除きます。）。
- (5) 偽りその他不正な手段により猶予又は猶予の期間の延長の申請がされ、その申請に基づきこの猶予がされ、又はこの猶予期間の延長がされたことが判明したとき。
- (6) (1)から(5)に掲げる場合のほか、あなた（貴社）の財産の状況その他の事情の変化により、この猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

改正後

改正前

307010-113 猶予の取消し等に関する注意喚起文

(新設)

【調理要領】

1 目的

「猶予の取消し等に関する注意喚起文」は、行手法第 35 条第 2 項の規定に基づき、下記様式一覧に掲げる納税の猶予等に関する処分通知について、猶予の取消し又は猶予期間の短縮がされることがある場合を明示し、注意喚起を行うために作成する。

2 調理要領

この帳票は、下記様式に応じてパターンを変更して、裏面に表示する。

なお、「教示文」欄に「○」を付した帳票については、「猶予の取消し等に関する注意喚起文」と併せて、「教示文」(様式 504000-005)が表示される。

No.	様式番号	様式名	パターン	教示文
1	307010-012	納税の猶予許可通知書(教示文あり)	A	○
2	307010-013	納税の猶予許可通知書(教示文なし)	A	
3	307010-043	納税の猶予期間延長許可通知書(教示文あり)	A	○
4	307010-044	納税の猶予期間延長許可通知書(教示文なし)	A	
5	307010-054	納税(換価)の猶予期間短縮通知書	納税の猶予 : A 換価の猶予(職権) : B 換価の猶予(申請) : C	○
6	307010-056-3	納税(換価)の猶予の納付計画変更通知書	納税の猶予 : A 換価の猶予(職権) : B 換価の猶予(申請) : C	○(注)
7	307010-056-19	換価の猶予許可通知書(教示文あり)	C	○

改正後				改正前	
8	307010-056-20	換価の猶予許可通知書(教示文なし)	C		
9	307010-056-28	換価の猶予期間延長許可通知書(教示文なし)	C	○	
10	307010-056-29	換価の猶予期間延長許可通知書(教示文なし)	C		
11	307010-066	換価の猶予通知書	B		
12	307010-076	換価の猶予期間延長通知書	B		
<p>(注) 「納税(換価)の猶予の納付計画変更通知書」については、納税者に不利益となる分割納付計画の変更を行う場合のみ、徴収システムの様式ダウンロードからダウンロードした「教示文」を添付する。</p>					

改正後

504000-005 教示文

【調理要領】

- 1 (省略)
- 2 調理要領

この帳票は、下記様式に応じてパターンを変更して調理する。

No.	様式番号	様式名	行書法57条 教示文 パターン	穴埋箇所の挿入句	行訴法46条 教示文 パターン
1	305000-082	搜索調書(その2)	C	保管命令	B
2	306010-002	差押調書様本(動産・有価証券用)	A	差押え及び保管命令(又は搬出)	B
3	306010-004	財産の引渡命令書	C	引渡命令	B
4	306010-006	財産の引渡命令書(占有者用)	C	引渡命令	B
5	306010-013	差押財産の使用等許可申立書	C	許可(不許可)	B
6	306010-017	差押調書様本(債権用)	A	差押え	A
7	306010-018	債権差押通知書	C	差押え	A
8	306010-020	差押調書様本(電子記録債権用)	A	差押え	A
9	306010-022	債権差押通知書(電子記録債権用・第三債務者あて)	A	差押え	A
10	306010-036	差押調書様本(第三債務者等がある無体財産権用・滞納者用)	B	差押え	A
11	306010-037	差押調書様本(第三債務者等がある無体財産権用)	B	差押え	A
12	306010-038	差押通知書(第三債務者等がある無体財産権用)	B	差押え	A
13	306010-040	差押調書様本(振替社債等用)	B	差押え	A
14	306010-042	差押通知書(振替社債等用・第三債務者あて)	B	差押え	A
15	306010-044	差押調書様本(電話加入権用)	A	差押え	B
16	306010-048	退社の予告通知書(滞納者用)	C	通知	B
17	306010-051	組合員等の持分の払戻等請求の予告通知書	C	通知	B
18	306010-053	組合員等の持分の払戻等請求書	C	通知	B
19	306010-055	組合員等の持分の払戻等請求書(法定脱退用)	C	通知	B
20	306010-058	差押書(不動産等及び第三債務者等がない無体財産権等用)	B	差押え	A
21	306010-067	差押財産占有調書様本	C	保管命令	B
22	306020-004	交付要求通知書(滞納者用)	C	交付要求	B
23	306020-011	国税徴収法第22条による交付要求通知書(教示文あり)	C	交付要求	B
24	306020-023	参加差押通知書(動産・有価証券用)	C	参加差押え	B
25	306020-026	参加差押通知書(電話加入権用)	C	参加差押え	B
26	306020-032	参加差押通知書(不動産等用)	C	参加差押え	B
27	306020-041	参加差押財産引受調書様本	C	許可(不許可)	B
28	306030-009	交付要求解除拒否通知書	C	解除請求の拒否	B
29	306030-029	参加差押解除拒否通知書	C	解除請求の拒否	B
30	306030-032	差押換拒否通知書	C	差押換えの拒否	B
31	307010-012	納税の猶予許可通知書(教示文あり)	C	納税の猶予許可	B
32	307010-018	納税の猶予許可通知書(相互協議用)	C	納税の猶予許可	B
33	307010-023	納税の猶予不許可通知書	C	納税の猶予不許可	B
34	307010-028	納税の猶予不許可通知書(相互協議用)	C	納税の猶予不許可	B
35	307010-033	納税の猶予取消通知書	C	納税の猶予取消	B
36	307010-038	納税の猶予取消通知書(相互協議用)	C	納税の猶予取消	B
37	307010-043	納税の猶予期間延長許可通知書(教示文あり)	C	納税の猶予期間延長許可	B
38	307010-049	納税の猶予期間延長不許可通知書	C	納税の猶予期間延長不許可	B
39	307010-054	納税(換備)の猶予期間短縮通知書	C	納税(換備)の猶予期間短縮	B
40	307010-056-3	納税(換備)の猶予の納付計画変更通知書	C	納税(換備)の猶予の納付計画変更	B

改正前

504000-005 教示文

【調理要領】

- 1 (同左)
- 2 調理要領

この帳票は、下記様式に応じてパターンを変更して調理する。

No.	様式番号	様式名	行書法57条 教示文 パターン	穴埋箇所の挿入句	行訴法46条 教示文 パターン
1	305000-082	搜索調書(その2)	C	保管命令	B
2	306010-002	差押調書様本(動産・有価証券用)	A	差押え及び保管命令(又は搬出)	B
3	306010-004	財産の引渡命令書	C	引渡命令	B
4	306010-006	財産の引渡命令書(占有者用)	C	引渡命令	B
5	306010-013	差押財産の使用等許可申立書	C	許可(不許可)	B
6	306010-017	差押調書様本(債権用)	A	差押え	A
7	306010-018	債権差押通知書	C	差押え	A
8	306010-020	差押調書様本(電子記録債権用)	A	差押え	A
9	306010-022	債権差押通知書(電子記録債権用・第三債務者あて)	A	差押え	A
10	306010-036	差押調書様本(第三債務者等がある無体財産権用・滞納者用)	B	差押え	A
11	306010-037	差押調書様本(第三債務者等がある無体財産権用)	B	差押え	A
12	306010-038	差押通知書(第三債務者等がある無体財産権用)	B	差押え	A
13	306010-040	差押調書様本(振替社債等用)	B	差押え	A
14	306010-042	差押通知書(振替社債等用・第三債務者あて)	B	差押え	A
15	306010-044	差押調書様本(電話加入権用)	A	差押え	B
16	306010-048	退社の予告通知書(滞納者用)	C	通知	B
17	306010-051	組合員等の持分の払戻等請求の予告通知書	C	通知	B
18	306010-053	組合員等の持分の払戻等請求書	C	通知	B
19	306010-055	組合員等の持分の払戻等請求書(法定脱退用)	C	通知	B
20	306010-058	差押書(不動産等及び第三債務者等がない無体財産権等用)	B	差押え	A
21	306010-067	差押財産占有調書様本	C	保管命令	B
22	306020-004	交付要求通知書(滞納者用)	C	交付要求	B
23	306020-011	国税徴収法第22条による交付要求通知書(教示文あり)	C	交付要求	B
24	306020-023	参加差押通知書(動産・有価証券用)	C	参加差押え	B
25	306020-026	参加差押通知書(電話加入権用)	C	参加差押え	B
26	306020-032	参加差押通知書(不動産等用)	C	参加差押え	B
27	306020-041	参加差押財産引受調書様本	C	許可(不許可)	B
28	306030-009	交付要求解除拒否通知書	C	解除請求の拒否	B
29	306030-029	参加差押解除拒否通知書	C	解除請求の拒否	B
30	306030-032	差押換拒否通知書	C	差押換えの拒否	B
31	307010-012	納税の猶予許可通知書(教示文あり)	C	納税の猶予許可	B
32	307010-018	納税の猶予許可通知書(相互協議用)	C	納税の猶予許可	B
33	307010-023	納税の猶予不許可通知書	C	納税の猶予不許可	B
34	307010-028	納税の猶予不許可通知書(相互協議用)	C	納税の猶予不許可	B
35	307010-033	納税の猶予取消通知書	C	納税の猶予取消	B
36	307010-038	納税の猶予取消通知書(相互協議用)	C	納税の猶予取消	B
37	307010-043	納税の猶予期間延長許可通知書(教示文あり)	C	納税の猶予期間延長許可	B
38	307010-049	納税の猶予期間延長不許可通知書	C	納税の猶予期間延長不許可	B
39	307010-054	納税(換備)の猶予期間短縮通知書	C	納税(換備)の猶予期間短縮	B
40	307010-071	換備の猶予取消通知書	C	換備の猶予取消	B

改正後

41	307010-056-19	換価の猶予許可通知書（教示文あり）	C	換価の猶予許可	B
42	307010-056-24	換価の猶予不許可通知書	C	換価の猶予不許可	B
43	307010-056-28	換価の猶予期間延長許可通知書（教示文あり）	C	換価の猶予期間延長許可	B
44	307010-056-33	換価の猶予期間延長不許可通知書	C	換価の猶予期間延長不許可	B
45	307010-071	換価の猶予取消通知書	C	換価の猶予取消	B
46	307010-084	徴収の猶予取消通知書	C	徴収の猶予取消	B
47	307010-107	納付通知書（保証人用）	C	告知	B
48	307010-111	差押解除拒否通知書	C	通知	B
49	307010-112	担保変更（増担保）要求通知書	C	通知	B
50	307020-016	滞納処分停止取消通知書	C	滞納処分停止取消	B
51	307030-003	延滞税免除通知書（教示文あり）	C	延滞税免除	B
52	308020-040	公売通知書			C
53	308020-054	入札等をなかつたものとした旨の通知書	B	処分	B
54	308020-063	不動産等の最高価申込者の決定通知書			C
55	308020-065	不動産等の最高価申込者の決定取消通知書（最高価申込者用）	B	決定取消	B
56	308020-072	不動産等の次順位買受申込者の決定取消通知書（次順位買受申込者用）	B	決定取消	B
57	308020-077	広告によって行う随意契約による買受申込者の決定通知書			D
58	308020-080	売却決定通知書			C
59	308020-082	売却決定取消通知書（買受人用）	C	売却決定取消	B
60	308020-087	次順位買受申込者に対して売却決定をした旨の通知書			B
61	308020-089	広告によって行う随意契約による売却通知書			D
62	308030-002	配当計算書簿本（滞納者用）	B	配当	A
63	308030-003	配当計算書簿本（配当権利者用）	B	配当	A
64	308030-007	配当計算書更正通知書（滞納者用）	B	配当	A
65	308030-008	配当計算書更正通知書（配当権利者用）	B	配当	A
66	308030-011	充当通知書	C	充当	B
67	309000-002	差押（通知）書及び交付要求書	C	差押え及び交付要求	B
68	309000-019	徴収通知書	C	通知	B
69	310000-002	繰上保全差押金額決定通知書	C	決定	B
70	310000-007	保全差押金額決定通知書	C	決定	B
71	310000-014	保全担保提供命令書	C	提供命令	B
72	310000-015	保全担保に係る抵当権設定通知書	C	通知	B
73	310000-018	繰上請求書	C	繰上請求	B
74	311000-008	納付通知書（第二次納税義務者交付用）	C	告知	B
75	311000-027	譲渡担保権者に対する告知書（譲渡担保権者用）	C	告知	B
76	311000-033	納付催告書	B	督促	B
77	311000-034	強制換価の場合の消費税等の徴収通知書（納税者用）	C	通知	B

(注) 1 「NO. 40 納税（換価）の猶予の納付計画変更通知書」については、納税者に不利益となる分割納付計画の変更を行った場合のみ、教示文を添付する。

2 「NO. 52 公売通知書」の教示文は、法律の定めにより添付するものではないが、公売を公告した事実を通知するとともに、不服申立て又は取消しの訴えを提起する機会を与えるために添付する。

改正前

41	307010-084	徴収の猶予取消通知書	C	徴収の猶予取消	B
42	307010-107	納付通知書（保証人用）	C	告知	B
43	307010-111	差押解除拒否通知書	C	通知	B
44	307010-112	担保変更（増担保）要求通知書	C	通知	B
45	307020-016	滞納処分停止取消通知書	C	滞納処分停止取消	B
46	307030-003	延滞税免除通知書（教示文あり）	C	延滞税免除	B
47	308020-040	公売通知書			C
48	308020-054	入札等をなかつたものとした旨の通知書	B	処分	B
49	308020-063	不動産等の最高価申込者の決定通知書			C
50	308020-065	不動産等の最高価申込者の決定取消通知書（最高価申込者用）	B	決定取消	B
51	308020-072	不動産等の次順位買受申込者の決定取消通知書（次順位買受申込者用）	B	決定取消	B
52	308020-077	広告によって行う随意契約による買受申込者の決定通知書			D
53	308020-080	売却決定通知書			C
54	308020-082	売却決定取消通知書（買受人用）	C	売却決定取消	B
55	308020-087	次順位買受申込者に対して売却決定をした旨の通知書			B
56	308020-089	広告によって行う随意契約による売却通知書			D
57	308030-002	配当計算書簿本（滞納者用）	B	配当	A
58	308030-003	配当計算書簿本（配当権利者用）	B	配当	A
59	308030-007	配当計算書更正通知書（滞納者用）	B	配当	A
60	308030-008	配当計算書更正通知書（配当権利者用）	B	配当	A
61	308030-011	充当通知書	C	充当	B
62	309000-002	差押（通知）書及び交付要求書	C	差押え及び交付要求	B
63	309000-019	徴収通知書	C	通知	B
64	310000-002	繰上保全差押金額決定通知書	C	決定	B
65	310000-007	保全差押金額決定通知書	C	決定	B
66	310000-014	保全担保提供命令書	C	提供命令	B
67	310000-015	保全担保に係る抵当権設定通知書	C	通知	B
68	310000-018	繰上請求書	C	繰上請求	B
69	311000-008	納付通知書（第二次納税義務者交付用）	C	告知	B
70	311000-027	譲渡担保権者に対する告知書（譲渡担保権者用）	C	告知	B
71	311000-033	納付催告書	B	督促	B
72	311000-034	強制換価の場合の消費税等の徴収通知書（納税者用）	C	通知	B

(注)

「NO. 47 公売通知書」の教示文は、法律の定めにより添付するものではないが、公売を公告した事実を通知するとともに、不服申立て又は取消しの訴えを提起する機会を与えるために添付する。